

平成30年第3回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

9月13日（木）

○開会及び開議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○行政報告	8
○町政に対する一般質問	8
3番 小杉修一 議員	8
2番 林 太平 議員	15
8番 新井達男 議員	18
5番 常山知子 議員	21
11番 内海勝男 議員	27
○町長提出議案の報告及び一括上程	36
○認定第1号から認定第4号の説明	36
○延会について	45
○次会日程の報告	45
○延 会	46



9月14日（金）

○開 議	50
○議事日程の報告	50
○認定第1号の質疑、討論、採決	50
・認定第1号 平成29年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について	
○認定第2号の質疑、討論、採決	65
・認定第2号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
○認定第3号の質疑、討論、採決	66
・認定第3号 平成29年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
○認定第4号の質疑、討論、採決	66

・認定第4号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	67
・議案第26号 皆野町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	68
・議案第27号 皆野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	72
・議案第28号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	
○議案第29号の説明、質疑、討論、採決	74
・議案第29号 皆野町消防団条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第30号の説明、質疑、討論、採決	76
・議案第30号 皆野町水と緑のふれあい館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の 制定について	
○議案第31号の説明、質疑、討論、採決	81
・議案第31号 平成30年度皆野町一般会計補正予算（第2号）	
○議案第32号の説明、質疑、討論、採決	95
・議案第32号 平成30年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第33号の説明、質疑、討論、採決	96
・議案第33号 平成30年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
○日程の追加	98
○議案第34号の説明、質疑、討論、採決	98
・議案第34号 平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
○議案第35号の説明、質疑、討論、採決	100
・議案第35号 調停の申立てについて	
○同意第5号の説明、質疑、採決	103
・同意第5号 教育委員会教育長の任命について	
○教育長挨拶	105
○委員会付託の請願審査報告	105
○平成30年請願第2号の報告、質疑、討論、採決	105
・平成30年請願第2号 憲法9条改定に反対する意見書の提出を求める請願	
○請願の審査	109
○請願第3号の上程、質疑、討論、委員会付託	110
・請願第3号 東海第二原子力発電所の運転延長を行わないことを求める意見書に関する 請願	
○陳情の審査	112
○陳情第1号の上程、報告	112

・陳情第1号 皆野町における受動喫煙防止対策に関する陳情	
○陳情第2号の上程、報告	1 1 2
・陳情第2号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情	
○要望の審査	1 1 2
○要望第1号の上程、討論、採決	1 1 3
・要望第1号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の採択について	
○日程の追加	1 1 3
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
・発議第2号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書	
○総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑	1 1 5
○産業建設常任委員会委員長報告、質疑	1 1 5
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	1 1 6
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	1 1 6
○広報常任委員会の閉会中の継続調査について	1 1 7
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	1 1 7
○議決事件の字句及び数字等の整理	1 1 7
○閉会について	1 1 7
○閉 会	1 1 8

○ 招 集 告 示

皆野町告示第61号

平成30年第3回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年9月10日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 平成30年9月13日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	大	塚	鉄	也	議員	2番	林		太	平	議員
3番	小	杉	修	一	議員	4番	宮	前		司	議員
5番	常	山	知	子	議員	6番	若	林	光	雄	議員
7番	大	澤	金	作	議員	8番	新	井	達	男	議員
9番	大	澤	徑	子	議員	10番	四	方	田		議員
11番	内	海	勝	男	議員	12番	宮	原	睦	夫	議員

不応招議員（なし）

平成30年第3回皆野町議会定例会 第1日

平成30年9月13日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、行政報告

1、町政に対する一般質問

3番 小 杉 修 一 議員

2番 林 太 平 議員

8番 新 井 達 男 議員

5番 常 山 知 子 議員

11番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、認定第1号から認定第4号の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員	議員
9番	大澤径子	議員	10番	四方田	実	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原睦夫	議員	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 者 兼 会計課長	吉岡明彦	教育長	豊田尚正
総務課長	新井敏文	みらい 創造課長	中島直輝
町民生活 課長	玉谷泰典	健康福祉 課長	浅見幸弘
参事兼 税務課長	米沢満夫	産業観光 課長	宮原宏一
建設課長	長島弘	教育次長	設楽知伸
代表 監査委員	田島伸一		

事務局職員出席者

事務局長	豊田昭夫	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開会及び開議の宣告

(午前9時00分)

- 議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより平成30年第3回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（大澤金作議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長（大澤金作議員） 次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。
本日は、第3回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、常日ごろより地域づくり、まちづくりに熱心に取り組んでいただき、敬意と感謝の意を表します。

北海道では、9月6日未明に震度7という強い地震により大規模な土砂崩れが発生し、多くの方が被災されました。犠牲になられた方のご冥福と被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

この夏は、熊谷で41.1度という日本最高気温を更新するなど、猛暑日が続く大変暑い夏でした。このような中、第50回秩父音頭まつりも極めて盛大に開催できました。これも町議会議員の皆様を初めとする多くの皆様のご協力と熱意の結晶であり、改めて厚くお礼を申し上げます。

また、先週8日には、民生・児童委員、皆野中学生による踊り、そして美澤會によるおはやしをメインに97名の皆様と浅草雷門盆踊りに参加し、皆野からやぐらを持っていき、秩父音頭を披露しました。皆野町が誇る秩父音頭を都心から全国にアピールしました。

皆野高校では、20年にわたる道路清掃活動が認められ、国土交通大臣表彰を受賞しました。また、県高等学校生徒商業研究発表会で、激推イノシカバーガーの取り組み発表が最優秀賞を受賞し、県代表で関東大会に出場することになりました。ビッグな賞をダブル受賞というすばらしい皆野高校の快挙であります。

何かと話題の多い夏でしたが、8月15日、山口県では行方不明の2歳の男の子が3日ぶりに山中から無事救出されたニュースは、日本中感動と安堵の声に沸きました。奇跡の救出をされた方は、78歳、スーパーボランティアと呼ばれている大分県からやってきた尾島春夫さんで、その言動の潔さは、全国から賞賛されています。心から拍手を送りたい明るい話題でありました。

マンジュシャゲが咲く9月は、敬老月であります。来る27、28日は、慶寿の祝いで議員の皆様のご臨席

を賜り、それぞれの長寿と金婚、金剛石婚をともに祝っていただきたいと思います。

また、スポーツの秋の始まりです。幼稚園、小中学校の運動会が開催されます。子供たちの頑張りに拍手をお願いします。

本定例会において、平成29年度皆野町一般会計歳入歳出決算を初めとする3特別会計歳入歳出決算の認定をお願いしますが、決算審査意見書において、田島伸一代表監査委員さん、内海勝男監査委員さんからは、決算調書等が法令に準拠して作成され、正確であり、執行も法令に基づいた適正なものと認められるとの審査意見をいただいております。

また、町財政の健全性においても、健全化基準を下回っているが、引き続き健全財政に努められたい旨の健全化判断比率審査意見でした。今後も健全財政に裏打ちされた住んでみたい町、住み続けたい町、ときめきの皆野づくりに取り組んでまいります。

本定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり15件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大澤金作議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤金作議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

12番 宮原 睦 夫 議員

1番 大塚 鉄 也 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（大澤金作議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの6日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの6日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長（大澤金作議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

6月15日、横瀬町町民会館で開催のJAちちぶ通常総代会に出席いたしました。

28日、29日の日程で、埼玉県町村議会議長会主催の県外視察では、石川県加賀市議会を視察いたしました。

月が変わりまして7月10日、秩父市役所で開催の秩父地域議長会第1回定例会に副議長と出席しました。

12日、秩父地方庁舎で開催の3議連第2回役員会に副議長と出席しました。

25日、秩父市歴史文化伝承館で開催の秩父地区暴力排除推進協議会総会には、副議長に出席をいただきました。

月が変わりまして8月1日、秩父地域基幹道路建設促進議員連盟、水と森を守る秩父地域議員連盟の国土交通省並びに農林水産省、環境省、関東地方整備局への要望活動に出席いたしました。

6日、横瀬町役場で開催のちちぶ定住自立圏推進委員会に、15日、長瀬町で開催の長瀬船玉まつりに、20日、ホテルブリランテ武蔵野で開催の県町村議会議長会地方行政懇談会に、24日、秩父地域基幹道路建設促進議員連盟、水と森を守る秩父地域議員連盟の県の施策に対する要望活動に、25日、浅草で開催の浅草サンバカーニバルに、31日、埼玉県県民健康センターで開催の埼玉県町村議会議長会役員会に出席しました。

月が変わりまして、9月8日、浅草で開催の雷門盆踊りに出席しました。

次に、皆野・長瀬下水道組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

8番、新井達男議員。

〔8番 新井達男議員登壇〕

○8番（新井達男議員） 8番、新井達男です。皆野・長瀬下水道組合の報告を行います。

平成30年第1回皆野・長瀬下水道組合議会臨時会が6月20日に開催されました。管理者提出議案の報告及び一括上程され、日程第4、議案第12号から日程第6、議案第14号、いずれも公平委員会委員の選任についての3件につきまして、原案のとおり同意されました。

以上、皆野・長瀬下水道組合の報告とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

10番、四方田実議員。

〔10番 四方田 実議員登壇〕

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田でございます。秩父広域市町村圏組合議会の報告を行います。

平成30年7月17日、全員協議会が秩父消防本部において開かれ、宮原睦夫議員とともに出席をいたしました。新しい防災通信システムの見学と説明、それに諸報告として3点、1、平成30年第2回定例会管理者提出議案の概要、2、橋立浄水場更新工事の進捗状況について、3、一括発注方式の検証報告について、これは一括発注方式というのは、設計施工を一括で発注する分離発注と違う発注の方法で、横瀬町内において、配水管設計施工が一括発注方式で工事が施工されたということです。

続いて、平成30年7月24日、秩父広域市町村圏組合議会第2回定例会議が開催され、宮原睦夫議員とともに出席をいたしました。一般質問に続き、管理者提出議案として、議案第12号 平成29年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定について、議案第13号として、秩父広域市町村圏組合の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例、これは職員の刑罰についてです。議案第14号といたしまして、財産の取得について、これは災害対応特殊はしご付消防自動車2億3,198万4,000円の購入についてです。議案第15号といたしまして、秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について、これは小鹿野町の黒澤耕太郎氏が選任されました。

以上、4議案全て可決、承認をされました。

これをもちまして、秩父広域市町村圏組合議会の報告といたします。

○議長（大澤金作議員） 監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（大澤金作議員） 日程第4、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

○町長（石木戸道也） 特にございませぬ。

○議長（大澤金作議員） 執行部からの報告が終わりました。

これをもって行政報告を終わります。



◎町政に対する一般質問

○議長（大澤金作議員） 日程第5、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔をお願いいたします。

それでは、3番、小杉修一議員の質問を許します。

3番、小杉修一議員。

〔3番 小杉修一議員登壇〕

○3番（小杉修一議員） おはようございます。小杉修一です。町長の挨拶にもありましたが、この夏場は大阪北部地震、長期の豪雨、連日の猛暑、そして猛烈な台風21号、北海道の大地震となってしまいました。被災された方々にお見舞い申し上げます。特に中国地方、関西地方、日本海側地域、そして北海道においてはとても大変な中で、今、政府、地元行政の迅速な対応が切望されます。

政府は、障害者雇用の水増しのようないいかげんなことや、またふるさと納税にかけている自治体に制裁とかやっていないで、スーパーボランティア尾畠春夫さんのように気合いを入れて全力でやってもらい

たいと思います。

いずれにいたしましても、一番偉かったのは2歳の理稀ちゃんです。ただの一言も苦言、文句や恐怖の中、あんなに虫に食われたつらさも発せられず、退院の日の「バイバイ」に日本中が歓喜に包まれました。尾畠さんとともに頑張った藤本理稀君に改めて敬意を表します。

そして、大坂なおみ選手の全米オープンテニス制覇の大快挙には、まさに「すげえ」の一言であります。

それから、当町三沢地区における県道玉淀長瀬自然公園線の大改良計画が7月26日の地元説明会で明らかになりました。大変グッドだと思います。長年にわたる県土整備事務所、岩崎先生、石木戸町長と執行部、内海議員、新井議員、地元の方々のご努力に敬意と祝意を申し上げます。そして、この計画に即して安全で立派な県道が早期にできますように期待いたします。

それでは、一般質問をさせていただきます。まず、質問の1項目めですが、ブロック塀の点検と危険建築物等についてであります。大阪で発生した地震によるブロック塀の倒壊による小学生の死亡事故は、最も児童の安全を重んじる学校で発生してしまいました。国の通達があり、当町も点検をされたと思われませんが、その結果を教えてください。

また、あわせて、当町にあれば危険だというような声が上げられている建築物等はどのくらいありますか。実は、親鼻地区にも2件ほどありますが、建設課長もお悩みのようですが、1件は通行の障害にもなっております。こういうのは町が撤去に向けて動いていただければ、地元は協力できると思います。ご見解をお聞かせください。

次に、質問の2項目ですが、道の駅みななの駐車場についてであります。この夏、秩父や長瀬がにぎわい、道の駅みななのも大変大勢の来客が見られ、駐車場が空き待ち状態でした。この盛況のもと、コンサルタントなどいない中で、町長、副町長、執行部、関係者の皆さんがいろいろ努力され、うどんセットを中心とする食堂の充実、浄化槽のパンクを見て、下水道を即時に引き込み、トイレを新築したりされました。そして、今いよいよ駐車場が足りないときが出てまいりました。うれしい悲鳴であります。第2駐車場上の段のところは、不便みたいであります。何とか改善できないでしょうか。よろしく願いいたします。

次に、質問3項目、町道皆野59号線改良工事の入札についてであります。町道皆野59号線道路改良工事の入札については、指名で参加した信用と実績のある町内4社が他の業者、町外の1社よりも安かったけれども、失格となり、結果、最高額提示の1社が落札されました。これにはいろいろな意見が聞かれますが、この入札について、町民が理解できますようにぜひ説明していただきたいので、よろしく願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 3番、小杉議員さんからの一般質問通告書の道の駅みななの駐車場についてお答えします。

小杉議員さんからは、幾度か道の駅みななのにかかわる同様の質問をいただいております。今回の道の駅みななの駐車場の改善についての質問ですが、道の駅オープン以来、皆野町農産物直売所では、毎年売り上げ客数とも増加して、秩父地域の5カ所の農産物直売所の中でトップであります。このように盛況なことから、春の大型連休やお盆の時期の数日は、第1駐車場が満車状態になります。捉え方によればうれしい悲鳴ということが言えます。

小杉議員さんからこの改善策として、高さ3メートル余り上にある第2駐車場の岩盤を削りフラットにすればどうかのご提案ですが、相当高額な経費を要すること、年間限られた日の数時間の満車状態であること、また第2駐車場の奥の民有建物や敷地、道路の保全のための安定勾配ののり面施工が生じて、駐車スペースが狭くなります。また、第2駐車場は、土砂災害警戒区域の指定地であることなどにより、第2駐車場の岩盤掘削によるフラット化は考えていません。このため、上の段にある第2駐車場への誘導案内看板などにより、駐車を促していきたいと考えております。また、このような対応で、JAちちぶとも協議をしました。

1番目と危険建築物関係は、教育長及び担当課長から、3つ目の町道皆野59号線入札関係は副町長から答弁をいただきます。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 3番、小杉議員さんからの一般質問通告書の3、町道皆野59号線改良工事の入札についての質問に私からお答えいたします。

工事等の入札については、小杉議員さんにおかれましては大変詳しくご承知のことと思いますが、申し上げます。全ての地方自治体の工事請負契約は、地方自治法第234条の規定により、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、または競り売りとされております。また、政令において、予定価格が130万円以内は随意契約ができるとされて、130万円を超える場合は、競争入札に付すとされています。

皆野町の請負契約は、地方自治法の規定により、その多くは指名競争入札に付されております。競争入札においては、予定価格以下で、また最低制限価格以上の最も低い入札価格を落札額としております。したがって、最低制限価格未満の入札は失格となります。

7月17日執行の町道皆野59号線改良工事の入札においては、町内業者4社が最低制限価格未満のため失格し、町外業者1社が予定価格以下で落札になったということがございます。偶然、町内、町外業者に分かれた形になりましたが、見方によれば、競争性が確保されたということも言えます。

最低制限価格の設定の主な理由でございますが、完成品の品質の確保、従業員の適正な労働対価の確保を図るためであります。

以上のように、130万円を超える建設工事等の入札は、指名競争入札に付し、予定価格と最低制限価格を設定し、品質の確保と公正と透明性、競争性を図り、最少の経費で最大の効果を図るべく取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

〔教育次長 設楽知伸登壇〕

○教育次長（設楽知伸） 3番、小杉修一議員のご質問、ブロック塀の点検と危険建築物についてのうち、学校施設におけるブロック塀の点検とその結果についてお答え申し上げます。

ご質問にもありましたとおり、6月18日の大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市の小学校で痛ましい事故が起きてしまいました。町教育委員会におきましては、国からの点検要請に先立ち、事故発生の翌日19日に、全ての町立学校で点検を実施いたしました。点検は、事故のあったものと同じ建築用コンクリートブロックを積み上げた塀を対象とし、現行の建築基準法施行令で定める基準を満たしているかを確認したものでございます。

この点検の結果、三沢小学校の県道に面したブロック塀が現行の基準を満たしていないことが判明いたしました。具体的には、土台部分を含めた道路面からの高さと控え壁の設置間隔が基準を満たしていませんでした。

こうしたことから教育委員会では、このブロック塀を撤去する方針を決定いたしました。また、ブロック塀が撤去されるまでは、児童がこのブロック塀の付近を歩かないよう、児童の安全を確保いたしました。ブロック塀の撤去工事につきましては、7月9日に工事請負契約を締結し、8月3日に撤去が完了、8月24日には、ブロック塀にかわるネットフェンスの設置が完了しております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

〔町民生活課長 玉谷泰典登壇〕

○町民生活課長（玉谷泰典） 3番、小杉修一議員さんから通告のありました質問事項1ー2の、また、あわせて当町に、あれは危険というような声が上げられている建築物等はどのくらいありますかについてお答えいたします。

平成28年度に総務課におきまして空き家等の実態調査を実施しておりますので、その結果をベースにお答えをさせていただきます。

平成29年度から不定期に実態調査の対象となった建築物等を中心に、町民生活課におきまして目視による現地確認をさせていただいております。その中で建築物等が道路や隣地などに崩れてきそうで危険、また、例えば建築物等に絡んでいるツタなどが枯れ草となり、火でもついたらすぐに燃え上がりそうで危険など、その建築物等があることで周辺に大きな影響が出るおそれのある場合に、あれは危険という声が上げられているものと理解しております。その意味で判断した場合、町民生活課で把握しているものは、およそ10件くらいになります。なお、そのほとんどが所有者または使用者等の管理下に置かれている建築物等です。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

〔建設課長 長島 弘登壇〕

○建設課長（長島 弘） 3番、小杉議員さんからの一般質問通告書のブロック塀の点検と危険建築物等についてのうち、町道に関連する事項の質問にお答えします。

親鼻区には複数の空き家が存在していると認識しております。この中には、敷地の前後が拡幅改良された町道にもかかわらず、計画道路区域内に存在し、円滑な通行を阻害している物件もございます。道路改良工事のために当該空き家所有者のところへ3年間にわたり継続的に用地提供のお願いに上がりましたが、昨年度に交渉断絶を申し渡され、現段階では所有者の心情を踏まえ、用地交渉を休止しています。この空き家は、平成28年12月の突風でトタン屋根が敷地外に吹き飛ばされる危険な事態となりました。また、町道に近接する面は縦どい、横どいの破断、窓の損壊、桑の木の繁茂など、通行時における保安上の問題があります。現道拡幅改良とあわせて危険な空き家の除去のために、引き続きと申し上げたいところですが、所有者の方の意思を尊重しながら、タイミングを見計らい用地交渉を再開したいと考えています。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 順次再質問をいたします。

ないのかと思ったら、三沢小学校で1件、不適格なブロック塀が存在していたという報告でありましたが、大変迅速に対応されて、8月24日に新しいフェンスにとってかわったということをお聞きいたしました。よかったと思います。

その次、それに関連してですが、ブロック塀、通学路として親鼻の県道にもありましたけれども、建設課長、県土整備事務所の交渉により、何か少し改善された感がありまして、地元としてはいろいろやってもらって、あれも動きがあったなと感謝、認識しております。

それで、危険な空き家ということで最後に建設課長がその存在をご報告していただきましたけれども、そのとおりで地元は悩んでいる部分がありますけれども、災害というのが、本人の意思は確かにあって、そこからどうも進みそうもない、一生懸命やっていただいているのだけれども、進められるところがちょっと手詰まり感が出てしまっているという感じでありまして、最近の災害、今回、台風が大変な猛威で日本列島を襲いましたけれども、台風に関してはこの地域にも通り得るわけなので、ことしはまだ終わっていないですけれども、そういうときに再度あのような建物が、もう一度トタンが飛んでいます。親鼻駅前にあるもう一件も道端で、台風が来れば恐らく雨戸ぐらいは飛ぶだろうと推察されるような感じもあります。その辺を町民生活課長も認識されておられるかと思っておりますけれども、ご見解がありますか。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 3番、小杉議員さんの再質問にお答えします。

現在、できる限り現状の確認をさせていただいております。既に所有者の方などにお会いして相談をさせていただいているものもあるわけですが、また地域の有志の方で対応されているものもございます。

駅前の件につきましては、所有者の方に連絡を既にとりまして対応させていただいているわけですが、相続の関係でとまっている部分もございます、時間がかかる案件だと考えております。

また、空き家対策につきましては、町民生活課のほうで所管しているわけですが、空き家対策特別措置法が制定されているわけですが、法律にも限界がございますし、また所有者の方には財産権、また管理責任がございます。今後につきましては、これまでどおり話し合いを基本にして、また空き家対策協議会でも協議をしまして、現状の改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） それに関連いたしまして、実際のところ、ことしの春、空き家対策協議会というのがこの皆野町にもできまして、私も委員にはなったのですが、その後、この空き家対策協議会というのは開かれる見通しがあるのかなのか。こういうところで協議会でも開いて、また意見交換をして、所有者はいるといえども、管理者はいるといえども、空き家対策協議会でかなり心配だという話題になったという事実が発生すれば、また違った対応がなし得てくるのかなという気がしてしまうわけでありまして、自分たちも議会で一昨年、新潟県見附市のほうの空き家対策が積極的に町が介入して、危ない家は所有者がいても通告して壊していくというような、そのぐらいな積極性を目の当たりにしてきたところでもあります。そのような関係で、空き家対策協議会というところは、何かやっていく予定で、こういうものがあるわけでしょうから、予定はどうでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 3番、小杉議員さんの再質問にお答えします。

ことしの3月に第1回目の空き家対策協議会を開催しております。現在、次の開催に向けて準備を進めているところでございます。年内には開催できる方向で検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 呼んでいただければ、また参加させていただいて、皆さんの声を届けていきたいと思っておりますので、また一緒にやっていければと思ってお聞きしました。では、年内開催ぐらいのめどでまたよろしくお願ひいたします。

道の駅みなもの駐車場についてご答弁いただきましたが、実際、なぜあんなに混むようになったのでしょうか。よくわからないけれども、本当に随分混むようになったなと思っております。自分なりに、うどんのセットがおいしくなったとか、いろいろ推察できる面もあるのでしょうか、産業観光課長はどのように捉えておりますか。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 3番、小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

道の駅の農産物直売所におきましては、秩父地域の新鮮な野菜、手づくりのまんじゅうなどの加工品など、秩父ならではの味が味わえ、またお盆には切り花等を求める客で混雑しております。また、レストハウスにおきましても、先ほど小杉議員さんがおっしゃられましたうどんにおいても、地元の新鮮な野菜や農林61号を使い、JA女性部の方々が手打ちうどんの実演をし、田舎風のうどんが味わえており、リピーター客が多く来ております。以上のことだと思われま。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） いずれにいたしましても、非常に混んで、町長は一時のものだから我慢してもらえないような感じで言われたところもあるわけですが、第2駐車場というのは確かにありますけれども、運よくすると看板が見えると、お店のあたりからそっこのほう、運よく向くと見ると、そうでないとよくわからなくて、あの中をぐるぐる回るところ、それで気がついて確かにあると、上のところへ、車だと一応わかれば上がっていきけるわけですが、おりてからがまた問題で、かなり距離と段差の階段があるわけですね。三沢側の手前にまずちょっと狭いところがあって、それはまず低い。その高さはわかりますか。その高さからさらに1段、1メートル上がったのが第2駐車場、あの1メートルを自分は削るのは難しくないと思っております。擁壁はほとんどなく、あのところでフラットにできないかという考えを実は持っていますので、研究していただければと思うのですが、結局、今回の議会でも補償の保険関係の議案も何かあったような気がしているのですが、例えばあれだけの階段ですと、つまりそれなりのけがをする場面が考えられます。その辺の対策というか保険というか、そのようなところは町が体制を持っているのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

道の駅につきましては、今は指定管理でJAさんのほうで行っております。JAさんのほうでそういう保険等にかかわっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） それでは、今のところと言えるのは、とにかく何しろ割かし年配者が利用したりもして、あの階段の上りおりがあるわけですから、また雨だと階段がぬれる。その辺の危険を考えたとき、今の答弁ですと、農協で対応できるということで聞きましたけれども、いいわけですか。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 総合賠償保険のほうにも補償が入っておりますので、そちらでも対応できますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） わかりました。何とかうまく改善して、まだまだ結局混んでいくところなので、一時と見込まないで、これからぜひ検討していったほうがいいと思います。よろしくお願いいたします。

町道皆野59号線のことについて再質問いたします。予定価格というのがあったり、最低制限価格というのがあったり、決まり事の中で公正な入札が行われているのはそのとおりなのだと思いますけれども、何しろ町が信頼を置いている4業者を指名して、その4業者が一斉に失格にされたという事実は、ちょっと残念であります。

それで、町道59号線で最低制限価格を下回った業者は、結局ある程度経験のもと、それでやれると思って応札されているわけですが、そこで品質不良のおそれがあると、最低制限価格を下回ったから品質不良のおそれがあるということは、言葉として存在するのであって、我々地元は、あの道を何としてもまずつくっていただきたい。砂利道でもいいから広げてつくってもらいたいぐらいな気持ちで思っているわけです。ここで品質不良というのがどのようなものが想定されるわけでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 予定価格の設定理由の中で申し上げましたとおり、予定価格、また最低制限価格の設定でございますが、特に原材料を積算して、その設計図どおりやってもらえばいいのですが、大幅に価格が下回った場合は、その材料も品質も含めて、その品質の確保が困難であろうというようなことも予想されるということでございます。そういうことから品質管理、あるいはその従事者の労働対価ですか、報酬、給料等が低減される懸念もままありますので、そういうものの防止も含めて最低制限価格を設定しているということでございます。

そういうことで、全部失格にされたということではなく、失格になってしまったということでございます。以上です。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） いや、業者のほうはこれでやれるのだという自信を持って多分、町内の業者は参加しているのと、あと今、かなり仕事がタイトというか、少なくなっている部分があるので、やはりとりたいたいという強い意思がやっぱり入札価格を低くさせている面もあります。

町民からしてみれば、税金ですので、なるべく安く発注されたほうがいいという町民の意向は当然にあるわけですし、今回の場合において、また一律のその最低制限価格というのが取り入れられて、副町長も残念に結果になったという趣旨の発言で、最後は理解するしかないかなと思うところではありますけれども、もう一工夫、今後に向けて、そのような今回も指名された4業者、本当に実績ある、信頼性ありの業者ですので、今、自分がちょっとお聞きしましたけれども、品質不良というそういうレベルはないし、特にその業者なんかは町の大変難解な工事など、大淵の大擁壁を難なくつくり上げて、立派な道をつくり上

げている業者でもあります。この方も積極的に応札されて、失格してしまいました。本当に実績があるそういう業者がそろっていますので、何か今後に向けてご一考できないものか、最後にもう一言よろしくお願ひいたします。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 小杉議員さんのお話、心情的にはわかる部分もありますが、やはり公共工事は決まり事、特に地方自治法等の法の規定に基づいてやるということでございます。そういうことでこの予定価格、最低制限価格も設定して行うということの変更についてはできないということでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そういうことで、いろいろご苦勞いただいた中で、町道59号線がいよいよ拡幅改良工事をやっていただけることになりました。地元は大変期待しております。その道がことし12月10日ぐらいですか、工期で着工いただいて仕上がっていくと思いますので、そうすると、ご存じのように当然手前と奥が広がる。残された踏切ということになります。来年度、その辺もぜひよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 次に、2番、林太平議員の質問を許します。

2番、林太平議員。

〔2番 林 太平議員登壇〕

○2番（林 太平議員） 2番、林太平です。一般質問させていただきます。

先ほどの答弁の中にもありましたけれども、空き家対策とかいろんな問題で町でも苦慮している姿がわかる。私の質問は、いずれそうなるのではないかと思うところを考えていたところ、答弁でいろいろ出してもらってある部分がありますので、私の質問は、道路整備、これは私道についての質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

町道や林道については整備がよくなっていますが、町の中に私道の砂利道が見られます。大雨が降ると水たまりができ大変だとよく聞きます。私道のためにどうにもならないと諦めているようです。町として補助金、または材料等の支援をしてはと思います。住みよい町を掲げている中で、長年にわたり生活道路として税金を納め、子供たちも大きくなって高齢になり、町に寄附をしたいとよく聞きます。何軒かで私道を管理している場所も多く、新しい道路、また林道整備も大切だとは思いますが。私道の部分のところのコンクリ工事やるとか、砂利などを敷くときに支援してはと思います。多くの方の意見は、子供が町外に出て戻ってこないからと諦めているようです。町道にするには問題があると思しますので、税制優遇などを検討してはと思います。

そして、いろんなことで工事してもらえるとすると、今は町の中で、先ほど言うとおりの、高齢になって、誰がしてくれるのだいというような形が多くなっていますので、その辺についてはもしやってもらえるのであれば、工事は町の業者さんも多くいることですのでお願ひしてはと思いますが、どう考えているかお伺ひいたします。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

〔建設課長 長島 弘登壇〕

○建設課長（長島 弘） 2番、林議員さんからの一般質問通告書の道路整備（私道）についての質問にお答えいたします。

道路には、おおやけの道の公道とわたくし道の私道があります。公道は、国道、県道、町道などで、管理は行政が行います。これに対して私有財産である私道は、その所有者が管理を行うこととなります。私道は、公道からの路地状敷地として建築物の敷地の一部となっているもの、住宅地、別荘地の開発業者が増築したもの、あるいは建築基準法第42条第1項第5号に基づく位置指定道路、個人敷地、共有地、砂利道、舗装道路など、その形態、管理はさまざまでございます。林議員さんのご質問の補助金、または材料等の支援については、大変貴重なご意見であり、趣旨はまことにもってごもっともなことで理解しております。

しかしながら、私有財産の維持管理の原則に基づき、今のところ純然たる私道への町からの補助金等の制度は設けていない現状でございます。ご理解をいただきたいと思っております。

なお、2戸以上住宅等の建築物が建ち並び、かつ通り抜けができ、幅員4メートル以上で、構造上の要件等を満たしている。あわせて不特定多数の方が利用する私道にあつては、寄附の受け入れを行い、町道として町が管理する場合があります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

〔参事兼税務課長 米沢満夫登壇〕

○参事兼税務課長（米沢満夫） 2番、林議員さんの質問にお答えいたします。

ご質問の私道に対する税制優遇などの検討をという部分についてでございます。町の土地評価事務につきましては、地方税法第388条第1項により定められた固定資産評価基準に基づいて定めた基準により評価事務を行っております。その中で町道等の認定を受けた用に供する土地の現況地目は、公衆用道路として認定し、非課税とする。また、公道と公道をつなぐ通り抜け道路、または分譲地等10名以上の共有で、かつ不特定多数の者が通行する道路は、これに準ずるものとして扱々と定めてございます。この部分につきましては、非課税ということになっております。

登記上の地目が公衆用道路であっても、これに該当するもの以外は非課税とはなりません。ただし、道路敷地の地目認定については、複数の所有者が共有またはこれに準ずる不特定多数の者が通行するものを道路敷地として認定するとなつてございます。この場合の私道につきましては、比準割合を乗じた税額を算出しておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 再質問させていただきます。

まず最初に、道路のことについて説明していただきまして、ご理解をいただきたいという部分で、理解はするつもりでいるのですけれども、やっぱり先ほど一番何を心配しているかという、空き家になったときに、その家が出たとき、2軒か3軒で使っている私道について入っていく。そうすると、やっぱりあそこの家に違う人が入ったときにどうするかとか、いろんな問題が最近近所でも大分聞かれます。そして、道路で何軒が狭いところへ入って行って、救急車が入ってくる。その奥には先ほど業者が造成したところに家が何軒か建っている。それも全部砂利道の状態、それでそこのところについてもやっぱり

救急車がこれはいれない。それで、救急車が手前まで行けば、今は運び出せるからいいよという町にもあるのかもわからないのですけれども、やっぱりそこに住んでいる人にすれば、税金……税金の話もしてしまえますけれども、税金を払っているというか、みんなで払っていると、家でもそうだったのですけれども、3軒で管理していると、何分の幾つ、何分の幾つで大変その辺について、自分としても随分あれなので、何とか1軒1軒やってくれないかということで、何年も前に町役場へも交渉したことがあります。

今、多分、どこの家でも悩んでいるのは、やっぱり個人情報がある中で税金について何で、何分の幾つが出ていながら、それをあえて1軒1軒に請求しないかと、それでたまたま家のところは、来たときに隣の家でやっていて、次に当番だということで来たら、やっぱりその中身を見てはいけないものも、封が切っているのを1回見たことがあるのですけれども、やっぱり郵便物が来たのをどういうふうに払っているのかなんて見るなんていうことは、今の時代なら大変問題になると思うのですけれども、そのころは、まあいいが何十分の幾つだからいいからということで払っていました。やっぱり今考えるとそういう人が多いと思うのです。

それで、先ほど言うとおりの、空き家になるといって、今度は誰が税金払うのだとい、空き家になったときにどこへ請求すればいいのだと、町になれば、さっきの個人所有だからどうのこうのということになると、どこにも請求するのに、では3軒だからおたくらで払ってくれなんて、実際の話、空き家になっていなくなったから、家でも2軒分払ったという経緯もありました。やっぱりその辺になると、ご理解をさせていただきたい気持ちは十分、自分でも理解する気持ちはあるのですけれども、やっぱりその辺について、これからは空き家が多くなるといって、町の人が行って、この道路は何でもかんでも突っぱねるわけにはいかないときが出てきて、幾らか面倒見ておいて、こうだよあだよと幾らか言うのであればいいと思うのですけれども、その辺についてはどういう考えなのですか。建設課長、お願いします。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 2番、林議員さんからの再質問にお答えいたします。

先ほどご答弁させていただきましたとおり、それぞれが異なって管理が画一的なものではないことから、例規などによりまして制度が確立していない中での補助金、材料等の支援は運用として行いません。課題として、今後研究、検討させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大澤金作議員） 2番、林議員。

○2番（林 太平議員） これから検討してもらえるとということなので、いい方向に、これから先もいろいろ空き家対策の問題で答弁している中に問題がどんどん出てくると思うのです。空き家になってくると、1軒の家で空き家になった家の草刈りをするかなんて考えても、やっぱりそこへ入っていくと、ここからこっちは個人所有だよと言われると、不法侵入罪だか何かで問われるというような時代になっていますので、それだって我々が地域の人と一緒に何かやるとなると、町役場へ行っていろんなことを調べて、手を打って手を打って、初めてそこで草刈りをするような状態、そうすると私道だから何もかもだめだという時代がこれから来て、ここから入ってはいけない、確かに法律だからしょうがないとは思っているのですけれども、その辺についてもいろいろ町として検討をしておいてもらったほうがいいと思うのです。

砂利、砂等ばかりでなく、いろんなことに私道について整備してもらおうとか、いろんなことを検討しておいてもらったほうがいいと思います。

そして、税制についての1軒1軒についての問題は、多分答弁としては無理な答弁になると思うのですけれども、その辺について税務課長の。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○参事兼税務課長（米沢満夫） 林議員さんの再質問にお答えいたします。

共有地の場合でございますが、代表者を定めていただいて、納めていただくということになっております。理由といたしましては、共有地、二、三人で持っているものもございますが、100人単位で持っている共有地もございます。そういうところに個々に全部それぞれに納めていただくというのはなかなかできないということでもありますので、基本的には代表者の方をお願いをしているということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 今の税制の問題についても、極力いろんな個人情報とかコンプライアンスとかいろいろの問題がある時代になっていきますので、ぜひ税制問題については、個人個人に請求してもらおうとかいろいろな問題があるというのはわかりますけれども、やっぱり何軒でまとめたとかなんとかというのは、地域で仲がよければいいけれども、何かがあったときに大変な問題が生じますので、ぜひその辺のところもこれから検討していただければと思います。

以上をもちまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 次に、8番、新井達男議員の質問を許します。

8番、新井達男議員。

〔8番 新井達男議員登壇〕

○8番（新井達男議員） 8番、新井です。通告に基づき一般質問をさせていただきます。

日独友好事業についてですけれども、日独友好事業ビュアシュタット市開催世界体操祭の継続について。1つ目です。来年開催のビュアシュタット市世界体操祭の招待状が届いていると聞いていますが、参加の予定はありますか。

ビュアシュタット市との交流事業は、山田町長以来、現石木戸町長の3代、30年にわたり継続し、交流先とも良好な関係が保たれていると聞いています。また、1週間から10日ほどの滞在費もホームステイのために経費面もそれほどかからない事業と聞いております。一部には英語圏と交流との声もありますが、どのようにお考えか。

2番目、派遣団体の決定について。前回までの派遣団体を振り返ってみると、体操祭にはふつり合いな団体が複数回派遣されていたようで、体操祭の内容は、五輪の器械体操や新体操とは違うが、チアリーディングやヒップダンスに近いもので、およそ武道とか民俗芸能とかとはかけ離れたものと聞いています。これまでの派遣団体では、リズム縄跳びとシーダンスに近いようですが、いずれも場当たりのであったようで、みんな好評だったよと聞いていますが、反論もあろうが、それはドイツサイドの寛容さにすぎないのではないのでしょうか。

実際、参加団体は相互に採点しているのだが、当町の演技は対象外、番外になっているのが現実であり、また過去の派遣団体は前会長の関係団体が多く、逆に町内の多くの運動系の団体は、この事業に存在すら知られていない、町の事業としてはこの点が大きな問題かと思うし、それも派遣団体を決めるのが日独友好協会だけというのも問題ではないかと思えます。この点について町はどう考えているのか、お聞かせく

ださい。

3番目、きちんとした記録、報告書の作成、この事業に関する記録資料の類が少ないのではないかと聞いておりますが、過去30年間にどのくらいの人たちと交流がありましたか。今後、グローバル教育に力を入れている皆野町です。この事業の全てを町民に知らせるべく、過去にさかのぼって資料を整理、参加者を公募することで、より発展的な事業へと導いてもらってはどうか。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 一般質問通告書の日独友好事業についての1、日独友好事業ビュアシュタット市開催世界体操祭参加の継続について考えているのかについてお答え申し上げます。

昭和58年3月、皆野町日独友好協会が設立され、現在に至っており、3年ごとに開催されるドイツビュアシュタット市体操祭、これに招待を受けております。

平成31年、来年です。7月に開催されます体操祭につきましても、開催案内が届いており、参加する予定となっております。今後、社会のグローバル化がますます進むことが考えられます。国際交流、グローバル人材の育成のため、青少年には世界のさまざまな場所での経験が必要になってくると考えます。

ドイツビュアシュタット市との交流事業につきましては、英語圏との交流を含めて十分検討してまいりたいと考えております。

次に、2、派遣団体の決定について、今後どのように考えているのかについてお答え申し上げます。

先日、9月7日に、皆野町日独友好協会役員会を開催し、体操祭派遣団体の選考方法について協議しました。協議の結果、平成31年度の派遣団体は、広報などにより広く募集し、選考することになりました。教育委員会といたしましては、日独友好協会の総会や役員会において意見を述べており、派遣団体を広く募集し、選考することは、派遣団体の広がりや活性化につながるものと考えております。

また、児童生徒を中心に派遣し、国際的視野を広めながら、グローバル人材を育成するなど、青少年の健全育成を推進したいと考えております。

最後に、3、きちんとした記録、報告書の作成についてお答え申し上げます。ドイツビュアシュタット市との交流実績ですが、過去34年間にわたり計15回、延べ289名を派遣しております。また、この間、ビュアシュタット市からは計6回、延べ96名を受け入れ、相互交流を深めてまいりました。相互交流の記録報告書の作成についてですが、皆野町日独友好協会20周年の際には、体操祭への派遣、訪問団の受け入れなどの記録を取りまとめ皆野町日独友好協会友好20周年記念誌を作成いたしました。その後も派遣の際には、体操祭参加報告書を作成し、広報でもお知らせをしてまいりました。

前回、平成28年7月の体操祭への派遣の際には、10月に体操祭参加報告書を作成し、皆野町日独友好協会におきまして、訪問団の帰国報告会を開催しました。また、「広報みなの」10月号では、「ドイツビュアシュタット市体操祭へ参加して」と題し、児童生徒の経験談を2ページにわたり掲載するなど、広く町民の皆様にお知らせをいたしました。今後も交流事業につきましては、町民の皆様にも広くお知らせをしてまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） ありがとうございます。私もこれ若いころ、本当にビュアシュタット市との交

流事業ということで、西ドイツのスポーツ少年団の方たちが皆野町へ訪問してきたときに、水泳の関係な
のですけれども、水上公園までバスで同行したことがあるのですけれども、これ考えると、現在、豊田教
育長になってからグローバル教育ということで、英語を一生懸命にやっていますけれども、もうグローバ
ル教育、考えると30年以上やっていることになります。これからこの件に関して、英語圏になりますけれ
ども、とにかくおととい、2010年東京オリンピックで今……

〔「20年」と言う人あり〕

○8番（新井達男議員） 2020年。ボランティアを募集しているようです。ですから、これ皆野町から何人
かでも英語を習ってやってみたいという方がいたら、ぜひオリンピックにボランティアとして参加する
のもいいのではないかなというふうに思いますので、期待しております。その点はどうでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 新井議員さんの再質問にお答え申し上げます。

東京オリンピックのボランティア関係のことですが、今報道でいろいろ取り沙汰されておまして、私
も調べてみましたら、ボランティアの範囲を拡大して児童生徒にまで広げようという動きがあります。た
だ、今その検討段階でありまして、この国の動向、東京都の動向によく注意をしまいたいと考えます。

また、学校で学んだことをそういった実際の生活の場、あるいは大会の場等で生かすことは、非常に有
意義なものであると考えておりますので、国の動向等を注視しながら考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） また、再質問になりますけれども、言葉の面では英語圏と西ドイツの場合、今言
っていますけれども、アメリカ語の2つのほか、オーストラリア等でもそれぞれの英語があって、対応が
難しい面もあるようです。加えて、これから交流を始めることになると、経費面でなく大きな手間もかか
ると思います。

一方、ドイツでは、高校生以上の多くはしっかりとした英語を使っている。多少のドイツなまりはある
ようだが、お互いに外国語であることもあり、彼らの英語学習等はよいお手本にもなり、加えてヨーロッ
パではアメリカと違った文化を持ち、体育、運動面だけでなく、福祉、介護等多くの分野で先進的な地域
である。それらの国の市民と直接交流することは、望んでもなかなか得られないチャンスでもあり、これ
を手放すことのないよう強くお願いいたします。

では、派遣団体の決定についてですけれども、先ほど広く多くの人に募集ということをしていました
けれども、これまでの派遣団体と演技を見れば、必ずしも既存の団体のみを派遣の対象に限定する必要は
ないのではないかと、現実寄せ集め的な参加者にリズム縄跳びを3カ月間練習したりだったり、前々回は、
派遣が決まった団体のメンバーが1人しか集まらず、慌てて公募したとも聞いております。また、前会長
は、ドイツのほうが小学生のような幼い子供たちも希望していると再三発言しているようですが、彼らは
逆に、皆野はなぜ小学生ばかりを寄こすのか、高校生くらいの交流がしたいと言われたとも聞いておりま
す。

この件については、広く公募ということで先ほど答弁しておりますので、この件については答弁は結構
です。

これからグローバル教育の一環として、本当にまだ今、西ドイツのみならず、今実際やっているのが早
稲田大学の扇原先生を主として、今異文化との交流ということで、今、皆野町中学生、小学生いろいろ頑

張って交流をしているようです。それもこの西ドイツのビュアシュタット市のみならず、カザフスタンの留学生とも交流を広げていければいいかなというふうに思いますので、これ要望して私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時41分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤金作議員） 次に、5番、常山知子議員の質問を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、数十年に1度という大災害が予想される場合に出される大雨特別警報が初めて11府県に出され、かつてない広域的な西日本豪雨災害が起きました。土砂災害や川の氾濫、浸水が相次ぎ、被害が発生し、多くの命が奪われました。こうした記録的な豪雨災害は、日本のどこにでも起き得ることを改めて浮き彫りにしました。また、台風21号による関西を中心とする被害、これらの復興がまだまだ進まない中、今度は北海道地震と次から次へと日本列島を災害が襲っています。この大災害が起きているときに、自民党国会議員、安倍首相、閣僚たちが赤坂自民亭で宴会を開いていたことは、本当にあきれるばかりです。危機感がなさ過ぎます。

西日本で起こった災害から学び、いつ起こるかかわからない豪雨災害に対して、住民の命を守る、被害を最小限に抑えることを念頭に対策をとっていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。第1の質問は、国保税の子供の均等割減免についてです。サラリーマンなどが加入する被用者保険には、被保険者の報酬額により保険料が算定されるため、子供の人数がふえても保険料は変わりませんが、市町村国保は世帯内の加入者数に応じて賦課される均等割があり、子育て支援に逆行するものです。

3月議会、国民健康保険税条例の一部改正の質疑において、子供均等割負担軽減について質問しました。町長の答弁は、このことについて検討してみたいということでした。また、6月に行われた町との懇談、自治体要請キャラバンにおきましても、このことについて検討してみたいという回答をいただきました。子育て支援の取り組みからも均等割について、子供の分を減免するようその考えをお聞きします。

質問の第2番目は、豪雨災害対策についてです。私は、この間、何度か災害を防ぐために山林の整備について質問をしてきました。先ほどから既に出ているように、地球温暖化による気候変動などで全国各地で災害が起っています。豪雨が続いたとき、当町で一番に心配されるのが土砂災害です。町内の多くの

ところが土砂災害警戒区域、また特別警戒区域に指定されています。そのことも十分念頭に置きながら、河川対策について質問をします。

今回、西日本を襲った豪雨は、広い範囲で土砂崩れや河川の氾濫が多発し、甚大な被害をもたらしました。災害は起こるを前提に、被害を少しでも食い止めるための対策が求められます。1つは、豪雨災害を想定し、洪水ハザードマップを作成する考えはありますか。

2つ目は、西日本豪雨では一部の地域でダムの放流が川の氾濫につながったとの批判もあります。秩父4ダム放流による水位上昇時の対策、実際の避難を呼びかけるまでの詳細な計画はどのようになっていますか。

3番目、避難勧告や避難指示などの発令が防災無線も聞き取れない豪雨のときを想定した対策はどのように考えますか。

3つ目は、各幼稚園、小学校、中学校の特別教室のエアコン設置についてです。災害級の酷暑の中、学校教育環境の整備、特にエアコンの設置が求められています。当町の幼稚園、小中学校の普通教室にはエアコンの設置がされていますが、特別教室においては一部を除いて設置されていません。早急に設置するようその考えをお聞きします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 5番、常山議員さんからの一般質問通告書に基づきお答えをいたします。

1番目の国保税の子供の均等割減免についてお答えいたします。子育て支援の観点から、第3子からの均等割を減免することで、平成31年度予算を編成することにいたします。

2番目の豪雨災害対策については総務課長から、3番目の幼稚園、小中学校の特別教室へのエアコン設置については教育長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 5番、常山議員さんから通告のありました質問事項2、豪雨災害対策についてお答えいたします。

1点目の豪雨災害を想定し、洪水ハザードマップを作成する考えはありますかとのご質問ですが、洪水ハザードマップは、河川が氾濫した場合に備えて住民が安全に避難や対応を行い、被害を最小限に抑えることを目的として、浸水の想定される区域と浸水の程度、さらに避難場所などの情報を地図上に明示した防災マップになります。

皆野町地域防災計画の水害予防計画では、浸水想定区域の指定があったときは、河川の氾濫により想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、災害時に避難する住民にとって必要な情報をわかりやすくまとめた洪水ハザードマップを作成、配布するなど住民への周知徹底を図ると定めております。この洪水ハザードマップは、水防法により浸水想定区域に指定された市町村には作成が義務づけられています。皆野町は、浸水想定区域の指定がないことから、作成義務はありません。したがって、現時点で洪水ハザードマップの作成は考えておりません。

2点目の秩父4ダム放流による水位上昇時の対策、実際の避難を呼びかけるまでの詳細計画はどのようになっていますかとのご質問ですが、ダム放流に関する情報は、各ダムの管理事務所から各市町、警察、

消防などの関係機関に対しファクスにより通知をされます。ファクスを受信した関係機関は、内容を確認した後、受信確認をファクスにより返信しております。ダム放流に関しては、放流が始まる時や急激な水位上昇が想定される時には、ダム管理者によりサイレンの吹鳴、スピーカー放送などを行い、河川内にいる人々に周知を行います。ダム放流に係る避難計画は策定しておりませんが、引き続き各ダム管理事務所と連携を図るとともに、地域防災計画に基づき対応してまいります。

3点目の避難勧告、避難指示などの発令が防災無線も聞き取れない豪雨のときを想定した対策はどのように考えますかのご質問ですが、地域防災計画の災害救助保護計画では、避難準備情報の発令に係る伝達方法は、口頭伝達または広報車、防災行政無線を使用して行う。避難勧告、避難指示の発令に係る伝達方法は、サイレン、警鐘、標識によるほか、広報車、消防機関による周知、防災行政無線等あらゆる手段を尽くして迅速な伝達を徹底すると定めておりますので、この内容に基づき対応をしております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

〔教育次長 設楽知伸登壇〕

○教育次長（設楽知伸） 5番、常山知子議員さんからのご質問いただきました、各幼稚園、小中学校の特別教室のエアコン設置についてお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、ことしの夏は大変暑く、秩父の観測所の記録では、1学期の授業日のうち最高気温が35度を超えた猛暑日が6月には1日、7月には6日もありました。このような暑さの中、児童生徒の健康を害さないことはもちろん、落ちついて学習に取り組める環境を確保するために、空調設備は不可欠なものでございます。

ご質問にもありましたとおり、児童生徒が1日の多くを過ごす普通教室には、全てに空調設備が設置されております。一方、特定の教科の授業にのみ使用される音楽室や技術室、家庭科室などの特別教室につきましては、一部の教室のみの設置となっております。今後につきましては、各特別教室の使用時期や頻度、日当たり等勘案し、必要度の高いところから順次設置していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） それでは、答弁をいただきましたので、順番に再質問を行います。

まず、最初の国保税の子供の均等割減免について、町長から前向きな答弁がありました。そこで、お聞きをしたいのですが、これは税務課長でしょうか。子供の均等割の減免を行うと、どのくらいの保険税が減免となりますか。例えば国保加入者の18歳までの全ての子供を対象とした場合は、対象人数と減免額、また第2子から子供を対象とした場合、そして先ほど答弁があった第3子からの子供を対象とした場合について、人数とそれから金額を教えてください。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○参事兼税務課長（米沢満夫） 5番、常山議員さんの再質問にお答えいたします。

ご質問の対象ごとの人数と減免額でございますが、18歳未満全てを減免とした場合ですと、対象者が172名、減免額は295万8,400円、第2子以降の子供を減免した場合は、対象者が72名、減免額が123万8,400円、第3子以降の子供を減免した場合は、対象者19名、減免額32万6,800円となります。なお、減免額につきましては、医療分と支援分の合計額となっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、今、課長からも答弁がありまして、数字がわかりました。

では、町長から答弁があった第3子からの子供の減免についてちょっと確認させていただきますが、対象は子供3人以上いる世帯の第3子以降の均等割を免除するというので、所得制限はありませんか。

それから、先ほど言った減免額というのは1人当たり1万7,200円、対象人数は19人、減免総額は32万6,800円、実施時期は来年度からということですが、では所得制限についてはどうでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○参事兼税務課長（米沢満夫） 所得制限につきましてですが、特に今のところ考えておりません。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 前向きな答弁だと思うのですが、この間、子供の均等割減免については、一般会計から繰り入れて実施した自治体もあります。また、平成30年度からの支援金、これは子供の人数に着目した配分があると聞いていますが、それを活用して実施した自治体もあります。今回、配付された平成29年度一般会計決算書を見ましても、1億1,400万円の黒字です。現時点で18歳までの子供全てを対象にしても、先ほどの課長の答弁ですと295万円、約300万円で実現可能なわけですが、第3子からなどと言わないで、ぜひ全部の子供にという考えはないのでしょうか。町長、いかがですか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） まず、31年度から第3子ということで先ほど答弁したとおりでございますけれども、その後につきましては研究をしてみたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひ前向きな研究をしていただいて、一般会計からの繰り入れというのがどんどん、どんどん国からは抑えていくようにというようなあれもあります。また、国から来ている支援金というのもぜひ研究してもらって、全ての子供に均等割軽減を実施するよう要望しておきます。それでもまず第一歩が踏み出されたということで、大変よかったと思っております。

それから、次の2番の大変難しい豪雨対策についてなのですが、1つ目は、洪水ハザードマップの作成については、私も答弁のとおりだと思っております。町の地域防災計画の水害予防の中に、浸水想定区域の指定があったときに、住民にとって必要な情報をわかりやすくまとめた洪水ハザードマップを作成すると、先ほどの課長の答弁でもありました。浸水想定区域に指定されることがいいことなのかといえは、指定されないほうが安全でよいのに決まっております。しかし、秩父地域でも過去に台風による豪雨などで大きな被害が発生しています。ご存じだと思うのですが、昭和41年には皆野町を含む県内52市町村に災害救助法が適用されたこともあります。私もちょっと記憶をたどってみましたのですが、皆野町にいたかなというところで、どんどん水が家の中に入ってきて、床下浸水にまでなったのを覚えております。

それから、平成19年、11年前なのですが、台風9号、これは皆さんも記憶があるのではないかと思います。荒川の水位は、栗谷瀬橋すれすれのところまで上がっていました。たしか8月14日の音頭まつりの日で、皆さん文化会館でやるということで、車で走っていたら、もう怖かったという話を聞いたことがあります。そのときは、本当に近くのブドウ園の畑まで水が押し寄せてきていました。マップが作成されなくても、地域の情報、もちろんしっかりとつかんでいただいていると思うのですが、これからも町民の情報だとか町がしっかりとつかんでいただけて、マップがなくても安全な対策をしていただきたい

と思っています。

次に、行きます。ダム放流による水位上昇時の対策についてなのですが、つい最近ですが、9月4日午後9時ごろ、滝沢ダムからの放流のサイレンが鳴り、大滝方面で大雨が降ったため、ダムから放流するという放送があったのをご存じでしょうか。家の中でテレビを見ている人には、本当に聞こえなかったかもしれない。このごろ大滝方面というのは、結構大雨が降っているのです。もしこれが、皆さん考えてみてください。秩父地方一帯が豪雨となって、秩父にあるダム、荒川に、こっちのほうに来るのは二瀬ダムと滝沢ダムだと聞いていますが、次々と放流が行われたらどうなるのでしょうか。

今回の愛媛県西予市野村町の肱川の氾濫ですが、愛媛県は今まで、野村ダム下流の野村地域で大規模な水浸被害を想定していなかった。市も洪水ハザードマップを作成していなかった。そういう中で、今回、その野村ダムからの放流は、安全基準の6倍に達していたのです。ダムが自分たちを守ってくれる。住民はいつもそういうふうに思っていました。だから、いつもの放流だと思っていた。しかし、放流から1時間後には、肱川の氾濫となってしまった。そういうことをやはりよそのところで起こってしまった被害ですけれども、そういうこともやっぱり自分たちにも置きかえて考えていかなければいけないと思います。

それで、ダムの放流により水位が上昇したときの対応、住民だけに任せてよいのか。放流の連絡から避難準備をどう伝えていくか、また夜にかかったとき、深夜の避難指示など、本当に詳細な計画を立てておくことも私は必要ではないかと思っていますが、もう一度どうでしょう。これは町長ですか。総務課長。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 常山議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

先ほど申しましたとおりが基本となりますが、町でも危険な箇所というのは事前に把握をしてございます。これにつきましては、浦山ダム、滝沢ダムを管理いたします荒川ダム管理所のほうから情報提供をいただいております。これは、先ほど水防法に基づく指定ということではございませんが、浸水想定範囲ということで示されております。この場所につきましては、中大浜区の前の企業団があった浄水場の周辺、それから大湊区、下水道の溪流園がある上流側、それから金崎区内のウオーターパーク長瀬の周辺と、それから先ほど議員さんのほうからもご指摘がありましたが、くりやぜ園は過去にそういった災害が起きているというようなところを中心に、豪雨、台風のときには情報を収集しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひ、先ほども言いましたように、もう土砂災害は、本当にこの皆野町は大変な状態になるのではないかと思うのですが、やはり河川の氾濫とかそういうことについても、もういつ起こるかわからない災害ですので、やはり状況を把握したりして、しっかりと対策、こういうことも立ててほしいと思います。

次の3番の避難指示などの発令が防災無線も聞き取れない豪雨のときを想定した対策について、これも今回の、私、本当に今回この西日本災害では、非常にいろいろと勉強になりましたが、被害が大きかった倉敷市真備町、ニュースの中で出てきました。それから、先ほどの愛媛県の野村町、この2つの町で共通していた点は、土砂降りの中で防災無線が聞こえなかったということなのです。避難を自分で判断した人もいましたけれども、結構な人が自分は大丈夫だということで避難をしなかった、そういう方も多かったのです。

行政が出す情報をどうやって命を守る避難につなげるか、先ほど課長の答弁では、本当にいろんな消防だとか、いろんなサイレンだとか、そういういろんなことがあると思うのですけれども、事態の異常をやっぱり住民にきちんと伝わなければならないと思うのです。

そして、私は各家庭の家の中に防災無線の戸別受信機を設置することが必要ではないかと考えるのですが、今突然言ったことですのでけれども、どうですか、これについてはどんな考えありますか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

戸別受信機の設置を検討してはどうかということでございますが、現在の防災行政無線につきましては、24年、25年に整備をしてございます。そのとき設計段階で全戸4,000戸に戸別受信機を設置をしたかどうかという案も検討をいたしました。その際、全戸に設置をした場合の総額が約6億6,000万円、これは設計ベースになりますが、そういった金額が試算されております。通常、防災行政無線のみ整備をした場合には、3億4,000万円程度でできるということで、約3億円の差があるということでございました。そういったことから多大な費用がかかるということで、当時は戸別受信機の設置は行わないということで決定をさせていただいております。

議員さんおっしゃいますように、台風時におきましては、家の中においては非常に聞きづらい状況にあるというのは、町としても認識をしております。その別の手段といたしまして、その後に安心安全メール、これは登録制になりますが、こういったものも整備をしてございます。町のほうとしても町民の方に周知をして、できる限りこういったものについても登録をお願いをしたいというふうを考えております。

そういった経緯から、現段階での戸別受信機の設置というものは考えていないということになります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 大変お金がかかる、そういうことですが、先ほど言いました防災無線、それからこれから安心安全メールの送信を行っていききたいと、そういうことですが、皆野町も高齢化が進んでいます。そのメールだとか、多くの方が携帯電話を持っているようになりましたけれども、そういうのが利用している人が果たしてどれだけいらっしゃるのかなということも考えなくてはいけないと思いますが、私は、命を守る避難伝達にお金がかかるからというのは少しおかしいと思っています。ぜひ防災無線に対する町民の考え、家の中に入れるとうるさいとかという、そんなことも聞いたことはあるのですが、いろいろあると思いますけれども、いまだに聞こえづらいという場所もあります。ぜひそういう対策もこれからの……本当に災害の日本になってしまいましたけれども、そういうことも検討していってほしいと思います。

今のところ考えていないということなので、ぜひこれからも住民の命を守るという観点から、やっぱりいろんな対策をとっていただきたいと思っています。

次の質問に行きます。特別教室のエアコン設置について、必要度の高いところからこれからつけていくと、そういうことで答弁がありましたけれども、ぜひお願いしたいのですが、この夏は本当に、先ほども言いました愛知県で小学1年生の男の子が校外学習後に熱射病で亡くなるなど、本当に猛暑が続く中で、熱中症による子供の救急搬送が相次いでいました。子供は体温調節の能力が十分に発達していないために、高齢者と同じく熱中症のリスクが高くなると言われています。平成29年度の決算でちょっと見てみましたら、中学校の化学室ですか、そこにツインエアコン1台がついたということでありましたが、各学校から

の特別教室のエアコン設置について、絶対ここだけはつけてほしいとかという要望は上がっているのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 毎年新年度予算を策定する前の段階で施設整備計画というのはあるのですが、そちらのほうで各学校からの要望も聞いております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） きっと各学校からも要望が出ているのではないかと思いますのですが、例えば皆野幼稚園の遊戯室、エアコンの設置がありません。壁かけの扇風機3台だけなのです。それで、ことしの夏は外が危険で、子供を外に出さなかったと、先生方言っていました。それでも、また暑くて遊戯室でも子供を遊ばせることができなかつたそうです。先生方は、子供を広い場所で元気に飛び回って遊ぶことができないのはとても残念だ。これからのことも考えて、エアコンの設置をしてほしい、そういうふうに要望をしていました。

それから、私近所の国神小にもちょっとお話を聞いたのですが、まず特別教室の中で家庭科室、図書室、図工室、理科室、少人数教室、相談室、もうほとんどです。特別教室にエアコンがありません。設置されているのが多目的ルームだけだった。どの特別教室、それも利用度があります。図書室には壁かけの扇風機2台だけで、よく子供たちが調べ物や授業の一環として利用しているそうです。また、少人数教室は、クラスを2つに分けて勉強するときに使うのだそうですが、そのクーラーのない教室に行く子供たちは、本当に汗だくで勉強しているそうです。ぜひそういうふうに先生方の意見も聞いて、頻度の高いところからぜひ優先度を聞いて、早急に設置していただきたいと思いますが、もう一度どうですか。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

答弁のほうにも申し上げましたけれども、学校のほうとまた調整しながら、前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） やっぱり普通教室であろうが、特別教室であろうが、そこが子供たちの学ぶ場所であれば、環境を整備することがやはり行政の仕事だと思いますので、ぜひ利用度、頻度の高いところから、先生方の要望もよく聞いていただいて、来年の夏に対応できるように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 次に、11番、内海勝男議員の質問を許します。

11番、内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員） 11番、内海ですが、秩父地方もことしの夏は異例にも6月中の梅雨明け、そして

7月初めからの猛暑の連続、やっと数日前から秋を感じる季節となってきました。町長挨拶の中でも冒頭触れられておりましたが、先週の9月6日未明、北海道南西部の胆振地方を震源とする震度7を観測する北海道胆振東部地震が発生しました。この地震で大規模な土砂崩れや家屋の倒壊が発生し、41名の犠牲者など大震災となっております。また、地震の影響で稼働していた道内全ての火力発電所が緊急停止し、一部の発電所では火災や損傷が発生した。そして、北海道全域の295万戸が停電するという異常事態となり、市民生活に大混乱がもたらされました。犠牲となられた方のご冥福と被災地の皆さんにお見舞いを申し上げ、また一刻も早い災害復旧、そして平穏な生活が取り戻せることを願っております。

北海道には今回の震源地から約130キロ離れたところに、北海道電力泊原発がありますが、この原発も停電によって外部電源を9時間半失うという非常事態に陥ったようです。幸いにもこの泊原発は、運転停止中であったため、非常用発電機の起動によって使用済み核燃料プールの冷却は続けられたようです。改めて地震列島日本に原発は要らないし、脱原発を求めていかなければならない、このように強く思っております。

幸いにも秩父地方は、豪雨や台風、震災等の被害も少なく、今日を迎えられておりますが、先ほど来も出されておりますように、7月初め、西日本を襲った豪雨は、山林の土砂崩れや河川の氾濫等々をもたらし、行方不明者を含めると230人のとうい命が犠牲となるなど、甚大な災害に及んでおります。こうした豪雨等による大災害が近年毎年全国のどこかで発生している、そうした状況にもあります。生命に著しい危険が及ぶ土砂災害特別警戒区域の指定は、全国で約37万9,000カ所、この秩父県土整備事務所管内でも1,839カ所、皆野町だけでも293カ所が指定となっております。しかし、特別警戒区域に指定されていても、ハード面での防災対策等はほとんど皆無の状況にあります。

安倍首相が時あるごとに、国民の生命、財産、安全を守ると言うならば、警戒情報に注意し、自治体からの避難勧告や避難指示に従い、事態が悪化する前に早目に対応し、安全な場所に避難する。こうした自治体情報や自助努力に頼るだけでなく、毎年5兆円を超える防衛費を削減し、豪雨対策等、未然に防ぐための農林業再生による山林、水田、ため池等の整備、治水や保水対策、また地滑りや河川の氾濫防止の公共事業等々、事前の防災対策に税金を活用したほうが国民の命、財産、生命を守るためのより現実的な政策であるし、災害に強い地域、まちづくりにつながる、このように私は思っております。

この間の森友・加計学園問題に見られるように、安倍総理の国家権力の私物化のため、面談記憶を失ったり、存在する記録を処分したり、事実を隠蔽したり、そして前代未聞の公文書改ざん等々、国会や国民を欺き、その責任を財務省、文科省、そして愛媛県や今治市の職員等々に押しつけ、また犠牲にし、みずからは責任をとって総理も議員もやめるどころか、総裁選挙に立候補、そして立候補の決意で、「私にとって最後の総裁選となる。子供たちの世代に美しく伝統あるふるさとや誇りある日本を引き渡していくため、日本のかじ取りを担っていく考えだ」、このように決意を述べる安倍総理であります。

そして、自民党安倍一強の中、今月20日の総裁選挙で3選を果たし、秋の臨時国会に自民党憲法改正案を提出しようとしております。この間の安倍内閣は、集団的自衛権行使を容認し、3年前の9月、国民の8割近くが反対していた安保関連法、戦争法を国会の数の力で恒久法として強行成立させました。

そして、今回の改憲案は、軍隊である自衛隊の存在を明記することにより、現在の憲法9条を空文化し、海外で戦争できる安保関連法を合憲化することにほかなりません。しかし、この安倍9条改憲を許せば軍隊の存在を維持するための自衛隊員の確保、自衛隊への強制入隊、そして徴兵制と連動し、また軍備や戦力への増強が優先され、今でさえ補正予算を含めると5兆4,000億円を超える防衛費のさらなる増大につ

ながることは明らかであります。そして、その財源確保にさらなる消費税増税や社会保障費の削減等々に連動し、地方創生などはますます名ばかりのものになっていくことが目に見えております。いずれにしても、安倍内閣は、デフレ脱却、経済再生、女性が活躍できる社会、地方創生、一億総活躍社会、また働き方改革等々、新たなキャッチフレーズを次々に掲げ、国民だましの政策で働く者や勤労大衆にとっては格差と貧困が拡大し、命と健康が奪われ、生活の悪化が一段と進んでいます。私たち勤労大衆の願望は、平和な社会や地域の中で健康で安心して働き、そして老後や将来においても不安なく生活できる年金や社会保障の充実にあります。

また、地方の自治体にとって、ここ三十数年来の農林漁業の衰退、企業の海外進出等に伴う製造業の地方からの撤退、そして過疎化や核家族化、少子高齢化や人口減少、商店街のシャッター化や空き家の増加等々、地域の衰退、地域の崩壊は一段と進んでいます。

こうした現況下、地域資源や自然環境を活かし、また地域の歴史や文化等を活かした地場産業や観光の推進、内需型産業の振興による雇用の確保、また少子化や人口減少対策、真の地方再生や地方創生に向けた強固な行政運営が求められているかと思えます。そうした立場から、通告に基づき2項目について質問を行います。

1項目の地方創生と町活性化事業について。その1として、地方創生に対する今後の対応について。政府は、2020年度からの次期地方創生総合戦略策定について着手することを閣議決定をしています。しかし、現在の総合戦略でも地方からの人口流失、東京一極集中の流れに歯どめがかからない現状にある中、今後においても地方自治体に継続的な取り組みを促す考えのようです。

その1つとして、地域おこし協力隊の対象者を高齢者や外国人にも広げたり、2024年度の隊員数を現在より3,000人多い8,000人にするなどで、画期的な施策は見当たらないようです。この間、全国知事会でもこの地方創生について、もう少し使い勝手のよい交付金制度にすべき、このような要望も出されているようです。

そこで、質問ですが、皆野町として今後総合戦略事業としてのどのような交付金対象事業等を検討しているのか。

2点目ですが、この地方創生加速化交付金制度について、地方創生に向けた実効性のある交付金制度に改めていく必要があるかと思えます。この交付金制度についての町長の考えと、また使い勝手のよい交付金制度にするための要望等、町村会等で検討されているのか、ありましたらお聞きしたいと思います。

2点目の創造会議の企画提案業務委託内容について、特に、本町商店街の再生、秩父音頭まつりと俳句によるまちづくりについてお伺いいたします。

私は、昨年12月議会の一般質問で、皆野商店街のシンボリック的存在であったみな矢尾が137年の歴史に幕を閉じ、昨年8月閉店となった。その後の動向と町としての活性化施策について、またこの中で私は、皆野町にふさわしい文化・観光施設として、仮称ではありますが、秩父音頭と俳句の町、金子兜太ふるさと館建設について提言をさせていただきました。関連して、中心市街地への観光トイレの新設についてお聞きした経過がございます。

当時、町長からの答弁として、「矢尾さんからは跡地売却の考えはないこと、また今後、食をベースにした集客が有望との考えが示されている。今後、食をベースにした集客について、商工会、矢尾、町においても検討する価値がある。2点目の秩父音頭、俳句の町にちなんだ観光施設も考えられるが、まずは商店街に人が集まる仕組みを考え、そうした見通しがつく中、秩父音頭会館などについて考えていきたい。

3点目の観光トイレについては、来年度、来年度というのは平成30年度ということです。来年度とはいかないかもしれないが、真剣に検討していきたい。」このような前向きな答弁がされておりました。

今年度、みなの魅力発掘・創造会議のアドバイザーに本町商店街の再生、そして秩父音頭まつりと俳句によるまちづくり等について、企画提案を委託しているようであります。

そこで、質問したいと思いますが、その後の矢尾商工会等を含めた本町商店街活性化に向けた動向について、1点。

2点目ですが、企画提案を委託している本町商店街の再生、秩父音頭まつりと俳句によるまちづくりについて、町長としての基本的な考えについてお聞きしたいと思います。

それと、中心市街地への観光トイレの新設について、来年度事業として検討されているのかどうか。

4点目として、これは質問事項に入っていなかったのですが、皆野町と長瀬町と秩父市における年間の観光入り込み客数について、最新の調査結果等ありましたら教えていただきたいと思いますが、これについては産業観光課長になるかと思しますので、よろしくお聞きしたいというふうに思います。

2項目の職員の労働環境改善について、中央省庁による障害者雇用の水増し問題、障害者手帳を持っていない人を障害者雇用率に算入していた。その人数は3,460人。国の行政機関で雇用されている障害者は、約6,900人、その約半数はうそであったことになり、障害者雇用に率先して取り組むべき国の不祥事に民間や障害者支援団体等から怒りの声が上がっております。

また、地方自治体においても障害者雇用の水増しが常態化している、このようなことも報道されております。地方公共団体における障害者の法定雇用率は2.5%と法律で義務化されているかと思えます。また、地公法や地方自治法の改正により、2020年度から自治体で新たに始まる会計年度任用職員制度について、ほとんどの臨時職員、また非常勤職員、嘱託職員などは会計年度任用職員へ移行することになるかと思えます。

そこで、質問になりますが、1点目ですが、平成30年4月1日現在の当町の正規職員数、再任用職員数、また臨時職員数についてお聞きしたいと思います。臨時職員数については、各町長部局、教育委員会部局について分けてお聞きしたいと思います。

また、時間外労働の過労死ラインが月80時間と言われている中、時間外労働の最も多い職員は、年間どのくらいの時間外労働をしているのか。また、来年度の新規採用は、一般事務職員3人、学芸員資格者1人を予定していますが、応募者の状況と今後の新規採用の基本的な考えについてお聞きしたいと思います。

2点目ですが、皆野町の場合、会計年度任用職員制度が適用となる職員は、現在、臨時職員のほかにも対象となる職員がいるのかどうか。また、会計年度任用職員制度に向けて条例等の改正を行わなくてはならないと思いますが、そのスケジュール等はどのように考えているのか。

会計年度任用職員制度導入に当たり、一時金の支給など現在より改善される条件もありますが、1年ごとの雇いどめなど不安視されている面もあります。現状より条件が低下しないよう改善を図るべきと考えますが、当局の考えをお聞きしたいと思います。

最後になりますが、障害者の法定雇用率は2.5%ですが、皆野町の障害者雇用はどのような実態になっているのか。また、その労働環境についてどのような配慮がされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 11番、内海議員さんの一般質問通告書に基づきお答えをいたします。

1番目の地方創生と町活性化事業についてお答えいたします。地方創生に対する今後の対応についての中現在の皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成27年度から平成31年度までの5か年計画であります。平成32年度からの5か年計画についても策定していくこととなります。知事会では、地方創生交付金の充実等について、国への要望を上げているが、町村会でも国に対し要望すべきであると思うが、どうかのお尋ねですけれども、機会を見まして要望してまいりたいと思っております。

中心市街地活性化についての中の矢尾百貨店皆野店跡地についてどのようになっているかとのことですが、建物、空調、水道などの老朽化や高額耐震工事を要することなどから、建物は解体することとなります。なお、解体後の敷地の売買はしない、跡地の利用内容は未定とのこととなります。現時点では、以上のような状況で所有者である矢尾百貨店さんの今後の取り組みを注視、注目をしております。

ですから、前回の答弁と変わっておらないということとなります。駅から本町商店街へのいわゆる町なか観光トイレの整備について申し上げます。幾つかトイレ設置場所について検討をいたしました。一長一短ありますが、検討の結果、町営バス発着所の運転手控室を2階に移設し、1階のバス待合所と運転手控室を改装し、観光情報館と観光トイレを併設したものとしたいと考えております。

この場所は、表通りにあり、駅からも近く、電車利用者や町営バス利用者などの入り込み観光客等の利便性にすぐれています。また秩父音頭まつりにはスタート地点として、全出場チームが集まり、多くの観覧者でにぎわう場所でもあり、多様な利用効果も見込まれます。その他の項目については、みらい創造課長から、2つ目の職員の労働環境改善について総務課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

〔みらい創造課長 中島直輝登壇〕

○みらい創造課長（中島直輝） 11番、内海議員さんから通告のありましたご質問にお答えを申し上げます。

質問番号1つ目、地方創生と町活性化事業についての2項目め、創造会議の企画提案業務委託内容についてお答えを申し上げます。みなの魅力発掘・創造会議は、皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進と、皆野町の魅力の再認識や新たな魅力の創造を行い、まちづくりを進めていくことを目的としております。現在、町で進めている浅草との交流につきましては、皆野町の認知度を高めていくために、対外的な町のプロモーションということで進めているものでございます。これと同時に、町の内在的な魅力、価値を高めていくために、町から今年度、3つのテーマについて魅力発掘創造会議に答申を出してもらうよう要請をしたところでございます。会議のアドバイザーでございます福井先生につきましては、答申の素案、たたき台という位置づけで提案をしてもらうことを業務委託したものでございます。8月末現在の会議の進捗状況でございますが、旧日野沢小学校の跡地の整備に関する答申案の議論が中心に会議が進んでございます。

本町商店街の再生につきましては、矢尾百貨店跡地の整備の方向性を注視しながら進めていくということとしております。

また、秩父音頭まつりと俳句によるまちづくりにつきましては、8月から会議の中で議題として取り上げ、現在議論がなされております。例えばどこにでも踊りの披露に行くPR隊の結成ですとか、俳句に関連する資源、商品を一元化して公開、また販売できるような拠点の整備を行うといった意見が各委員から出されているところでございます。

今後、こうした各委員からいただいた意見と福井先生から出された提案をまとめまして、創造会議から町に対して答申として出していただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 11番、内海議員さんから通告のありました質問事項2、職員の労働環境改善についてお答えいたします。

1点目の平成30年4月1日現在の正規職員数、再任用職員、また臨時職員数の実態についてですが、正規職員数は91人、これは皆野町が採用した職員数となります。再任用職員数は2人で、合計93人となります。臨時職員数ですが、町長部局はおりません。教育委員会部局は47人となっております。

時間外勤務の状況ですが、平成29年度の実績で申し上げます。最も多い職員は、総務課の職員で246時間となっております。多い職場、課といたしましては、健康福祉課の876時間、次いで総務課の849.5時間となっております。

また、来年度の採用職員の募集状況につきましては、一般職5名、学芸員1名、計6名を応募しているという状況になります。

〔「もう一度」と言う人あり〕

○総務課長（新井敏文） 一般職5人、学芸員1人、計6人の応募となっております。

2点目の2020年4月から会計年度任用職員制度が適用となるが、それに向けての条例改正等のスケジュールについてになります。会計年度任用職員につきましては、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化や一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化を図るため、平成32年度から開始されます。制度開始に向けたスケジュールですが、基本的には国が想定しているスケジュールを参考にして進めてまいりたいと考えております。

現段階で具体的なスケジュールは決定しておりませんので、大まかなスケジュールについて述べさせていただきます。最初に、臨時非常勤職員の实態把握調査を実施いたします。次に、臨時非常勤職員全体の任用根拠の明確化、適正化を行うため、例規の点検、整備を実施いたします。この実態把握調査と例規の点検、整備につきましては、今年度から取り組んでまいります。その後、会計年度任用職員制度の整備に係る条例の制定、改正を平成31年9月に見込んでおります。

また、人事給与システムの改修、臨時非常勤職員への制度改正の内容説明、会計年度任用職員の募集等を実施いたしまして、平成32年4月に会計年度任用職員を採用し、制度がスタートする予定でおります。

次に、現状の勤務条件よりも改善を図るべきである。町の考えはとのご質問ですが、これから臨時非常勤職員の实態把握調査を実施いたしますので、その調査結果や近隣市町村の状況等に基づきまして、業務の内容や賃金、労働時間などの勤務条件を整備していくこととなります。議員さんご指摘の雇いどめ等の点も踏まえまして、制度の趣旨に沿うよう取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の職員の障害者雇用の実態と労働環境改善についてですが、障害者の雇用につきましては、障害者の雇用の促進に関する法律が改正され、平成30年4月より、障害者雇用率が2.5%に引き上げられております。障害者の任免状況について、毎年1回、厚生労働大臣に通報することになっております。この通報は、任命権者ごとに行うこととされておりますので、町長部局、教育委員会、議会事務局、農業委員会ごとに実施をしております。町長部局では1名雇用をしており、法定雇用率を満たしている状況となっております。

障害を持った職員に対する適切な職場環境の整備を初め、全ての職員が安心して働くことのできる職場

づくりに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 宮原宏一登壇〕

○産業観光課長（宮原宏一） 11番、内海議員さんからのご質問についてお答え申し上げます。

観光入り込み客数でございますが、平成29年1月から12月までの数値で報告いたします。皆野町でございます。52万5,023人、秩父市577万9,013人、長瀨町311万3,797人、合計で941万7,823人でございます。なお、この数値につきましては、埼玉県の入り込み客の公表数値でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 1点、答弁がされていないことがありますので、お聞きしたいと思うのですが、今後の交付金対象事業とどのようなことが検討されているのか、ありましたらお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 11番、内海議員さんからの再質問についてお答えを申し上げます。

ご質問いただきました交付金の事業の予定でございますけれども、現時点では見込みはまだございません。今後、国のほうで示される新しい交付金の制度内容等を加味しながら、該当するものにつきましては申請できるように庁内で準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 私のほうで質問を落としてしまったのですが、今年度、地域おこし協力隊2名の採用を予定しているかと思えます。先日まで再募集を行ったようですが、その後どのようになっているか、この点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 11番、内海議員さんからの再質問にお答えを申し上げます。

地域おこし協力隊の募集につきましては、最初、7月17日を期限といたしまして最初の募集をさせていただきました。そのときには複数名の応募がありましたけれども、採用の過程の中で辞退の申し出がございまして、改めて9月10日を期限として再募集をしたところでございます。9月10日現在の募集状況としましては、再度予定人数を超える複数名の応募がございましたので、これから1次面接、2次面接と進めさせていただきます。採用に向けて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。

再質問になろうかと思いますが、企画提案の関係なのですが、今後、アドバイザーのほうから答申をいただくというそのような動きになっているようですが、その中でどういった方向性が示されるかというのは当然わからないわけなのですが、年間の観光客の入り込み客数、産観の課長のほうから答弁がされておりますが、平成29年、皆野町は約52万、長瀨町が311万、秩父市が577万人、隣町の長瀨町と比べても皆野町はそれこそ6分の1ですか、こういった状況を見ますと、観光客を呼び寄せるメインの観光施設があるかないかによって大きくこういった入り込み客数についても影響が出ているのではないかなというふうに

考えます。そういったことも含めまして、答弁の中でいうと、矢尾の跡地の関係については、矢尾の動向を注視していきたいと、そういったどちらかという待ちの構えになっているかなというふうには思うのですが、いずれにしても中心商店街に観光客も含めた集客ができるような、そういった中心的な施設整備、これが必要だというふうには私は考えております。

その施設も秩父音頭と俳句の町にふさわしい観光や、また図書館等も併設できるような文化施設でもあってもいいのかなと、最近そのようにも思っております。矢尾跡地につきまして、矢尾さんの動向を注視していくというそういった立場ではなくて、町として活性化に向けた積極的な姿勢、そういったことも必要かなというふうには思っております。この点について、施設整備、中身を含めてなのですが、町長としてお考えがありましたら再度お聞きしたいというふうに思います。

また、観光トイレの整備の関係なのですが、整備場所については、バスの発着所の現在あるトイレを改修するというような方向性のようですが、少なくとも中心市街地には観光トイレらしいトイレがないと、その一つとして、車椅子で利用できる多目的トイレがないのです。バスの発着所のところありません。そういった点でこの多目的トイレの整備も含めた、できれば新設をしていただきたいと思うのですが、今考えているのは改修ということで検討されているようです。その多目的トイレの整備を含めて観光トイレの規模、どのようなどころで考えているのか、ありましたらお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 観光トイレの関係でございますけれども、観光情報館とあわせてという答弁を申し上げました。今後、設計をいたしまして、質問者の要望等も参考にしながら設計をしていきたいと考えております。

なお、矢尾の跡地の問題でございますけれども、所有はあくまでも矢尾さんでございまして、売ることはしないというようなことでもあります。そしてまた、矢尾さんとも連絡はとるのでございますけれども、矢尾さんの考えもなかなかはっきりしてこない部分もありまして、一時期、あの建物を残したいというような話も一時期伝わったのですけれども、やはりそれも立ち消えになりまして、やはり更地にしたいというような考え方であるようでございます。十分これからも連携をとっていききたいと思っております。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 観光トイレの関係なのですが、現在、バスの発着所のトイレは、男子用が大使用が1つ、小使用が2基、女子用が2基になっているかと思っております。大使用については一応洋式になっていますが、いずれにしても中心市街地の観光トイレにふさわしいように、トイレの基数についてもふやすとか、また改修するに当たっても、本当に観光トイレらしいようなきちんとした改修といいますか、整備を図っていただきたいと思っております。それには当然、多目的トイレも設置をしていただきたい、このように要望させていただきたいと思っております。

1項目のまとめになりますが、町長もこの間、道の駅みななの登録、整備の効果について、時々場面において、その成果を報告をしているかと思っております。また、本日も小杉議員から道の駅の盛況な状況等も報告されておりますが、この道の駅、2012年の10月にオープンされているかと思っております。それ以来、直売所の客数なり、また売り上げも順調に伸びているようです。2017年度は、オープン前に比べて客数で約8万人増の23万3,000人、売り上げも直売所だけで約1億1,300万円の増というふうに聞いております。

また、オープン前には、一時閉鎖の話がありましたレストハウスについては、小杉議員からも言われておりましたが、手打ちうどんの人気等によって、オープン前の約2.5倍、約4,500万円の売り上げになって

いたようです。こうした農産物直売所を中心にして、道の駅みなのとして整備、登録を行ってきた、そうした結果がこうした町の活性化につながっている、私はそのように思いますし、そうした施設整備の成功例として、町長もこの間、時あるごとに道の駅みなのの成果を報告していただいております。ぜひ公共施設整備基金、約6億5,500万円あるわけですから、この活用計画もあわせて、皆野町にふさわしい観光文化施設を中心市街地に整備して、商店街の活性化にもつなげるよう要望させていただきたいと思っております。

2項目めの職員の労働環境の改善についての再質問になるかと思いますが、この会計年度の任用職員制度に該当する職員といたしますか、今年度実態調査を進めていきたいということのようですが、現在でいいのですが、フルタイムの勤務の臨時職員、これは何人ぐらいいるのかわかりましたらお聞きしたいというふうに思います。

それと、2点目なのですが、障害者雇用については、皆野町の場合、4月1日現在で正規職員91名ということなのですが、答弁の中でいうと、町長部局、教育委員会部局、農業委員会部局、議会事務局等々、その部局ごとの2.5%というような考えのようです。民間等においては、こういった部局といたしますか、部といたしますか、そういったことで恐らく雇用法定率というのは計算されていないかというふうに思うのです。だから、結局、自治体といたしますか、官公庁等におきましては、そういった部局ごとに分けて法定率を掛けて障害者を雇用していると、大変その辺不合理だなどというふうには私は思っています。

現在、1名の障害者雇用がされているかと思いますが、この方の障害者手帳は当然持っていると思うのですが、その辺の確認をさせていただきたいというふうに思います。

また、職員の定員管理適正化計画では、正規職員96人というふうになっているかと思いますが、ことしの4月1日現在の正規職員、再任用職員を含めて93人ということなのですが、今後の適正化計画に向けた新規採用等の考えありましたら、再度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんからの再質問にお答えさせていただきます。

身体障害を有する職員の手帳の確認ということでございますが、町においてはその内容について確認をしております。身体障害者3級ということで手帳が交付されております。

それから、定員管理の関係ですけれども、内海議員さんおっしゃいます定員管理計画、96名とおっしゃいますが、多分これ22年度までに策定をしておいた計画のことかと思われまます。その後につきましては、定員管理適正化計画については策定がされていない状態になっております。そういった状況でございますので、町といたしましては早い段階で定員管理適正化計画の策定をしたいというふうに考えておりますので、今後策定に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 内海議員さんの再質問にお答えいたします。

フルタイムということで、週5日、7.75という方なのですけれども、人数としますと、4人いらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。

最後になりますが、いずれにしましても健常者、障害者の職員問わず、健康で安心して、そしてやりがいを持って業務を遂行していただけるような、そういった労働環境の整備が第一であるというふうに考えております。定員適正化計画については、96人というのは平成22年度までの計画であったということで、改めて見直しを図っていきたいということなのですが、いずれにしましても4月1日現在で再任用職員を含めて93人ということですので、今までの適正化計画に近づいているということについては評価をさせていただきたいというふうに思いますが、今後においても適正な人員配置、また本人の意向等も尊重した適材適所の人事、特に障害を持って弱い立場にある障害者の職場環境について、特段の配慮をもって対応していただくことを強く要望しまして、私の質問を終了させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時09分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤金作議員） 日程第6、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案は認定第1号から第4号までの4件、議案第26号から第35号までの10件、同意第5号の1件、以上15件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

○議長（大澤金作議員） これから平成29年度皆野町一般会計及び特別会計の決算認定について4議案をご審議いたしますが、田島伸一代表監査委員に出席していただいておりますので、ご承知願います。



◎認定第1号から認定第4号の説明

○議長（大澤金作議員） 日程第7、認定第1号 平成29年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について、

日程第8、認定第2号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第3号 平成29年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第4号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上4議案を一括議題といたします。

議案の朗読を省略して、認定第1号から認定第4号まで一括して町長に提案理由の説明と、あわせて主要な施策の成果についての報告を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 認定第1号から認定第4号までの4議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成29年度の決算認定に係る議案でございます。認定第1号は一般会計、認定第2号から認定第4号までは特別会計でございます。地方自治法の規定により、監査委員の意見を添えて提出いたしました。

決算の認定をいただくに当たり、田島伸一代表監査委員にご出席をいただいております。

主要な施策の成果報告書をあわせてご配付いたしましたので、ご参照いただき、ご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 会計管理者に認定第1号から認定第4号までの説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者兼会計課長 吉岡明彦登壇〕

○会計管理者兼会計課長（吉岡明彦） 認定第1号から認定第4号までの4議案について内容のご説明を申し上げます。

初めに、認定第1号 平成29年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

決算書の1ページをごらんください。一般会計の歳入決算額は41億2,636万5,589円、歳出決算額は39億8,036万3,918円、歳入歳出差引残額は1億4,600万1,671円、翌年度へ繰り越すべき財源額は繰越明許費繰越額3,198万4,000円、これは繰越明許費については、事業名、町道国神128号線道路改良工事ほか2事業の工事にかかわる財源額でございます。よって、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源額を差し引いた翌年度への繰越額は1億1,401万7,671円でございます。

説明は事項別明細書により行います。14ページをお開きください。14ページ、事項別明細書の説明は、左のページの款、項、目、節の欄を、右のページは収入済額、不納欠損額、収入未済額、さらに右側の備考欄にてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。最上段、款1 町税、収入済額10億7,203万769円、前年度に比べ79万5,823円、0.1%の減、不納欠損額は732万8,676円、収入未済額は5,606万9,708円で、固定資産税が72%、個人町民税が23%を占めております。

次に、下段、款2 地方譲与税、収入済額は3,559万5,000円、前年度に比べ62万2,000円、1.7%の減でございます。

16ページに移ります。16ページ中段やや下、款6 地方消費税交付金、収入済額は1億6,625万1,000円、前年度に比べ520万3,000円、3.2%の増でございます。

18ページに移ります。18ページ中段、款10 地方交付税、収入済額15億5,682万2,000円、内訳は備考欄のとおり、普通交付税は14億97万4,000円で、前年度に比べ1,691万4,000円、1.2%の減、特別交付税は1億

5,584万8,000円で、前年度に比べ1,692万7,000円、12.2%の増でございます。

次に、下段、款12分担金及び負担金、収入済額7,483万442円、前年度に比べ214万6,031円、2.8%の減でございます。

20ページに移ります。20ページ中段、款13使用料及び手数料、収入済額5,478万3,115円、前年度に比べ294万4,989円、5.1%の減、収入未済額は954万800円でございます。

22ページに移ります。22ページ下段、款14国庫支出金、収入済額3億6,963万7,440円、国庫支出金の主なものは、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1の備考欄1行目、障害者自立支援給付費国庫負担金9,868万1,100円。節3の備考欄1行目、子どものための教育・保育給付費国庫負担金7,289万578円、節4の備考欄1行目、児童手当国庫負担金9,537万1,665円でございます。

次に、24ページに移ります。24ページ中段、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金の主なものは、節1の備考欄2行目、臨時福祉給付金国庫補助金（経済対策分）2,989万8,000円、節2の備考欄、子ども・子育て支援国庫交付金1,286万3,000円でございます。

次に、下段やや上、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金は、節1の備考欄1行目、狭あい道路整備等促進事業国庫補助金594万9,000円、2行目、道路施設防災・安全国庫補助金2,256万4,000円でございます。

26ページに移ります。26ページ中段やや上、款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金の主なものは、節1の備考欄1行目、障害者自立支援給付費県負担金4,964万550円、節3の備考欄、子どものための教育・保育給付費県負担金3,894万795円、節4の備考欄、児童手当県負担金2,137万665円でございます。

28ページに移ります。28ページ上段、項2県補助金7,355万2,409円の主なものは、目1総務費県補助金、節1の備考欄、市町村自主運行バス路線確保対策費県補助金1,271万4,000円、目2民生費県補助金、節1の備考欄3行目、重度心身障害者医療費支給事業県補助金1,338万5,542円、節3の備考欄2行目、子ども・子育て支援県交付金1,286万3,000円でございます。

30ページに移ります。30ページ上段、項3県委託金2,713万6,572円の主なものは、目1総務費県委託金、節2の備考欄、個人県民税徴収取扱費県交付金1,776万204円、節5の備考欄2行目、衆議院議員総選挙執行委託費交付金576万6,007円でございます。

次に、下段の款16財産収入1,407万8,138円の主なものは、項1目1財産貸付収入、節1の備考欄1行目、土地貸付収入632万7,008円、2行目、建物貸付収入156万円。32ページに移ります。32ページ上段、項2目1不動産売払収入、節2の備考欄、立木売払収入521万4,240円でございます。

次に、中段の款17寄附金、項1寄附金735万500円の主なものは、目4ふるさと納税、節1の備考欄、ふるさと納税603万500円でございます。

34ページに移ります。34ページ上段、款19繰越金、収入済額8,105万3,063円、前年度に比べ1億2,514万2,253円、60.7%の減でございます。

次に中段、款20諸収入、収入済額5,333万456円の主なものは、36ページに移ります。36ページ、最上段、項5雑入、目1雑入、節3の備考欄、市町村振興協会交付金1,346万3,000円、節5の備考欄下から4行目、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金672万4,676円でございます。

次に下段、款21町債、収入済額3億10万円は、このうち項1町債、目3臨時財政対策債1億5,330万円は、地方交付税の代替財源として、また38ページに移ります。38ページ上段、目5教育債1億500万円は、

節1の備考欄のとおり、文化会館空調設備更新事業の財源として、目11衛生債4,180万円は、節1の備考欄のとおり、上水道広域化施設整備事業出資借入金としてそれぞれ借り入れたものでございます。

以上の結果、歳入決算額は41億2,636万5,589円で、前年度に比べ6,016万8,575円、1.5%の増でございます。

次に、40ページの歳出に移ります。40ページ、歳出の説明は、左のページは款、項、目、節を、右のページは支出済額と、さらに右側の備考欄にてご説明申し上げます。

款1議会費7,134万6,215円、町議会の活動費が主なものでございます。

次に、最下段、款2総務費4億7,298万8,339円、これは全般的な管理事務、財産管理等に要したもので、42ページに移ります。42ページ上段、項1総務管理費、目1一般管理費1億4,966万5,679円で、主なものは節1、節2の備考欄、区長手当、特別職及び一般職のPersonnel費でございます。

44ページに移ります。44ページ中段、目2文書広報費842万2,346円、主に「広報みなの」の印刷代に要したもので、節11の備考欄2行目、印刷製本費465万7,000円でございます。

46ページに移ります。46ページ中段、目4財産管理費3,729万2,951円、主に庁舎等の維持管理に要したもので、48ページに移ります。48ページ上段、主なものは、節14の備考欄2行目、役場庁舎・文化会館等の用地借上料615万5,833円でございます。

下段、目7企画費6,946万1,120円の主なものは、50ページに移ります。50ページ上段やや下、節14の備考欄下から2行目、持家住宅用地借上料1,056万125円、節19の備考欄1行目、ちちぶ定住自立圏包括支援負担金1,481万9,000円、2行目、子育て世帯定住促進奨励補助金1,880万円、下から2行目、地域乗合バス路線確保対策費補助金776万1,000円でございます。

次に、中段、目8電子計算費2,951万5,872円は、主に電算システム等の使用料及び保守委託料でございます。

52ページに移ります。52ページ中段、項2徴税費8,590万8,556円は、主にPersonnel費、賦課徴収にかかわる業務委託に要したものでございます。

54ページに移ります。54ページ上段、目2賦課徴収費4,325万7,527円の主なものは、節13の備考欄、税収納システムアウトソーシング、固定資産現況調査業務委託料など2,445万1,849円でございます。

下段、項3戸籍住民基本台帳費2,709万9,908円、主に戸籍や住民票の管理、発行費用に要したものでございます。

56ページに移ります。56ページ下段、項4選挙費723万9,854円、主に昨年10月に執行されました衆議院議員総選挙等にかかわる費用でございます。

60ページに移ります。60ページ中段、項7運行管理費3,146万8,146円は、主に町営バスの運行委託に要したものでございます。

下段、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費3億5,856万3,860円は、Personnel費、報償費、各種負担金に要したもので、主な内容は、62ページに移ります。62ページ下段、節19の備考欄、そして64ページに移ります。64ページ上段、節19の備考欄7行目、障害者自立支援給付費負担金1億9,100万671円、下から5行目、臨時福祉給付金2,808万円、節20の備考欄2行目、重度心身障害者医療費2,851万6,897円でございます。

最下段、目3老人福祉費1億8,249万7,995円の主なものは、66ページに移ります。66ページ上段、節8の備考欄2行目、長寿祝金775万円、節13の備考欄2行目、老人保護措置費委託料634万4,582円、中段、

節28の備考欄、介護保険特別会計繰出金 1 億5,618万7,495円でございます。

次に、目4 国保・年金事務費 2 億3,926万2,329円の主なものは、節19の備考欄 2 行目、後期高齢者医療療養給付費負担金 1 億771万9,662円、68ページに移ります。68ページ最上段、節28の繰出金 1 億655万99円は、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

次に、目5 老人福祉センター費1,250万7,412円は、老人福祉センター長生荘の維持管理と運營業務の委託に要したものでございます。

次に、下段、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費 3 億6,046万6,275円は、内容は、70ページに移ります。70ページ中段やや上、主なものは、節13の備考欄 1 行目、子どものための教育・保育委託料 2 億3,692万610円、5 行目、放課後児童健全育成事業運営委託料3,014万8,000円、一番下の行、学童保育所サポート事業委託料1,356万円、節20の備考欄 1 行目、こどもの医療費2,944万1,516円でございます。

次に、下段の目2 児童措置費 1 億4,015万9,892円の主なものは、節20の備考欄、児童手当 1 億3,804万円でございます。

次に、最下段の款4 衛生費、項1 保健衛生費 1 億3,228万6,397円、72ページに移ります。72ページ最上段、目1 保健衛生総務費4,450万884円の主なものは、節19の備考欄 1 行目、ちちぶ定住自立圏医療分野負担金1,000万円。目2 予防費4,553万3,304円の主なものは、節13の備考欄 2 行目、予防接種委託料1,950万7,351円と、4 行目、住民健診委託料1,861万9,490円でございます。

次に、76ページに移ります。76ページ最上段、目4 母子保健費1,057万3,448円の主なものは、節8の備考欄、乳幼児健診等報償金319万2,000円、節13の備考欄 3 行目、妊婦健康診査委託料395万6,750円、節20の備考欄 1 行目、子育て応援事業給付費217万4,148円でございます。

次に、中段、項2 清掃費、目1 清掃総務費755万9,000円は、皆野・長瀬下水道組合浄化槽整備事業負担金でございます。

目2 塵かき処理費、節19の備考欄、広域市町村圏組合清掃費負担金6,332万8,000円、目3 し尿処理費、節19の備考欄、皆野・長瀬下水道組合し尿処理負担金4,914万3,000円でございます。

次に、項3 上水道費、目1 上水道費7,775万6,000円の主なものは、節19の備考欄 4 行目、広域市町村圏組合高料金対策補助金2,815万9,000円、節24の備考欄、広域市町村圏組合上水道広域化施設整備事業出資金4,180万円でございます。

次に、78ページに移ります。78ページ中段やや上、款6 農林水産業費、項1 農業費3,918万9,143円は、主に農業委員会の活動及び農業振興に要したものでございます。

次に、82ページに移ります。82ページ中段やや上、項2 林業費、目2 林道整備費3,344万2,096円の主なものは、節15の工事請負費2,608万2,000円、林道雨乞曾根坂線林道改良工事ほか4件の工事費でございます。

84ページに移ります。84ページ上段、目3 水と緑のふれあい館管理費677万3,433円は、水と緑のふれあい館の維持管理と運營業務の委託に要したものでございます。

下段、款7 商工費5,386万6,335円は、主に商工振興と観光にかかわる補助金等に要したもので、86ページに移ります。86ページ上段、目2 商工振興費1,279万5,106円の主なものは、節19の備考欄 2 行目、商工会補助金700万円、3 行目、にぎわい創出事業補助金180万円でございます。

目3 観光費2,722万3,401円の主なものは、下段、節15の工事請負費701万7,840円、金沢観光トイレ建築工事ほか1件の工事費で、88ページに移ります。88ページ上段、節19の備考欄 1 行目、観光協会補助金180万

円、3行目、秩父音頭まつり補助金400万円、4行目、ふれあいまつり補助金139万9,724円、一番下の行、ポピーまつり負担金151万円でございます。

次に、90ページに移ります。90ページ下段、項2道路橋りょう費、目2道路維持費6,658万6,603円の主なものは、92ページに移ります。92ページ上段、節15の工事請負費5,873万400円は、町道金沢1号線舗装補修工事ほか10件の工事費でございます。

目3道路新設改良費1億1,359万8,386円の主なものは、節15の工事請負費9,009万5,000円、町道国神1号線道路改良工事ほか9件の工事費と、節17の公有財産購入費721万3,280円は、道路用地の購入費でございます。

次に、下段、項4都市計画費2億1,337万5,912円の主なものは、94ページに移ります。94ページ上段、目2公共下水道費、節19の備考欄、皆野・長瀬下水道組合公共下水道負担金2億994万4,000円。

中段、項5住宅費、目1住宅管理費575万7,298円の主なものは、節11の備考欄、町営住宅施設修繕料135万7,272円、節14の備考欄、町営住宅用地借上料342万5,556円でございます。

次に、下段、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費1億8,603万3,000円は、秩父広域市町村圏組合への消防費負担金でございます。

次に、目2非常備消防費3,144万3,176円の主なものは、96ページに移ります。96ページ最上段、節1の備考欄、消防団員手当1,153万3,600円でございます。

下段、目3消防施設費703万2,618円の主なものは、節15の工事請負費513万5,664円、第1分団第1部詰所改装工事223万5,600円と、ほか4件の工事費でございます。

98ページに移ります。98ページ中段やや下、款10教育費、項1教育総務費1億777万5,858円は、主に教育委員会の活動及び事務局に要したものでございます。

102ページに移ります。102ページ中段、項2小学校費6,868万7,303円は、町立皆野小学校、国神小学校、三沢小学校の3校にかかわる費用でございます。

104ページに移ります。104ページ下段、節15の工事請負費914万558円は、皆野小学校普通教室改修工事ほか2件の工事費でございます。

次に、106ページに移ります。106ページ最上段、項3中学校費3,693万6,075円は、町立皆野中学校にかかわる費用でございます。

108ページに移ります。108ページ上段やや下、節15の工事請負費135万4,320円は、皆野中学校化学室空調設備設置工事ほか2件の工事費でございます。

次に、下段、項4幼稚園費、目1幼稚園費5,137万6,799円は、町立皆野幼稚園にかかわる費用でございます。

次に、110ページに移ります。110ページ下段、項5社会教育費1億7,933万7,086円は、主に人権教育、文化財保護及び総合センター、文化会館等の管理運営に要したものでございます。

116ページに移ります。116ページ最下段、目5文化会館費1億3,334万4,710円の主なものは、118ページに移ります。118ページ中段やや下、節15の工事請負費1億2,026万5,770円、文化会館空調設備更新工事ほか5件の工事費でございます。

項6保健体育費1億6,176万4,635円は、主に学校給食センター、温水プール及び柔剣道場等の管理運営に要したもので、目1保健体育総務費2,233万5,095円の主なものは、120ページに移ります。120ページ中段、節14の備考欄1行目、町民運動公園用地借上料423万1,230円でございます。

次に、下段、目2 学校給食費8,642万922円の主なものは、122ページに移ります。122ページ上段、節11の備考欄一番下、学校給食の賄い材料費4,210万300円でございます。

次に、126ページに移ります。126ページ上段、項7 目1 育英奨学資金費、年間の貸付金額は708万円でございます。

次に、下段、款12 公債費 3億4,073万6,922円は、政府の財政融資資金ほか5件の長期債借り入れの元金及び利子の償還金でございます。

128ページに移ります。128ページ上段、款13 諸支出金835万8,203円の主なものは、中段、項2 基金費、目1 財政調整基金費、節25 積立金204万5,669円。目2 減債基金費、節25 積立金555万2,279円。

130ページに移ります。130ページ上段、目8 学校教育施設整備基金費、節25 積立金50万4,961円。これらの積立金は、各基金の利子分、積み立て分として積み立てられたものでございます。

以上の結果、歳出決算額は39億8,036万3,918円、前年度に比べ478万33円、0.1%の減でございます。

続いて、133ページ、国民健康保険特別会計に移ります。133ページをごらんください。認定第2号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額は15億5,546万1,570円、歳出決算額は14億1,638万6,185円、歳入歳出差引残額は1億3,907万5,385円、翌年度へ繰り越すべき財源額はありませんでした。よって、翌年度への繰越額は1億3,907万5,385円でございます。

144ページの事項別明細書に移ります。144ページは歳入でございます。最上段、款1 国民健康保険税、収入済額は1億8,884万4,174円、前年度に比べ830万4,697円、4.2%の減、不納欠損額は469万5,859円、収入未済額は3,571万6,221円でございます。

146ページに移ります。146ページ最上段、款4 国庫支出金、項1 国庫負担金のうち主なものは、目1 節1の備考欄1 行目、療養給付費負担金1億3,729万1,000円でございます。

中段、項2 国庫補助金のうち主なものは、目1 節1の備考欄1 行目、普通財政調整交付金3,741万6,000円でございます。

次に、148ページに移ります。148ページ上段、款7 県支出金のうち主なものは、項2 県補助金、目2 節1の備考欄、県財政調整交付金1億66万9,000円でございます。

続いて、款8 共同事業交付金2億8,256万7,462円の主なものは、項1 目1 節1の備考欄、高額医療費共同事業交付金2,627万9,640円と、目2 節1の備考欄、保険財政共同安定化事業交付金2億5,628万7,822円でございます。

次に、下段、款10 繰入金1億615万3,106円は、保険基盤の安定化等を図るため規定の負担割合に基づき繰り入れたもので、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金7,615万3,106円と、150ページに移ります。150ページ最上段、項2 基金繰入金、目1 支払基金繰入金、節1の備考欄、保険給付費支払基金繰入金3,000万円でございます。

款11 繰越金1億3,609万1,949円は、前年度に比べ7,880万2,583円、137.6%の増でございます。

152ページに移ります。152ページ、以上の結果、歳入決算額は15億5,546万1,570円、前年度に比べ3,396万3,171円、2.1%の減でございます。

次に、154ページ、歳出に移ります。154ページ、歳出でございます。款1 総務費1,936万7,549円は、主に人件費及び電算処理の委託に要したものでございます。

156ページに移ります。156ページ中段、款2 保険給付費8億2,145万6,235円の主なものは、項1 療養諸

費、目1一般被保険者療養給付費6億9,411万1,408円でございます。

158ページに移ります。158ページ最上段、項2高額療養費1億394万9,659円の主なものは、目1一般被保険者高額療養費1億108万1,273円でございます。

中段やや下、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金292万4,000円でございます。

最下段に移りまして、款3後期高齢者支援金等支出済額1億4,987万7,577円は、160ページに移りまして、160ページ上段、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金1億4,986万6,563円でございます。

次に、下段、款6介護納付金、項1目1介護納付金5,863万7,291円でございます。

次に、その下、款7共同事業拠出金2億7,422万2,020円、これは国保連合会への拠出金で、主なものは目1高額医療費拠出金3,572万2,530円と、162ページに移ります。162ページ上段、目2保険財政共同安定化事業拠出金2億3,849万9,322円でございます。

次に、中段やや上、款8保健事業費1,106万5,917円の主なものは、項1目1特定健診事業費、節13の備考欄1行目、特定健診委託料484万1,517円と項2目1疾病予防費、節13の備考欄、生活習慣病予防健診委託料441万円でございます。

164ページに移ります。164ページ、以上の結果、歳出決算額は14億1,638万6,185円、前年度に比べ3,694万6,607円、2.5%の減でございます。

続いて、167ページ、介護保険特別会計に移ります。167ページをごらんください。認定第3号平成29年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額は10億5,840万4,275円、歳出決算額は10億3,422万8,929円、歳入歳出差引残額は2,417万5,346円、翌年度への繰り越すべき財源額はありませんでした。よって、翌年度への繰越額は2,417万5,346円でございます。

176ページの事項別明細書に移ります。176ページは歳入でございます。最上段、款1保険料、収入済額2億1,272万7,120円、これは65歳以上の被保険者にかかわる保険料で、前年度に比べ298万440円、1.4%の増、不納欠損額は171万4,907円、収入未済額は991万7,340円でございます。

次に、中段、款3国庫支出金、収入済額2億2,162万1,380円の主なものは、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1の備考欄、介護給付費負担金1億5,560万3,710円と、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1の備考欄、普通調整交付金4,637万7,000円でございます。

次に、下段、款4支払基金交付金、収入済額2億6,011万125円は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に、178ページに移ります。178ページ上段、款5県支出金、収入済額1億3,735万8,914円でございます。以上、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金は、規定の負担割合に基づき交付されたものでございます。

次に、中段、款8繰入金、項1一般会計繰入金1億5,618万7,495円でございます。

次に、180ページに移ります。180ページ中段、款10繰越金、収入済額7,012万6,841円、前年度に比べ3,346万1,803円、32.3%の減でございます。

以上の結果、歳入決算額は10億5,840万4,275円、前年度に比べ165万3,861円、0.2%の減でございます。

次に、182ページの歳出に移ります。182ページ、歳出でございます。款1総務費2,874万5,619円、主に人件費と負担金に要したものでございます。

次に、184ページに移ります。184ページ上段、項3目2節19の備考欄、認定審査会共同設置負担金は564万

9,000円でございます。

続いて、款2保険給付費、支出済額8億9,224万7,955円は、各種介護サービスの給付費で、項1介護サービス等諸費の主なものは、目1居宅介護サービス給付費3億477万5,596円、目3地域密着型介護サービス給付費1億5,985万4,797円、目5施設介護サービス費2億9,631万1,775円、目9居宅介護サービス計画給付費4,130万2,404円でございます。

次に、186ページに移ります。186ページ上段、項2介護予防サービス等諸費の主なものは、目1介護予防サービス給付費2,751万2,152円でございます。

次に、188ページに移ります。188ページ下段、款3地域支援事業費、支出済額5,679万7,596円は、主に負担金に要したもので、項1介護予防生活支援サービス事業費の主なものは、190ページに移ります。190ページ上段、目1節19の備考欄、介護予防生活支援サービス事業費負担金2,437万4,890円でございます。

項2一般介護予防事業費の主なものは、目1一般介護予防事業費、節13の備考欄、介護予防事業委託料891万2,141円でございます。

次に、194ページに移ります。194ページ中段、款6諸支出金、項1目2節23、5,642万8,159円は、主に平成29年度において交付を受けた補助金、交付金等が超過交付となったことから返還したものでございます。

以上の結果、歳出決算額は10億3,422万8,929円、前年度に比べ4,429万7,634円、4.5%の増でございます。

続いて、197ページ、後期高齢者医療特別会計に移ります。197ページをごらんください。認定第4号平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額1億2,476万8,347円、歳出決算額1億2,403万246円、歳入歳出差引残額73万8,101円、翌年度へ繰り越すべき財源額はありませんでした。よって、翌年度への繰越額は73万8,101円でございます。

206ページ、事項別明細書に移ります。206ページ、歳入でございます。歳入の主なものは、後期高齢者医療の保険料と一般会計からの繰入金でございます。最上段、款1後期高齢者医療保険料、収入済額9,396万6,990円、前年度に比べ557万1,040円、6.3%の増、不納欠損額はありませんでした。収入未済額は83万7,780円でございます。

そして、主なものは、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料、節1の備考欄、特別徴収保険料6,936万1,350円と、目2普通徴収保険料、節1の備考欄、現年度分の普通徴収保険料2,390万5,450円でございます。

次に、中段やや下、款3繰入金、収入済額3,039万6,993円、主なものは、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金2,905万3,993円でございます。

208ページに移ります。以上の結果、歳入決算額は1億2,476万8,347円、前年度に比べ567万4,856円、4.8%の増でございます。

次に、210ページの歳出に移ります。210ページ、歳出でございます。中段の款2後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億2,295万373円で、後期高齢者医療広域連合への納付金が歳出決算額の99.1%を占めております。

212ページに移ります。以上の結果、歳出決算額は1億2,403万246円、前年度に比べ530万2,289円、4.5%の増でございます。

続いて、215ページから220ページまでは、実質収支に関する調書になります。財政運営の状況を判断す

るための基準となる実質収支は、全ての会計において黒字決算でございます。

次に、221ページから228ページまでは財産に関する調書でございます。公有財産50万円以上の主な物品及び基金の増減内訳となっております。

次に、229ページからは、事項別明細書の備考欄にあります工事請負費及び備品購入費の明細でございます。ご参照ください。

以上、認定第1号から認定第4号までの内容の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） 代表監査委員に一括して決算審査の報告を求めます。

田島代表監査委員。

〔代表監査委員 田島伸一登壇〕

○代表監査委員（田島伸一） 代表監査委員の田島でございます。これより平成29年度皆野町各会計の決算審査の報告をいたします。

平成30年7月9日、町長から審査に付された平成29年度皆野町各会計の歳入歳出決算、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況調書の審査は、7月9日、10日、12日、13日の4日間、会計管理者並びに各課長に出席を求めて、主として計算に誤りがないか、執行が法令に基づいた適正なものか等の点に注意し、会計管理者の所掌する帳簿と照合して行いました。

その結果、町長から審査に付された平成29年度の決算諸表は、正確かつ適正であると認め、その審査意見書を私と内海監査委員の連名により町長に提出いたしました。詳細につきましては、お手元の審査意見書の写しをごらんいただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成29年度皆野町各会計の決算審査の報告といたします。

○議長（大澤金作議員） 以上で認定第1号から認定第4号までの説明及び決算審査の報告を終わります。



◎延会について

○議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（大澤金作議員） 次会日程の報告を行います。

あす14日は、午前9時から本会議を開き、提出議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。



◎延会の宣告

○議長（大澤金作議員） 本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 2時18分

平成30年第3回皆野町議会定例会 第2日

平成30年9月14日（金曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、認定第 1号 平成29年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 2号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 3号 平成29年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 4号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、議案第26号 皆野町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第27号 皆野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第29号 皆野町消防団条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号 皆野町水と緑のふれあい館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号 平成30年度皆野町一般会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第32号 平成30年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第33号 平成30年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第34号 平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第35号 調停の申立てについての説明、質疑、討論、採決

1、同意第 5号 教育委員会教育長の任命についての説明、質疑、採決

1、教育長挨拶

1、委員会付託の請願審査報告

1、平成30年請願第2号 憲法9条改定に反対する意見書の提出を求める請願の報告、質疑、討論、採決

1、請願の審査

1、請願第 3号 東海第二原子力発電所の運転延長を行わないことを求める意見書に関する請願の上程、質疑、討論、委員会付託

1、陳情の審査

- 1、陳情第 1号 皆野町における受動喫煙防止対策に関する陳情の上程、報告
- 1、陳情第 2号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情の上程、報告
- 1、要望の審査
- 1、要望第 1号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の採択についての上程、討論、採決
- 1、発議第 2号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑
- 1、産業建設常任委員会委員長報告、質疑
- 1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議決事件の字句及び数字等の整理
- 1、閉会について
- 1、閉 会

午前9時00分開議

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員	議員
9番	大澤径子	議員	10番	四方田	実夫	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原睦夫	議員	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 會計課長	吉岡明彦	教育長	豊田尚正
総務課長	新井敏文	みらい 創造課長	中島直輝
町民生活 課長	玉谷泰典	健康福祉 課長	浅見幸弘
参事兼 稅務課長	米沢満夫	産業観光 課長	宮原宏一
建設課長	長島弘	教育次長	設楽知伸
代表 監査委員	田島伸一		

事務局職員出席者

事務局長	豊田昭夫	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開議の宣告

(午前9時00分)

- 議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（大澤金作議員） 本日の議事日程を報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎認定第1号の質疑、討論、採決

- 議長（大澤金作議員） 日程第1、認定第1号 平成29年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

5番、常山知子議員。

- 5番（常山知子議員） それでは、2点ほど質問をさせていただきます。ページが116ページ、目4総合センター費、節15工事請負費199万1,000円について、いろいろと質問してまいりたいと思いますが、この工事請負の明細を見ますと、和室の床改修工事とか会議室のクロス壁張りかえ工事、駐車場の整備、外部修繕工事など何カ所も改修が行われています。平成28年度では屋上の防水修繕工事が行われました。各自自治体では、公共施設等総合管理計画というのを策定することになっています。当町も策定されたと思います。そして、32年までには個別の施設計画の策定が求められていると思いますが、この総合センターについて管理計画を立てられているのか、それともこれから計画を立てるか、お聞きします。

もう一点は、105ページと108ページの目2教育振興費、節20扶助費の要保護、準要保護の児童生徒の援助費について質問します。その中の就学援助費ですが、以前も何回も質問をしましたが、入学前の就学援助費で入学前支給の実施について、どのように今考えていますか、2つお願いします。

- 議長（大澤金作議員） 総務課長。

- 総務課長（新井敏文） 常山議員さんのご質問にお答えいたします。

総合管理計画の策定、それから個別計画の策定についてですけれども、皆野町におきましては平成29年の3月に公共施設等総合管理計画を策定をしてございます。この計画ですけれども、長期的なまちづくりの視点から、効率的かつ効果的に公共施設のマネジメントに取り組むことを目的として策定をしております。この計画の中には、議員さんご指摘のありました総合センターも当然含まれておる計画になっております。それと、32年までに個別計画を策定をする予定であります。これにつきましては、個々の施設につきまして今後どのようにしていくかという方針を決定する計画になります。

以上でございます。

- 議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、それについてなのですからけれども、総合センターは町の公民館として本当に町民に広く利用されています。私もたまに何回か行っていますけれども、センターができて40年以上経過しています。先ほど述べましたように、さまざまな場所が改修されています。皆さんから聞くところによりますと、トイレの洋式化とか2階へ行くのにエレベーターをつけてほしいとか、町に図書館がないのでセンターの図書室を1階におろして、もっと図書室が使えるようにしてほしいとか、いろんな声を聞くのです。いろいろ改修する中で、私はそれなら新しい、もう建てかえてしまってもいいのではないかという考えもあるのですけれども、それには場所的にも狭過ぎるし、無理なのかなと今私自身もちょっとどうするということを迷っているのですけれども、これからそういう個別的な計画を立てていくということについては、ぜひ広報なども使って多くの町民の声を聞いて計画を立ててほしいと思いますが、町長はどう思いますか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 総合センターが老朽化しているということは、私もよく承知しておりますし、大変大勢の方に利用もされております。また、町民アンケート等を取りましても、図書館が欲しいというのがいつのアンケートでも上位を占めております。そうしたようなことを勘案しまして、内部で検討はしてまいりたいと思っております。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひ今町長が答弁していただきましたけれども、内部だけではなくて、町民の声もまたよく聞いて検討してください。よろしくお願いします。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 常山議員さんのご質問にお答えいたします。

ページで105ページ、それから108ページの就学援助費についてです。以前から常山議員さんから、入学前の支給についてご質問されておりますけれども、来年度31年度に実施するよう準備をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） いい答弁をしていただき、ありがとうございます。本当にもう埼玉県内の自治体でも小学校の入学には28校、中学入学では39校、そういうところがもう入学準備金を入学する前に支給を実施しているということを知っております。ぜひ、来年度からよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原です。69ページ、老人福祉センター管理業務委託料、これは長生荘のシルバーに対しての管理の委託だと思うのですけれども、その中で一昨年私が指摘いたしまして、日野沢からの温泉水の運搬、郵便局長さんからの井戸水を使っている長生荘のお風呂をやってきたわけでございますけれども、これはやめるべきだということで指摘しまして、それはやめていただいたわけでございます。それについて、その経費は年間幾らぐらいそれによって縮小できたのか、まず最初にお尋ねします。

それで、その分が減った分については、当然管理委託料も減らなければ決算でおかしいのではないかと思いますけれども、それについて課長の説明を求めます。

それと、次は121ページ、日独友好協会への交付金8万円の件でございますが、この日独友好協会に対して発足以来毎年慣例によって予算計上して支払いをしてきた経過があると思います。私が調べる範囲では、一昨年その前もほとんど何もしていなかったということで、支払いは、補助金はそのまま出してきたというふうに調べた範囲ではそういう結果が出ているのですけれども、それについての内容の説明を求めます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 12番、宮原議員さんのご質問にお答えいたします。

69ページの老人福祉センター費につきましてですが、今年の9月いっぱい日野沢からの温泉水の使用をやめまして、水道水によるお風呂の業務を行っております。当初予算が570万円の予算を計上しておりましたが、決算で533万1,387円ということで、36万8,613円の減額になっております。ちょうど半年ですので、年間にしますと倍の73万7,000円ほどが削減できたということになります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 宮原議員さんのご質問にお答えいたします。

平成29年度の日独友好協会の主な収入は、会員99人からの会費19万8,000円と町交付金8万円でございます。支出といたしましては、総会、役員会、監査会などの通信費、会議室使用料、ドイツ派遣基金費でございます。しかしながら、この8万円の大半が基金費に毎年繰り入れられているという状況でございます。しかしながら、この8万円の大半が基金費に毎年繰り入れられているという状況でございます。単年度の活動の補助として使われるべきだと考えますので、今後見直してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 健康福祉課長に再質問いたしますけれども、半期で約36万ですか、減ったということは年間で約70万はそれだけでも節約ができたということだと思っております。それと、あと関連しますけれども、課長に申し上げてきました長生荘の受付、あれはもう100円の野菜ショップがありますけれども、自由に100円入れて買う、そういう形のもいいのではないかという提言をしてきましたけれども、その後何ら改善の余地もない。それとあそこでやっている食堂、これらも定食三百幾らでやったということでございます。今どき1食300円で定食を出す店はどこへ行ったらありません。そういったことも改善してやってもらいたいというふうに考えていますけれども、再度課長の答弁を願います。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

宮原議員さんからご提案いただきました内容につきましては、指定管理先のシルバー人材センターへ検討するよう指示してございます。受付業務、また食堂につきまして利用者の利便性も考慮する必要がありますけれども、議員さんおっしゃるとおり、費用対効果、その辺を含めまして、さらに検討し経費節減に努めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） ぜひそのような方向でやっていただきたいと思っております。

それと、ちょっとシルバーに関連して産業観光課長に確認のためお尋ねしておきたいのですが、切干し芋事業について、ことしの春シルバーの専務と私も話をしまして、ことしいっぱいやって、来年はやめる

方向で考えているという話をされていましたが、その辺について課長に確認をしたいと思うのですが、産業観光課長、お願いします。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 12番、宮原議員さんの質問にお答えします。

今、宮原議員さんがおっしゃられましたように、切干し芋につきましては私のほうが聞いている範囲でお答えいたしますけれども、宮原議員さんがおっしゃられましたように、来年度31年度の切干し芋の作付はよすというようなお話は聞いております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） ぜひそのような方向で指導していただきたいと思います。

教育長が先ほどドイツの交付金については基金に繰り入れたということでございます。やっぱり交付金の趣旨が違うところに、基金に町の予算を入れるということはよくないと思いますので、教育長も改善するというところでございますので、ぜひそのような方向で今後はやっていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 39ページになります。文化会館空調設備更新事業1億500万円、工事が完成したようですけれども、どのように工事をされて、これだけ多額のものでしたら相当なものがあったのかなと思われましても、その辺をちょっとご説明してください。

それから、89ページになります。上から3行目、観光協会補助金180万円が支出されておられるようですけれども、観光協会、ポピーまつりあたりで大分また活動されてもらっているのかなと思いますけれども、大分ポピーまつりに関しては駐車場1台幾らではなくて、駐車場に置く乗ってきた人間をカウントして料金を徴収する制度に変わったりして、去年はポピーの花がちょっと不調だったというのもあったかもしれないけれども、その辺の改善で、そういう収入がどうなっているのか。そうすると、観光協会へ補助する180万円の主な目的は何か、その辺のところをよろしくお願いします。観光協会に渡った後は向こうが有効的に使われていることなのだと思うのですけれども、どのような主に目的で出されているのか、よろしく願いいたします。

それから、93ページ、橋りょう維持費の中で工事請負費986万円計上されていますけれども、この橋りょう、どの辺のところの主なものだったか、ご説明よろしく願いいたします。

それで、戻りまして33ページ、ふるさと納税であります。前日の自分の一般質問の冒頭で、今国がせっかく盛り上がっているふるさと納税に何か変なブレーキをかけようとしている感があるなと自分では思っていて、冒頭で国はその辺のことをやりたがらないで、復興に全力を注いだほうが良いというようなちょっとコメントをさせてもらったわけですが、このふるさと納税603万円、これは去年の12月定例会におきまして自分は一般質問しているのですけれども、その時点で課長に答弁いただいたのが、そのとき12月でしたから11月の時点での進捗状況が、納税受けている金額が225万円だと、納税側にすれば12月がやっぱり確定の期日なので、あと1カ月でかなり12月はそういうところが若干期待できるというようなご答弁いただいて、それで去年の当初予算の目標が1,000万円でした。それで、その11月時点で225万円の状況であったわけで、ご答弁の中でちょっと1,000万円は大きな目標だったのですけれども、225万円の事態を

踏まえて12月という時節柄を踏まえて、それでも頑張って12月に稼いで、稼ぐといってもあれですけども、12月にちょっと皆さんのご厚意を集めて、それで3月末には500万円の目標でいきたいというご答弁をいただきました。そのとき自分は500万円ではなく、それでは600万円の目標はいかがでしょうかというご答弁がありました。これはなかなか意義深いものが副町長ございまして、この決算終わりました603万500円というのを見事に達成されたと、12月議会で225万円しか集まっていなかったのを、その500万円の目標を自分も言ってみたのですけれども、ちょっと自分もでかくして500万円ではというので600万円に、ここの場で発言させてもらったのですけれども、600万円という数字を掲げたところ、見事にこれは600万円が達成できたかなと思って眺めさせてもらっております。その達成できた要因というか、何がうまくいったのかな、最後はというところを、もしあるようでしたらお聞きしたいと思いますし、先ほど言ったこのふるさと納税、皆野町はこれの原資が43ページへ行くと180万円ほど返礼品で計上されていまして、これ本当に3割です。見事に国のこれ通達なのでしょうか、国が言っている3割の中でうまく返礼品を組み立てて達成されているというところであります。

今、国が変なことというのは何が悪いのだから、各自治体が試行錯誤しながら盛り上げて、特産品を用意して、それに国民が非常に興味を持って応じていると、報道なんかでちょっと見るのですけれども、10年前にこれが始まったころは、80億円がちょっと超えた全国のふるさと納税額だったのが、今や3,650億円全国で多くの方がこのふるさと納税に応じていると、すごい盛り上がりで、それは地方に行って、その地方が特産品を用意したりいろいろして頑張っているからこういう盛り上がりがあるわけでありまして、自分に言わせると何が悪いのだから、それがその地方が、その3割が法律だからわからないのですけれども、法律ではないでしょう。そういうものよりちょっとオーバーしているけれども、そうするとオーバーした自治体というのは実際薄利になるわけです。利益が少なくなる。3割のほうが7割の利益、5割であれば5割しか利益がない。でも、その魅力を感じてもらって、その5割に納税してもらおうというところでききますと、そんなに悪いことではないような気がしておるわけでありまして、そういうわけでこれからその辺は国民的議論が若干入ってくる。テレビ朝日なんかでも言っていますし、きょうあたりも実はちょっと朝忙しい中だったのですけれども、長嶋一茂氏あたりが一生懸命文句言っていましたけれども、何が悪いのだから、あの方が千葉だそうで、千葉で館山市というのがX JAPANという人のYOSHIKIさんという人がいて、その地元で館山市がX JAPANプロデュースワインというのがカリフォルニア産で、それが返礼品で売れまくっていると、長嶋一茂氏が何が悪いのだから一生懸命、あれは千葉の宝だとか言ってほえていましたけれども、そういう声もあるようで、そのようにまた盛り上がっていくところなのだと思えますけれども、そんな中で皆野町は見事に3割を維持して、そのようなことを見事に達成していただいたというところで、長くなりましたけれども、その辺の主なところがわかたらよろしく願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 小杉議員さんの質問にお答えいたします。

ページは39ページになります。文化会館空調設備更新事業になります。工事の概要を説明いたします。工事の目的につきましては、文化会館に設置されております空調設備について、既に設置から30年を経過しておりました。老朽化に伴います経年劣化、それから機器の不調が目立っておりました。このために設備更新工事を行いまして、設備機能を回復し、文化会館の管理棟、それからホール棟の環境を整備するというのを目的としております。工事の概要につきましては、鉄筋コンクリート造の文化会館3階建ての

場所になります。請負金額につきましては1億1,279万5,200円、こちら請負業者につきましては埼玉県本庄市の株式会社高橋設備が行っております。工期につきましては、管理棟につきましては10月1日から11月30日、それからホール棟につきましては1月の成人式が終わってから1月9日から3月29日までを工期として管理棟、ホール棟2つのところを工事しております。

内容のメリットという部分もあるのですが、今までは冷房等灯油を使っておりました。灯油とか水を使っておりました。暖房は灯油を使っております。今度の空調設備につきましては電気となります。駆動燃料を灯油から電気に切りかえるということになります。管理棟につきましては、エアコンの台数が室外機が3台、室内機が29台。ホール棟につきましては、エアコンの台数が室外機2台、室内機が19台になります。メリットですが、個別な部屋で温度調整が今度できるようになりました。それから、維持費につきましては灯油と、それから電気を比べますと試算の結果、電気のほうが安くなるということになります。そういうことで、維持費、初期費用が安く、環境に負担のないということで今回の工事になりました。

説明は以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 小杉議員さんの質問についてお答え申します。

ページでいいますと89ページ、観光協会費でございます。この観光協会費180万円の内訳でございますけれども、100万円が観光協会の運営費でございます。80万円につきましては、俳句イベントの事業でございます。今、会員につきましては158名おります。目的といたしましては、町には豊かな自然と先人たちが営んできた文化等があります。こうした情報を他団体と協調、協力しながら外部への情報提供、アピール等を行っております。そのために各種いろいろな諸事業を行っております。

もう一つでございます。ポピーまつりでございますけれども、ポピーまつりにつきましては実行委員会制度で行っております。観光協会につきましては、協賛という形になってございます。実行委員会は、皆野町、東秩父村、両町村の商工会、観光協会、県というような形で行っております。観光協会は負担金といたしまして1万円負担にしております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 3番、小杉議員さんからご質問をいただきましたページが92ページ、93ページ、目4橋りょう維持費、節15工事請負費の主なものについてお答え申し上げます。

工事の明細につきましては、ページでいきますと232ページから載ってございますが、主なものとしまして町道金沢1号線「身馴川橋」橋りょう補修工事、こちらは延長が27メートルある町でも大規模な橋でございます。こちらにつきましては橋りょうの長寿命化修繕計画に基づきまして修繕をした工事でございます。橋面の舗装、護岸改良としまして根固めブロックの作製設置、高欄の塗装を行いました。請負金額は749万6,280円でございます。

もう一つ主なものいたしますと、町道金沢55号線「55-1号橋」橋りょう補修工事、こちらは金沢谷津区に加増集落地内でございます。平成28年度に橋りょう点検を行いました。その中で早期措置段階という診断が出されました。このために床版、橋台補修、舗装を行ったものでございます。請負金額につきましては215万4,708円でございます。

なお、橋りょう長寿命化事業につきましては、国の補助金を受けておまして、こちらにつきましては

ページで24ページ、25ページにございます埼玉県道路計画防災安全交付金としまして、金沢1号線、身馴川橋のほうに289万8,000円の特財を入れてございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 小杉議員さんからのふるさと納税に関する質問に対してお答えをいたします。

町といたしましては、29年度当初1,000万円という大きな目標を掲げさせていただきました。その理由といたしますと29年度にリニューアルを図って大きくふるさと納税を伸ばしていきたいという考えがございました。ただ、実際に6月にリニューアルを図って開始したわけですけれども、当初思うように寄附額が伸びてきませんでした。そういったことから、減額を補正でさせていただきます、修正をして500万円という形で目指したわけでございますが、小杉議員さんのほうから600万円という大きな目標を掲げていただきまして、それに向けて取り組んでまいりました。その結果、議員さんおっしゃいますように、12月における寄附金が298万円、全体の約半分を1カ月で占めております。その後通常でありますと1月以降は寄附額が減るという形で言われておりましたが、1月が17万円、2月が33万5,000円、3月が35万5,000円と、こちらで想像していた以上に寄附金が集まりました。

その600万円を達成できた要因ですけれども、これにつきましては何と言いましても皆野町に関心を持っていただいて、ご寄附をいただいた寄附者の方のご厚意が第一だと考えております。その次は、財務担当職員がこのふるさと納税を担当しておりますが、返礼品の見直しですとか、いかに寄附者に喜んでいただけるものが準備できるかというようなことで協議を重ねまして、現在の返礼品に至っております。そのようなことも一つ要因かなというふうに思っております。

それから、国の3割に対する対応ですけれども、実は30年の第1回の定例会のときに、内海議員さんからも3割以内での返礼品かということで質問を受けております。そのとき3割以内の対応で行っておりますという回答をしておりますが、その辺の見解が国と町のほうでちょっと相違がございました。町のほうの見解といたしますと、全体寄附額に対して返礼品が全体で3割以内でおさまればいいという考えでございましたが、国のほうは個々の寄附者に対する返礼品が3割以内ということみたいであります。これにつきまして国のほうからは詳細な返礼品の3割の規定というのは特に示されておられません。今おっしゃいましたように、地場産品につきましても明確な規定はありませんので、それに対して自治体からは不満の声も出ているというような状況にあります。そういったことから、皆野町の中でも個々に見ますと返礼品が3割を超えているという返礼品も中にはございます。

そういったことから、9月11日に国のほうで返礼品の3割を超える自治体ということで公表がありまして、246団体公表がされております。そういったことから、この中に皆野町も含まれております。ただ、それ以前の回答のときに来年の1月までには3割の基準をクリアするように、個々の返礼品も見直すということで回答はしておったのですが、国のほうでは現時点で9月1日時点で3割を超えているということで皆野町も246団体の1団体に含まれております。これにつきましては、国のほうから早急に是正をするようにという非常に強い指導が来ておりますので、できるだけ早い時期に個々の寄附に対する返礼品が3割以内となるような形で対応してまいりたいというふうに考えております。ただ、この対応につきましては、先ほど議員さんおっしゃいますように、それぞれの自治体の努力というものがありますので、担当の立場から考えますと、ちょっと国の対応も厳し過ぎるかなというふうな不満の考えも持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 大変いろいろ教えていただいて、実際国で何か3割超えるのが246自治体があるというので、皆野町なんかは全然入っていないと思ってメモだけはしていたのだけれども、そうだったの
かって改めて思うところなのですけれども、参考までに申し上げますと、館山市さっき話しましたけれども、館山市の担当者は国から明確な指示があるまでは頑張っ
て続けるという強い意思表示をテレビで言っておりました。また、さっきの長嶋一茂さんと玉川キャスターってテレビ朝日の見かけによらず本当の正論を言う人が、またそのとおりだと言
っていておりましたので、館山市はそういう強い意思を持って、皆野町はそんなところではそうなのだと思って、今驚いてしまったのだけれども、これはもうぜひ頑張っ
てもらって、うまくいくぐっってもらってやっていくしかないなと。あれは総務省がそう規制したがるもので、自分たちがつくって国民が何しろすごい盛り上がりではないですか。10年前80億
円ちょっとでスタートしたのが、もう3,650億円という、そういう国民の意思でそのお金が動いているのですから、そこを何も政府がとめる必要はなくて、それぞれの自治体が頑張っ
てそうやって特に地方を中心に一生懸命頑張っ
て集めているのですから、頑張ってもらいたいと思うわけですし、みらい創造課長も一生懸命今の課長の答弁も聞いていただけたかと思うのですけれども、そういうふうに地方が頑張
るところをぜひいろんな面で補佐していただいて、やっていっていただけたらなというところでありま
す。ぜひ頑張ってください、この辺は。去年の達成、本当にお見事でした。

それから、教育次長にご答弁いただいた工事費で、今度は各部屋で空調温度設定ができるって、随分お
くれていたのですね、各部屋でできないで、全館人がいないところは、そこは切れるのでしょうけれども、
大体温度設定は今の時代で空調各部屋ということであれば、そのようになるという設備に変わったのはい
いことだと思いますし、灯油から電気に切りかえたというのはお聞きしまして、これもまた今の時代いい
ことかと、何しろ台風が初めて東から西に進んでみたり、あんなに連日40度近い猛暑が続いてみたり豪雨
が起きてみたり、やっぱりどこかに地球温暖化というのがあるのだとすれば、それこそ政府とか行政のほ
うが率先してそのような排ガス対策的なものを、地球温暖化対策的なものを考える時代も少し始まっ
ているのしょうけれども、その辺の観点からすると、よかったのかなという気持ちがしますし、電気代の
ほうが実際安いという試算もされているようですので、そのようにお聞きしまして、了解いたしました。

あと、橋りょうのご説明いただきまして、なかなかかかるところにはかかってしまうのだなというこ
ろで、橋は維持しなければしょうがないので、大変なところでしょうけれども、理解させていただきま
した。

観光協会の説明も、俳句のまち、ぜひまた盛り上げていって、俳句の人が結構、自分はなかなか難しい
のであれですけれども、かなり好きな人は一生懸命やられているみたいで、俳句、そのような人も先生も
皆野町にはいて縁があるわけですから、そんなような感じで盛り上げていっていただけたらと思います。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） それでは、私3点ほど質問をさせていただきます。

まず初めに、62ページ、款3民生費、項1社会福祉費の節8報償費の中の出産褒賞金331万円、これは
第1子が3万円、第2子5万円、第3子以降は10万円だということに認識しておりますけれども、例えば

第1子が何名というふうな振り分けをちょっと教えていただきたいと思います。

次に、72ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、節19負補交、不妊治療支援事業助成金45万6,105円、これ、ことし、去年あたりまで結構ですので、実際に利用している方の人数、それから成果について、もしわかるようでしたら、教えていただきたいと思います。

次に、3点目ですけれども、126ページ、款10教育費、項7育英奨学金費で目1、それで、節21貸付金708万円、育英奨学金貸付金ですけれども、これ奨学金はたしか月3万円の支給だというふうに思っているのですけれども、去年の場合にその利用した人数、それから奨学金というのは、要するにいつ支給されるのかという期日がわかるようでしたら、教えてください。

以上3点です。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 9番、大澤議員さんからのご質問にお答えいたします。

決算書の62から63ページ、款3民生費の中の節8報償費の出産褒賞金についてでございますが、第1子が17名、第2子が14名、第3子が21名、合わせまして52名です。

続きまして、72から73ページの款4衛生費、目1保健衛生総務費の節19負補交の中の不妊治療費助成金につきましてですが、29年度の実績で申し上げますと、特定不妊治療が3件、うちお一人生まれております。それから、従前の不妊治療、こちらが4件で、こちら1人生まれております。あと、この後ご審議いただきます補正予算のほうでも不妊治療の増額をお願いしているところなのですが、今年度3件の特定不妊治療の申請が出ておりまして、3件とも成功しているというふうなことでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 9番、大澤径子議員さんの質問にお答えいたします。

ページでいきますと127ページ、育英奨学資金貸付金になります。まず、皆野町では高等学校以上の学校に在学する者に学資を貸与するという育英奨学金制度を設けております。29年度につきましては、利用人数の公立大学が1名、それから私立大学が19名、合わせて20名の利用の方がいらっしゃいます。それから、金額なのですけれども、国公立につきましては月2万円、それから私立大学につきましては月3万円になります。そして、支出の時期なのですけれども、前期、後期と分かれておりまして、前期につきましては4月支給、遅くとも5月の初め、後期につきましては10月支給、遅くとも11月の初めという形になっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） それでは、出産褒賞金のほうから再質問をさせていただきます。今、第1子が7名、第2子が14名、第3子以降21名って、要するに子供を2人、3人というふうに持つ方が多くなっているということはとてもうれしいことだなというふうに感じております。そして、子供が生まれるということは、要するにその家族にとってはもちろん、町にとっても大変うれしいことでもありますので、実はこの皆野町というのは子育てに力を入れているということは、皆野町だけでなく秩父郡市内の若い世代の方に随分広まってきています。そういう意味では、そしてまたこの10月には県外からの視察もあるというふうにも聞いております。子育てに優しい皆野町ということ、これからはずっと続けていくために、私はこの褒賞金というのを一度見直してもいいのではないかとこのように思っています。第1子3万円、第

2子5万円、第3子10万円、金額というのは要するに例えば10万円、20万円、30万円とか議論の余地はいろいろあるのですけれども、ただ、この金額というのは本当にどこでもある金額であって、県外ですけれども、要するに100万円というまちも実際あるのです。子供が少ないところだからこそ、子供が生まれたことを大きく祝おうという意味で、金額を大変大きくしているところもあります。100万円とまでは言いません。ただ、先ほどちょうど今不妊治療の成功例の方の人数聞いて大変うれしかったのですけれども、要するに子供というのは本当に望まれて生まれてくる存在ですので、その子供の誕生というのを祝うという意味で町でも一度出産褒賞金というものに対して、金額の変更というのをぜひ考えていただきたいと思うのですけれども、その辺についてちょっと健康福祉課長から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 大澤議員さんの再質問にお答えいたします。

よく検討したいと思います。

○議長（大澤金作議員） 9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） このことについては、ぜひ検討いただいて、子供の生まれてくることに対する町としての大きな受け取り方を示していただきたいというふうに思っています。

では、続きまして、次の不妊治療の支援事業の助成金について再質問をさせていただきます。今お話を聞いて大変よかったなというふうに本当に心から思っています。不妊治療というのは、大変苦しいものだと聞いております。そういう苦しい、苦しい思いをしても子供を授かりたいという、その夫婦の気持ちを考えると、この不妊治療というのは大変大きな、大切なものだというふうに思っております。補正のほうでも増額されるようですけれども、この制度というのをまだもしかしたら知らない人もいるかもしれない。ぜひこういう喜ばしい結果が出ているということを踏まえて、これからもぜひ広報も続けていただき、新たな命が生まれることに町として一生懸命支援をしていただきたいと思っています。このことについて答弁はもう結構です。

次に、育英奨学金貸付金について再質問をさせていただきます。先ほど期日までなぜ聞いたかといいますと、実は以前第1回の支給が9月になっていたことがありました。大学というのは、入学したときに大変お金がかかる場所ですので、せっかく育成奨学資金貸し付けるとしたら、必要なときに必要なものということを見ると、今答弁いただきましたように、4月中には支払っているということは大変よかったなというふうに思っております。これからもこの支払いの期日に関しては4月、10月ということをぜひ続けていただきたいと思っています。

それから、育英奨学金なのですけれども、要するに借りるときは皆さんよく金額は知っているのです。ただ、返すのが例えば据え置き期間があって、その返す金額は半分の金額を8年かけて返す。それで利息もつかない。この制度というのは親にとってとてもありがたい制度だというふうに私は思っております。そして、この育英奨学資金が、今は大学の教育費というのが大変高額になっていて親の負担も大きくなっておりますので、この制度をもっと活用してもらうためには、貸し方だけでなく、その返す方法というのも伝えて、そして理解を求めて広く広報するというふうなやり方を仮にしていただけたらと思いますけれども、そのことについてももし答弁あったらお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 大澤径子議員さんの質問にまたお答えいたします。

教育委員会のほうでは、奨学資金のほうをぜひ借りてもらいたいということもございまして、チラシを

作成しました。そのチラシの中に新生活を応援しますということで、皆野町は奨学金の貸し付けを行っています。貸与期間の2倍の期間で返還していただきます。利子につきませんという案内をしております。こちらのチラシは、郡内の高校などにも配付しております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） 今の答弁聞いて、本当よかったなというふうに思っています。要するに以前はただ貸しますというだけで、返すという方法も借りてからでなければ知らなかったという実態がございました。そういう意味では、今町のほうではそういういろんな制度について積極的に伝えていただいているということを本当によかったなというふうに思っています。皆野町が子供に対していろんな支援をしているということを、これからも積極的に広報して、住みやすいまちになってもらいたいというふうに思っております。

先ほどの出産褒賞金のことは、再度要望して終わりにします。どうもありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 4番、宮前です。2点ほど教えていただきたいのですが、ページでいきますと29ページのひとり親家庭の医療費支給事業県補助金というのがありますけれども、皆野町はひとり親、両親がいるのにこしたことはないのですけれども、何%ぐらいひとり親の家庭があるのか教えてください。

それと、ページで33ページで節の2の立木の売払収入なのですけれども、521万4,240円という中で、何筆ぐらいあるのかということと、わかりましたら平米数を教えてください。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 4番、宮前議員さんのご質問にお答えいたします。

29ページの款15県支出金の中の日2民生費県補助金のひとり親家庭医療費支給事業県補助金でございますが、歳出で見ますと71ページの中段、節20扶助費、こちらの中のひとり親家庭等医療費、こちらにかかわる県の補助金でございます。平成30年の5月での世帯数ですけれども78世帯、ひとり親家庭につきましては子供と親のほうも支給対象になります。その支給対象の親御さんが78人です。子供さんが113人、合わせまして対象者につきましては191人ということでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 宮前議員さんの質問にお答えいたします。

33ページの款16項2目1不動産売払収入の立木売払収入の関係でございます。場所でございますが大字下田野地内字程ノ原というところになります。通称狸穴地区というようなところになりますか、筆数ですけれども、4筆になります。それから、面積ですけれども、これは県の県造林として契約をしております、全体の契約といたしますと37.83ヘクタールになります。今回売り払った対象の面積は、11.39ヘクタールになります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 今、説明していただきました立木のほうはわかりました。

ひとり親家庭の医療費のほうの補助なのですが、78世帯で113人で、合計191人ということなのですが、それは両親がいる家庭から見ると何%ぐらいになるのか教えてください。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 宮前議員さんの再質問にお答えいたします。

現在の町の世帯数が9月現在ですけれども、3,959世帯、78世帯で比較しますと、全体の約2%ということになります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） ありがとうございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田です。歳入で14ページの款1町税についての不納欠損についてお伺いをします。町税で、不納欠損になったのが732万8,676円、その中で町税で個人が101万9,776円、法人が15万円、それから固定資産税が606万7,200円、それから軽自動車税が10万7,000円、合わせて732万8,676円、この不納欠損にした理由といますか事情、また固定資産税が606万7,000円、この不納欠損にしたのはどんな理由で不納欠損に、軽自動車税なんかの10万7,000円などもどういう理由で不納欠損になったのか、お伺いをいたします。

それから、19ページの款1項1目1交通安全対策特別交付金93万2,000円、これは特別交付金って特別がついているのですけれども、93万2,000円はこの使い道は特別に何か使ったことがあるのでしょうか、お伺いします。

それから、21ページ、款1項1目4節1学校費負担金、備考欄で学校給食費保護者負担金4,038万8,333円、これは純然たる保護者が給食費として納めたお金なのでしょうか、お伺いします。

歳出のほうで51ページの款2項1目7節19負補交、備考欄で秩父鉄道整備促進協議会負担金103万6,934円の、この目的と算出の方法をお伺いします。

それから、73ページの款4項1目2節13委託料、備考欄で子育てワンストップサービス改修委託料71万2,800円、この子育てワンストップサービス改修というのはどういうことを意味しているのか、お伺いします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 10番、四方田議員さんの質問にお答えいたします。

14ページ、不納欠損の理由ということでございますが、個人住民税につきましては18条第1項に規定する単純時効が18件、114万3,600円でございます。それから15条の7第1項第1号に該当する財産なしが2件、8万3,602円、15条7の第1項第2号に該当する生活困窮、これが2件で21万9,631円、15条7の1項第3号に該当する所在財産不明が2件、22万6,600円、合計で22件で167万3,433円でございます。

法人につきましては、単純時効の3件、15万円でございます。

それから、固定資産税でございますが、単純時効が33件、467万9,300円、財産なしが3件で129万5,200円、生活困窮が2件、4万3,700円、所在財産不明が2件で4万9,000円、合計で40件、606万7,200円。

軽自動車につきましては、単純時効が13件、6万700円、生活困窮が2件、2万1,600円、所在財産不明

が2件で1万8,400円、合計10万700円。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 四方田議員さんからの質問のお答えいたします。

まず、歳入19ページですけれども、交通安全特別対策交付金93万2,000円になります。この交付金につきましては、道路交通法に基づく反則金が原資になっておりまして、各自治体に交付されるものでございます。特別ということで、何か用途があるのかということでございますが、財源的には一般財源という扱いになります。用途が制限されるわけではありませんが、この交通安全対策という目的から道路交通安全施設の整備の財源とするということで交付されております。ですから、ガードレールですとか道路のカーブミラー、そういった安全施設に充当しているということでございます。

それから、51ページ、秩父鉄道整備促進協議会の負担金でございます。これにつきましては秩父鉄道が安全対策事業を実施するものに対しまして、沿線の8市町が負担金を支出するというものでございます。平成29年度につきましては、その8市町で負担する負担金の総額が2,333万3,000円となっております。そのうち皆野町の負担額が100万6,934円であります。この負担の根拠になりますが、負担金の5割が住民基本台帳の人口比、それから3割が過去3年間秩父鉄道の乗降客数比で算定をします。残りの2割が均等割ということで算定をされております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 四方田実議員さんのご質問にお答えいたします。

歳入のページでいきますと21ページ、学校給食費保護者負担金4,038万8,330円についてでございます。こちらにつきましては、まず小学校3校、中学校1校、それから幼稚園、それと給食センターの職員、それからALT、委託している英語の先生なのですけれども、そういう方とか、あとはPTAとかの試食会とかを行ったものも含まれてこの金額になっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 10番、四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

73ページの款4衛生費、目2予防費の中の節13委託料、子育てワンストップサービス改修委託料ですが、こちらの健診のシステム、乳児健診等のシステムの改修にかかわる委託料でございます。この子育てワンストップサービスですが、前の71ページにも児童措置費の中にも同じように子育てワンストップサービスの改修委託料やその上の児童総務費のほうにもそういった名目がございまして、これはそれぞれの自治体でデータ化しまして、転出とかした場合には、その前の自治体に戻って手続しなくても手続が済むような、将来的にはというか近い将来ですけれども、マイナンバーカードを使いまして自宅で児童手当の現況届の提出が済むような、そういったシステムを国のほうで整備を進めている、その一環でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 1つ目の不納欠損についてですけれども、生活困窮だとか、そういう人が車に乗って歩いているのかしらなんて思ったりするのですけれども、不納欠損で処分したようなところはもう既に乗っていない人なのではないでしょうか。それから、生活困窮あるいは貧困というようなこともあるようす

けれども、固定資産税は地所持っていて困窮という話も何かおかしい話だと思えるのですけれども、そういうこともあるのでしょうか。固定資産税の不納欠損にするところは、既に土地なんか持っている人も含めているのですか、その点について。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 10番、四方田議員さんの再質問にお答えいたします。

固定資産税につきましては、やはり土地、家屋等を所有している方になります。固定資産の場合には、ただ持っているだけという方でありますと、収入を生まないという方も中には数多くいらっしゃいます。今、土地を貸しているとかという方であれば収入があるのですけれども、昔からの相続とかで持っていて、現在何も収入もなく固定資産税としての収入もなく、普通の所得の収入もないという方も多くいらっしゃいますので、そういう方が該当するというところでございます。

それから、1点ちょっと補足という形なのですが、先ほど個人住民税のほうで金額等申し上げましたが、この金額は県民税分も含まれた額となっておりますので、決算額のほうとちょっと合わないということになっておりますので、この辺についてはご了承願いたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 町税ではないのだ。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 町税と県民税と両方含まれた額となっております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 不納欠損が、そういうのもあるのだ。だけれども、地所持っていて、それでは要するに減免と同じことになるような気もするのですけれども、だが減免ではないのですね。それは別に問題ないのですか。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 減免とはまた異なります。納付の資力が無いという考え方になるかと思えます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 続いて、交通安全対策特別交付金については了解いたしました。

学校給食費なのですけれども、保護者負担金ということでここに書いてあるのですけれども、これは純然たる保護者の分だけではないと、たしか3,800万円ぐらいかなって給食費集めたのを記憶していたのですけれども、ほかの部類も入っているというようなことで、わかったのですけれども、これが例えば財源がほかに3,800万円ほど見つければ、給食費も無料にできるのかなと思うところでありまして、それについては感想を述べるにとどめます。

それから、秩父鉄道の整備促進協議会負担金についてなのですけれども、これは8市町で負担ということなのですけれども、踏切についてもどういうふうになっているのかなというのでお聞きしたのですけれども、町道59号線がおかげさまで親鼻のほうでもそれに順調に工事が進みつつありますけれども、踏切がそのままなので、道路拡幅が十分にできていても、踏切でまたひょうたん型でしぼんでしまうというような状況もあるのですけれども、こういった整備促進協議会のほうから、そういったことについての働きかけとか何かうまい方法がないかと思っているのですけれども、この辺については建設課長、いかがですか。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 10番、四方田議員さんからの町道皆野59号線踏切の拡幅改良についてのご質問にお答えいたします。

このことにつきましては、昨年度来秩父鉄道と下協議、本協議ではございませんが、どのように進めるかということで協議を進めております。その中で負担割合、負担を町からお願いするような形になりますが、先ほどの町からの支出を充当するとか、その話には至っておりません。情報不足でございます。済みません。これから勉強させていただきます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） せっかく町道59号線も改良工事が順調に進めていただいて、これはありがたいと御礼を申しますが、やはりまた踏切がちょっとひょうたんのように真ん中がくびれているような形にもなりますので、ぜひとも副町長にもよくお願いして、ぜひその踏切の改良についてもご尽力いただきますようお願いをしたいと思いますが、どうぞよろしくお祈りします。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 踏切、よく承知しました。

以上です。

〔「よろしくお祈りします」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） よろしくお祈りします。ありがとうございました。

それから、子育てストップサービスというのがちょっといまいち理解がよくできなかったのですが、これはネットワークで何か住民基本台帳がどうのこうのと言っていたけれども、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思うのですが。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 四方田議員さんの再質問にお答えいたします。

簡単に言いますと、利用者の行政手続の軽減を図るといようなことかと思えます。先ほどマイナンバーカードのお話をさせていただいたのは、自宅のパソコンでマイナンバーカードを利用して役場に行かずにそういった手続ができるというふうな、そういったことを今国のほうで進めている、その中の一つというところだと思えます。よろしくお祈りします。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 何を申請するとき、補助金をもらいたいとか、そういうやつのか子ども手当や何かの申請をするとか、そういうときに使うのですか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 先ほどマイナンバーカードのお話をさせていただいたのは、児童手当の現況届、毎年1回出しますけれども、そういった手続とか、あるいは異動とかをしたときの前の住所地の行政とのやりとりみたいなのが行政間でできるといったことになってきています。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 余りよくわからなかったのですが、ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

認定第1号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

〔「議長、休憩」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時41分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第2、認定第2号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 145ページになります。国民健康保険税の不納欠損額469万5,859円、それなりにまとまった額が不納欠損ということですが、どのようなものでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 3番、小杉修一議員の質問にお答えいたします。

国保税の不納欠損額でございますが、先ほどの一般会計のほうと同じというか、項目は同じなのですが、単純時効として222万1,000円で19件です。財産なしが2件、243万1,089円、生活困窮2件、1万1,700円、所在財産不明が1件、3万2,070円、合計で24件の469万5,859円でございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 不納欠損ということに確定されるその経過において、その人たちはいろいろ容易ではなくてそういう事情もあるのかと思いますけれども、健康保険は最後どうなるのか、途中は維持されているのか、最後はそういうところで国民健康保険が適用がちょっとうまくいかなくなるのか、その辺の

ところはどうなのですか。

- 議長（大澤金作議員） 税務課長。
- 税務課長（米沢満夫） 保険自体は適用されております。

以上です。

- 議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。
- 3番（小杉修一議員） 結構です。
- 議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

認定第2号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。



◎認定第3号の質疑、討論、採決

- 議長（大澤金作議員） 日程第3、認定第3号 平成29年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

認定第3号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。



◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第4、認定第4号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決いたします。

認定第4号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

以上、認定第1号から認定第4号までの4議案について審議を終了いたしました。

田島代表監査委員におかれましてはご苦労いただき、まことにありがとうございます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第5、議案第26号 皆野町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第26号 皆野町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

埼玉県人事委員会の職員の失職の特例に関する意見に準じて、職員の失職の特例を定めたいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第26号 皆野町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容のご説明をいたします。

議案の3枚目に配付しております新旧対照表によりご説明いたしますので、ごらんください。

第1条では、条例の目的に職員の失職の特例を定めることを加えるほか、字句の訂正を行うものです。第3条の改正は、字句の訂正を行うものでございます。

次の2ページにまたがりませんが、既存の第5条に見出しを付し、繰り下げて第6条とし、新たに第5条、失職の特例として第1項では、任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。

第2項では、前項の規定によりその職を失わないものとされた職員が、その刑の執行猶予の言い渡しを取り消されたときは、当該取り消しの日にその職を失うと規定を加えるものでございます。

議案の2枚目にお戻りいただきまして、附則ですが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、議案第26号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第6、議案第27号 皆野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第27号 皆野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、

この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第27号 皆野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

議案の後ろに参考として、現行条例と改正後の条例案の新旧対照表を添付してございますので、ごらんください。放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育でございます。今回の改正は、放課後児童支援員の資格要件を定める第10条第3項を改正するものでございます。

第10条第3項第4号の改正は、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にしたもので、有効な教員免許状を取得した者を対象とするための改正でございます。

次の第5号の改正は、学校教育法の改正により新たに設けられる専門職大学の前期課程の修了者は、短期大学卒業者と同等の教育水準を達成することから、この修了者を対象に追加するものでございます。

第10号は新設でございます。5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものを対象に追加するもので、資格要件を拡大する改正でございます。

2枚目の改正条例本文にお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。ただし書きの第10条第3項第5号の改正規定は、学校教育法の改正が平成31年4月1日から施行されるための経過規定でございます。

以上、簡単ですが、議案第27号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 第3条第4項で改正が見られておりますけれども、現状において学童支援員が不足しているかなという感じのある中で、これは厳しくなっているわけですが、今まで資格は持っているけれども、免許状までは申請していただけていないと、勤めた実績がなかったりもして、それぞれの事情があるでしょうけれども、いただけていないけれどもという人がいて、それを縮めてしまう、その人を除外されてしまう、実際に免許状、その人は多少煩雑ではあるかと思うけれども、手続をすれば免許状はもらえるのでしょうかけれども、何か学童支援員が不足しているかなと思われる状況において、こういう方向に行かなくてはいけないのかな、上位の法律から流れてきているのかもしれないのですけれども、そういうことかなと思いますけれども、その点それでしょうかというところ、どう考えるか。

続いて、その10号、5年以上放課後児童健全事業に従事した者で町長が認めた者、この前段における結局は町長が認めたくても前からやっている人ではないと何か認められない。前からやっている人は、町長に認めてもらえなくても資格は大抵持っているのではないかなと、何かよくわからないところがあるので、その辺のところはこの法律の整備によってどう改善されているものなのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 3番、小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

今回の改正でございますが、第10条第3項では、放課後児童支援員は次の各号のいずれかに該当する者

であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければなりません。この1から10号までに該当する者であって、県知事が行う研修、子ども・子育て支援制度がスタートしてから毎年研修が始まっていますけれども、4日間の研修でことしも皆野から2名の参加がございます。こちらの1から10号までに該当するものであって、この研修を受ければ支援員になれるということでございます。教員免許状がなくても、この10号では5年以上の経験があつて町長が認める者であれば、支援員になることができるということで、支援員が不足しているということで、支援員の枠を拡大するという全体的な内容になっております。教員免許状がある方でも、この県知事が行う研修を受けなくてはならない、こういったこととなります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 支援員がやっぱり不足している状況ですね。その中において、これによって支援員が確保されやすくなるという話なのでしょうけれども、そうなのでしょう。5年以上も勤めている人に制限していますね。とにかく町長が認めて県知事が行う講習を受けてくればいいと、その人は、でもその前提条件でやはり5年以上の経験がなくてはいけないものなのですか。なくても町長が認めれば講習を受ければ大丈夫だということですか。そうならば確かに範囲が広がることとなりますけれども、この前段を見ると、そうでもないような気がしてしまうのですけれども、いかがですか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

この10号の5年以上ということでございますが、教員免許状があれば即県知事の研修が受けられます。この5年以上というだけの縛りですので、今回のこの5年以上というところは中卒者、中学校卒業の方でも受けられるというような内容でございます。

〔「従事した者とある」と言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 高校卒業者だと2年以上の事業に従事したものといるところがあるのですけれども、今までですと、最低でも高等学校卒業者といるところがあったのですが、今回その高等学校というところが削除されていますので、高等学校に出ていなくても非常に優秀な、経験豊富な方であれば、この県知事の研修が受けられるというものでございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 健康福祉課長の答弁をお聞きして、かなり柔軟に対応できるかなという気がしてお聞きしました。では、枠が広がっていくという期待をいたします。わかりました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 小杉議員の質問と重なる部分があるかと思うのですが、これにつきましては皆野町の場合は現実的には放課後児童の健全育成事業というのは、明星保育園のほうに指定管理をお願いしているということだと思うのです。なおかつこれにつきましては、例えば町の直営でそういった学童保育事業をやっている場合について5年以上の経験、従事したものであって、町長が適当として認めた場合には職員として採用すると、そういった条例の位置づけでいいのかどうか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 11番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

こちらの対象ですけれども、民営、公営にかかわらず、放課後児童支援員はこの県知事が行う研修を修了した者でなければならないというものでございまして、町の職員ということでなく、国、県、町からも補助金が出ております。そういったことから適正な支援員の配置ということで、その資格について知事が行う研修を修了したものであるという規定が定められております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 最後の町長が適当と認めたものって、要するにだから例えば明星保育園の学童保育園の支援員についても、町長が認めないと支援員になれないのかどうか。何でここに町長が適当と認めたものというのが条文として入れているのかどうかということ、だから都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないということで、5年以上の放課後児童健全育成事業に従事した者であれば、あえて明星保育園の支援員に対して町長が認めるとかなんとかということは関係ないわけでしょう。何でここにこういうふうに町長が適当と認めたものというのを入れなくてはならないのか、ちょっとその辺が疑問なのです。だから、この条例自体というのは町の直営で学童保育事業を行っている場合に、支援員として採用すると、そういった条例の位置づけではないのかなというふうには私は理解しているのですが、その辺はどうなのでしょう。ということは、今現実的に皆野町としては直営で放課後児童の支援、健全育成事業ってやっていないわけでしょう。そこに携わっている支援員というのはいないわけでしょう。いるのですか、その辺含めて。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 内海議員さんの再質問にお答えいたします。

現在町の職員として放課後児童支援員はおりません。この規定ですけれども、子ども・子育て支援制度が始まりまして、各自治体で放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例というのをそれぞれ自治体が定めております。先ほど申し上げましたとおり、この研修を受けるには町を通じまして県の研修を受けていただく手続となります。そういったことから、町で事業を行っている公営の支援員に限るということではなく、公営の学童を行っている自治体もございまして、民営、公営含めた規定というふうに理解しております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） わかりました。例えば三沢小学校に放課後児童の健全育成事業として、町として例えば教育委員会から臨時職員みたいな形で支援員として採用して、町独自で放課後事業の事業を行うと、そういった場合について5年以上の経験があって、町長が認めた場合、支援員として採用できるというか、そういったことも含んでいると、例えばの話で申しわけないけれども、そういった理解でよろしいのかどうか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

町が仮に公営で行う場合につきましても、同様の規定でございまして。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第7、議案第28号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第28号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第28号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

今回の改正は、医療費助成の対象者に所得制限を導入する改正でございます。本制度には、所得制限がありませんでしたが、応能負担により対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者とし、負担の公平性を図るものでございます。

議案の後ろに参考として現行条例と改正後の条例案の新旧対照表を添付してございますので、ごらんください。

第4条でございますが、医療費助成金について規定しております。新設する第2項は、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条に規定する額を超えた場合は、医療費助成は行わないとし、次の第3項では災害により対象者の所有する住宅、家財、土地、固定資産等の被害金額がその価格の2分の1以上である損害を受けた場合は、第2項の規定を適用しないとするものでございます。

2ページをごらんください。第5条は、受給資格の登録について規定しており、新設する第2項は認定した場合は、受給資格登録者として登録を行い、登録をしない場合は、規則で定めるところにより申請者

に通知するものと規定しております。

次の第6条の改正は、医療費助成を行う場合は、当該受給資格登録者に受給者証を交付し、第4条第2項の規定により医療費助成を行わない場合は、規則で定めるところにより通知する改正でございます。

最下段の第9条は、届け出の義務について規定しており、新設する第2項は受給資格者は規則で定めるところにより、所得の状況について町長に届け出なければならないとして、毎年所得審査を行うものでございます。

改正条例本文にお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は平成31年1月1日から施行するというものでございます。ただし書きとしまして、既に受給者証の交付を受けている対象の方の適用を定めるものでございます。

以上、簡単ですが、議案第28号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 第4条2項の改正にかかわりまして、第7条に規定する額の所得があったらというところが出てきますけれども、重度心身障害者という方において、所得が幾らになったらこれがかかってくるのか、第7条の規定する額という、その線は幾らでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 3番、小杉議員さんからの質問にお答えいたします。

扶養者がいない場合で、年間所得額が360万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） わかりました。そうした場合、実際これがこれで改正された場合、該当者というのは出そうなのでしょうか、それを超える人というのは。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

県の資料によりますと、受給者の約2%が該当すると想定しております。皆野町で8月1日現在で284人の方が登録されておりますので、2%としますと5人から6人がこれ該当するのではないかとというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 了解しました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 所得制限を重度心身障害者に持ち込むということ、本当に私は障害者に対するいじめかなというふうに思うのですけれども、課長、どう思いますか。冷たいあれではないですか、この条例。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 5番、常山議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほどの説明の中で、負担の公平性等々申し上げましたけれども、この所得制限の金額は平均給与額よ

り高い設定というふうになっております。先ほど申し上げましたように、該当者は少ないと見込んでおり、県の補助要綱に基づきまして2分の1に当たる補助金を受けており、町の条例もこれに沿った形で制定をしている、そういったことでございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） わかりました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大澤金作議員） 起立多数です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第8、議案第29号 皆野町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第29号 皆野町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町消防団条例について所要の改正を行いたいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第29号 皆野町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、内容のご説明をいたします。

議案の3枚目に添付しております新旧対照表によりご説明いたしますので、ごらんください。

中段になりますが、新たに第2条の2として消防団員となることができない欠格条項の規定を加えるものでございます。

4ページをごらんください。中段になりますが、第13条に見出しを付し、公務災害補償に関する規定について全部改正をするものです。

第14条につきましても見出しを付し、委任に関する規定につきまして全部改正をするものでございます。その他の改正につきましては、見出しの改正及び字句の訂正を行うものです。

議案の2ページにお戻りください。附則ですが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第29号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 4ページの新旧対照表で団員が公務により死亡、負傷し、もしくは疾病にかかり、または公務による負傷、疾病により死亡、そのときに遺族に損害を補償するとなっておりますけれども、この損害の補償というのは何をもち、お金でやるのですか、それとも誰がそのお金を出すのですか。その補償の内容は決まっているのですか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 四方田議員さんの質問にお答えいたします。

公務災害補償につきましては、町が消防団員等公務災害補償等共済基金に加入をしてございます。万が一団員が公務によりまして消防団の活動中ということになりますが、死亡もしくは負傷等した場合に、この基金のほうから災害補償として支出されることとなります。その算定内容ですけれども、団員の勤務年数、また階級によりまして補償基礎額というのが算定をされます。その補償基礎額に基づきまして、例えば死亡ですとか障害が残ったというようなケースにそれぞれ算定方法がございまして、その基金の定める算定方法に基づきまして算定された金額が団員本人、また死亡の場合には遺族等に支払われるという内容でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） その金額というのは、例えば平団員で10年いたら幾らとか、そういう金額はわかりますか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 再質問にお答えさせていただきます。

共済基金のほうから実務の手引というものが示されておまして、その中の基礎額というところを見させていただきますと、例えばですが、団長、副団長、これが補償の基礎額になりますけれども、10年未満ですと1万2,400円、10年以上20年未満ですと1万3,300円、20年以上ですと1万4,200円、その下の分団長、副分団長ですと、10年未満が1万600円、10年以上20年未満が1万1,500円、20年以上ですと1万2,400円というような形で補償の基礎額というのが定められております。この補償の基礎額に基づきまして、例えば障害補償となりますと、それに関係する障害の度合い等によりまして、必要な係数が掛けられて補償額が算定されるという内容になっております。その内容につきましては、かなり細かくその障害の度合いですとか、いろいろなけがの内容等によっても異なってきますので、その定められた算定方法に基づき計算

されるという形になります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） その基礎額を算定し、亡くなってしまった場合、その何万円とかという話ではなくて、かなりの金額になるのですか。基礎額に掛け算や何かするといういろんな状況によって掛け算をするのでしょうかけれども、どのぐらいの掛け算、例えばの話、普通の団員でその基礎額が1万幾らとかがあって、それに全く亡くなってしまった場合、亡くなってしまったのではそれ以上のことはないのでしょうか、するとどのぐらいにこの補償があるのですか、一番単純な話で。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 再質問にお答えさせていただきます。

遺族補償の欄を見ますと、これも例えばその団員が生計の中心であったとか、例えばそれに扶養がいると、かなり14段階での細かく定められております。一番大きい算定の内容になりますと、先ほど申しました補償基礎額に1,000を掛けるというようなものが出てまいります。

〔「1,000万円ということか」と言う人あり〕

○総務課長（新井敏文） その金額につきましては、先ほど申しましたように階級、それから勤続勤務年数等によって異なりますので、一応算定方法によりますと400から1,000の係数を掛けて算定するというような表になってございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） わかりました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。



◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第9、議案第30号 皆野町水と緑のふれあい館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第30号 皆野町水と緑のふれあい館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本館は、平成6年度から営業を開始し、多くの入館者がありましたが、ここ数年入館者の減少が続き、収支も悪化し、改善も困難な状況にあります。また、建物、設備の老朽化も著しく、このたび閉館したく、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただけますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長に議案内容の説明を求めます。

産業観光課長。

〔産業観光課長 宮原宏一登壇〕

○産業観光課長（宮原宏一） 議案第30号について、内容のご説明を申し上げます。

議案書2枚目をごらんください。先ほど町長のほうからの提案理由の説明のとおり、皆野町水と緑のふれあい館設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年10月1日から施行するというものでございます。

以上で、簡単ではございますが、議案第30号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原です。

ふれあい館の廃止につきましては、私も前々からやめたほうが良いと申し上げてきたところでございます。今回廃止するというので、大変良かったと私なりに思っているところでございます。

そこで、廃止するのは大変結構なことではございますけれども、今後施設の土地の利用というか、そういったことにつきまして執行部のほうで現在お考えがありましたら、お聞きしたいと思っております。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 宮原議員さんからの水と緑のふれあい館の廃止後はどうするのかというような質問でございますが、民間において使用する方がいないか探していきたいと思っております。使用者が決定するまではそのまま置くというようなことになろうかと思っております。なお、5年前に閉校しました金沢小学校においては、しばらく利用者を探していましたが、5つの団体が関心を示してもらいました。最終的には、町内の医療法人彩清会清水病院において、教室を生かした高齢者のデイサービス施設「ももとせ学校」として活用することになり、現在でも多くの高齢者が利用しております。旧金沢小学校のような、活用ができればベストであろうかと思っております。なお、ふれあい館の電気、また浄化槽については、隣のわくワクセンターと一体で併用してございます。このようなことから、使用者が決定するまでは、わくワクセンターの一部として管理していくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 今、跡地利用につきましては副町長のほうから答弁ございましたが、私なりの意見を申し上げさせていただきますと、あの施設は私が見た目では今後は老健施設あるいは大手企業の保養施設あるいはまた大学、学校関係の施設に振り向けたらどうかという考えがあるわけでございます。私も老健の事業をやっている知り合いもおりますし、また大学関係では大東文化大の陸上部の監督をしていま

した青葉、全学連の箱根駅伝の会長もしておりましたので、大学関係のスポーツ関係につきましては、私も青葉はいとこでございますので、積極的に働きかけてみたいと思いますが、何かその辺につきまして執行部のほうでご意見等ございましたらお願いします。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 宮原議員さんの質問にお答えします。できれば今お話のような地域社会に貢献できるようなもの、あるいは安定し、また継続性があるものが望ましいわけでございます。今ご提案の介護関係、また教育関係等々、そのような事案がありましたら、ぜひご紹介等いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） では、そういう方向で私も積極的に取り組んでみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） まず、町長にお聞きしたいのですけれども、このふれあい館をぜひ町民から続けてくれという要望は、4月24日からずっと休んでいたわけですが、そういう要望は寄せられましたか。

それから、課長にお聞きしたいのですけれども、利用者数が減っているということで、28年度から29年度においてどのくらいの人数が減少しているのか、利用者の。それから、シルバーに運営を委託して2年になるのですけれども、町として客をふやすような取り組みを指導していたのかなのですけれども、課長にはその2点、町長には1点をお願いします。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 再開をしてほしいという方は、私は1名の方から聞いたような感じがしておりますけれども、多くの方からはそういう要望は寄せられませんでした。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 常山議員さんの質問にお答えいたします。

利用者でございますけれども、平成28年度2万822人、29年度1万8,328人、2,494人の減でございます。質問事項2のシルバーに働きかけたということでございますけれども、平成28年度からシルバーのほうで、ご存じのように指定管理を行っております。その間におきましても、いろいろシルバーのほうと協議しながら、改善を図ってまいりました。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 私も、いろんな人から聞いてみたのですけれども、続けてくれという要望がなかったのです。しょうがないのではないのかというような感じがあって、私としても今までこれ質問もしてきて、改善もしてくれということで、いろいろと意見を言ってきましたけれども、これはいたし方ないのかなという考えでいます。ありがとうございました。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 閉館にする直接の要因というか、それをお聞きしたいと思うのですが、うわさというか、以前電気系統の故障によって大分修復を図るのに多額な金額がかかるとか、そういった話が聞こえてきているわけなのですが、直接の要因、この施設のスタートを振り返ってみますと、当初林業従事者の研修施設ということで、県からの補助金を、大した金額ではなかったと思うのですが、もらって動き出したと、施設ができ上がる前か、でき上がってからか、ちょっとあれなのですが、宿泊施設にするか、それとも日帰りの施設にするかということで、当時議会においても山梨県のどこでしたっけ、たしか直営している日帰りの温泉施設等も視察して、その後このふれあい館については日帰り施設としてスタートしようということで、動き出したかというふうに思います。運営については、当時ふるさと創生資金の1億円の半分、5,000万円を出資してつくった皆野振興開発株式会社、ここに運営を委託しまして、10年ぐらいですか、たしか運営してきたと。振興開発株式会社が解散するというので、その後皆野町が直営で運営して、先ほど常山さんが言われたように、2年前からですか、シルバーに指定管理でお願いしたといった経過があらうかと思うのですが、いずれにしましても、この施設、大変施設自体ももったいないなと思いますし、先ほど宮原議員からも今後の活用についていろいろ提言等もされているわけなのですが、直接の要因、これを回復するにはどんぐらいの金額がかかるのか、直接の要因と、それを復旧するにはどのぐらいかかるのか。

あわせて、補正予算とも関係するのですが、移住なりお試し移住ですか、あとお試しオフィス、例えばお試しオフィスの施設としてあの施設を使うとか、そういった検討もテレワークとか、そういったところではそれこそ田舎の古民家を使って、実際そこで企業を興したような場所もあるみたいですから、そういったことも考えられるのではないのかなと思いますが、いずれにしましても直接の閉館に決断した要因で、今後それを回復するのにしたら、どのくらいかかるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 赤字になり始めて、かなり長い期間赤字でしたけれども、地元の方々が観光組合を設立していただきまして、手打ちそばだとか、そういう形でかなり多くの方々に喜んでいただき、お客さんも回復して来た時期もありましたけれども、やはりおもてなしをする方々も年を取ってきまして、これ以上続けることが不可能だと、こういうことからシルバーにお願いをするというようなことになったわけです。そしてまた、隣にほぼ同じ大型な施設があるわけでございまして、そちらも見ておきますと、どうも近ごろはお客さんも減ってきているような状況が見受けられます。そんな形でかなりこれから努力をしても、以前のようなにぎわいは難しいだろうなということ、それから建物も老朽化しておりまして、エアコンが故障したとか、あるいは入れかえなければならないとか、あるいは冷凍冷蔵庫等のようなものもたびたび入れかえをするような状況を繰り返してまいりました。なお、今回はああした施設で最も重要な水回り、あるいはボイラー等の故障で交換しなければならないと、額につきましては担当課のほうから申し上げますけれども、いわゆるこの際これを修繕したとしてもお客さんのふえてくる見通しはなかなか難しいだろうと、こういうことからこうした決断をしたわけでございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 内海議員さんのご質問にお答えします。

今、町長のほうから申されましたように、今後このふれあい館の施設、水回り、ボイラー等を直しますと、約でございませけれども、250万円以上かかります。それだけの負担が今後かかると思われま。

よろしくお願ひします。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 内海議員さんからのご質問にお答えを申し上げます。お試しオフィス、お試し居住としての活用の検討でございませけれども、まず交通の便の関係で、お試し居住として活用する場合につきましては、やはり公共交通機関を基本的には想定しているところがございませるので、その観点からなかなか難しいであろうという部分が1点でございませ。また、お試しオフィスとして活用するに当たりましても、規模が大き過ぎる部分がございませ、お試しとして使うに当たりましては、もう少し小ぶりの部分がまずは最適ではないかというふうに考えているところでございませ。また、先ほど産業観光課長からお答え申し上げたように、改修に多額に費用がかかるという部分もございませ、今回はお試しオフィスとしての活用は見送らせていただいた経緯でございませ。

以上でございませ。

○議長（大澤金作議員） 内海議員さん、よろしいですか。

○11番（内海勝男議員） はい。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） いろいろお聞きしてもいるのですけれども、結局その前からこの議論は聞かされている部分がありまして、ことしの当初予算のときに、やはりそれはもうやめてもいいのではないかという議論もありましたけれども、頑張るのだというところがあったのでしようけれども、この期の途中で決断されたというところの、その辺のやむなさの気持ちもいろいろあったのでしようけれども、そんな中で結局シルバーに300万円で委託されていたような、管理委託されていたようなものがまたなくなる。先ほど来聞いているとシルバーも今度は頑張っていた干し芋事業もよしてしまうと、シルバーのほうから見れば、随分仕事が一気に減るのだなというところ、それでシルバーというのはある意味、町の高齢者がさきやかだけれども、そこでまだ働いてそれなりの収入を上げる労働の場であるわけですけれども、その辺との兼ね合いというか、シルバーのほうの意見というのはどのようにお聞きしているのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） シルバーとの関連についてお答えします。

シルバーにつきましては、今ご指摘のとおり、請負的な事業で指定管理者として、ふれあい館の運営、経営を行ってまいます。また、シルバーにおいてはサツマ、干し芋事業、これとふれあい館の運営、この2つが赤字の部分でございませ。これについて、赤字の部分について今後廃止するというところで、この4月にふれあい館の指定管理者について辞退したいという申し出があったわけです。そういうことで、シルバーとの調整ができております。多大な修繕経費もありますが、一番大きなのはここ3年間毎年4,000人ずつ入館者が減ってまいます。これは高齢化、また人口減少によるものであると思ひますが、シルバーにおいて民間的な感覚を入れて、何とか回復できないかと思ひましたが、悪化の一途というところでシルバーのほうも手を引くというところでございませ。また、特に近場に温泉施設があるというところで、ある意味で民間圧迫という面もあまいますので、民でできるものは民でという考えもあまいました。いずれにいたしましても、シルバーとの調整ができております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） わかりました。それで、これはかなりいろいろなところで補填、機械が壊れればそれなりの金額をかなり続けていたわけですが、ある面浮くというか、その辺が解消されるという点において、やむを得ないかなというところもあるのですけれども、要するに長生荘のお風呂が残るわけですが、多少今度は長生荘のお風呂が充実できる余地があるのではないかって考えたりもするのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 3番、小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

長生荘の浴室につきましては、今年度の予算で承認いただきましたお風呂の改修工事、防水工事の予算がついておりまして、設計が終わって、これから発注に向けて進めております。お風呂の広さは変わらないのですが、高齢者の憩いの場としてお風呂のほうも活用できるように、その辺も含めて工事の内容のほうも検討しております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） よろしいですか。

○3番（小杉修一議員） はい。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第10、議案第31号 平成30年度皆野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第31号 平成30年度皆野町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第31号 平成30年度皆野町一般会計補正予算（第2号）につきまして、内容のご説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,315万円を追加し、総額を40億8,265万8,000円とするものでございます。

2 ページから4 ページまでが第1表、歳入歳出補正予算、5 ページが第2表、地方債補正でございます。水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。

予算に関する説明書3 ページをお開きください。まず、歳入からご説明申し上げます。

最上段、款9 地方特例交付金26万4,000円の増額及び款10 地方交付税の普通交付税1 億2,388万7,000円の増額は、いずれも交付額の決定に基づくものでございます。本年度の普通交付税の交付額は13億6,825万円となりました。

その下の款14 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金の障害児給付費等国庫負担金214万1,000円の増額は、障害児給付費等負担金の対象サービスについて利用人数及び利用回数が増加したことによるものでございます。なお、補助率は2分の1となっております。

その下の項2 国庫補助金、目1 民生費国庫補助金の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金73万4,000円の追加は、後期高齢者医療保険に係るシステム改修を行うためのもので、全額を後期高齢者医療特別会計へ繰り出します。

最下段、款15 県支出金、項1 県負担金、目2 民生費県負担金の障害児給付費等県負担金107万円の増額は、先ほどの国庫負担金と同様のもので、補助率は4分の1でございます。

4 ページに移ります。2 段目、項2 県補助金、目1 総務費県補助金のふるさと創造資金県補助金80万円の増額は、交付額の内示があったことによるものでございます。

同じく目4 農林水産業費県補助金、節2 農業振興費県補助金、産地パワーアップ事業費県補助金745万6,000円の追加は、町内のブドウ農家の施設整備のためのもので、補助率は10分の10でございます。

款18 繰入金、項1 基金繰入金、目1 公共施設整備基金繰入金1 億4,785万6,000円の減額と、目2 地域福祉基金繰入金1,270万円の皆減は、本補正の歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

最下段、款18 繰入金、項2 特別会計繰入金、目3 介護保険特別会計繰入金1,261万8,000円の追加は、過

年度の負担額確定による一般会計への返還金を受け入れるものでございます。

5 ページに移りまして、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金の前年度繰越金5,401万7,000円の増額は、平成29年度決算額の確定によるものでございます。

次の款21町債、項1町債、目3臨時財政対策債9万6,000円の増額は、臨時財政対策債発行可能額の確定によるものでございます。

6 ページをごらんください。歳出になります。2 段目、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節26寄附金の豪雨災害見舞金10万円の追加は、西日本を中心に発生した平成30年7月豪雨による被災地への見舞金でございます。

ページの一番下、目7企画費、7 ページに移りまして節13委託料のみなの魅力発掘・創造会議アドバイザー業務委託料102万円の減額は、契約額の確定によるものでございます。

その下、お試し居住、お試しオフィス整備業務委託料700万円の増額は、その下の節15工事請負費に計上していた700万円を減額し、委託料へ計上がえるものでございます。

同じく節14使用料及び賃借料の土地借上料11万3,000円の増額は、お試し居住住宅用地の土地を借り上げるためのものでございます。

目8電子計算費、節18備品購入費の情報機器購入費286万2,000円の増額は、障害福祉関連のサーバーが老朽化したことに伴い、更新するものでございます。

最下段、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19負担金、補助及び交付金の障害児給付費等負担金428万3,000円の増額は、歳入でもご説明いたしましたが、利用人数及び利用回数の増によるものでございます。

8 ページに移ります。ページの中ほど、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節19負担金、補助及び交付金、不妊治療支援事業助成金140万円の増額は、申請件数の増が見込まれるため対応するものでございます。

次の目3環境衛生費、節19負担金、補助及び交付金の小規模水道設置費補助金29万1,000円の増額は、平成29年10月の台風21号により損壊を受けた重木地区の修繕に際して、地元の水道組合に補助をするためのものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金、補助及び交付金の埼玉県産地パワーアップ事業費補助金745万6,000円の追加は、歳入でご説明した産地パワーアップ事業費県補助金による支出でございます。

9 ページに移りまして、款6農林水産業費、項2林業費、目3水と緑のふれあい館管理費158万5,000円の減額は、水と緑のふれあい館の廃止に伴うものでございます。

10ページに移ります。ページ中ほど、款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節15工事請負費500万円の増額は、中三沢区地内において町道三沢92号線舗装補修工事を実施するためのものでございます。

12ページに移ります。最上段、款10教育費、項5社会教育費、目5文化会館費、節14使用料及び賃借料475万2,000円の減額及び節15工事請負費2,471万円の追加は、文化会館の照明設備について更新工事を行うためのものでございます。当初予算の時点ではリースで予定していたものを工事による設置に切りかえをするものでございます。

13ページから16ページまでが給与費明細書、17ページが地方債に関する調書でございます。

以上、簡単ではございますが、平成30年度一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 何点か質問させていただきます。

最初に、7ページになります。項1総務管理費、目7企画費、節13委託料説明欄のみなの魅力発掘・創造会議アドバイザー業務委託料102万円の減額補正ということですが、関連しまして10ページの款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節13委託料、職業体験委託料35万円の減額ということがあります。総務課長のほうから説明がありましたように、アドバイザー業務契約が確定して減額をしたということがあります。前回の6月議会の中でも私が要望させていただいたのですが、その内訳資料をぜひこの場で配付をしていただきたいと、それをもって説明をしていただきたいと、これが1点です。それと同じく7ページの項1総務管理費、目7企画費、節13委託料と節15工事請負費、この関係です。説明にもあったのですが、工事請負費のお試し居住、お試しオフィス整備工事費700万円を、これは皆減するということだと思います。削除するということだと思います。その700万円をお試し居住、お試しオフィス整備業務委託料700万円の増額補正です。これ当初予算に300万円ありますから、そうなりますと委託料が1,000万円というふうになろうかと思えます。節区分を変更までして、予定していた工事は行わないで整備の委託料を1,000万円にすると、その委託料の1,000万円をする中身です。業務内容、これについてお聞きしたいと思います。

また、関連しまして節14の土地借上料ということで11万3,000円ですか、追加になっているかと思うのですが、これ場所はどの辺なのか、あわせてこの事業の整備について現在どのような状況になっているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

8ページになります。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節19の負補交、不妊治療支援事業助成金140万円の増額補正に対して、説明では申請件数がふえるという、そういった対応ということなのですが、もう既に決算審査の中でも大澤議員の質問に対しまして、健康福祉課長のほうから今年度3件の申請があって、3件とも成功しているという答弁がされているのですが、140万円ということになりますと特定不妊治療の場合、35万円の助成ということですから、4人分を見込んでいるのかなというふうに想定するのですが、当初予算でも恐らく62万円当初予算で予算計上していますので、その中では恐らく1名分ぐらいは当初予算で措置されていたかと思うのですが、現在申請含めて何件ぐらい予定しているかという見込んでいるのかという、これが1点です。

この特定不妊治療の助成金につきましては、今年度4月からです。それまでは町の助成10万円だったのを35万円に一気に引き上げてもらったと。これは恐らく県内でもトップクラスの特定不妊治療の助成だというふうに私は思っているのですが、けさの毎日新聞に体外受精での誕生2016年は5万4,110人で、2016年の総出生者数の18人に1人の割合で体外受精で生まれていると、成功しているという、そういった記事が載っておりました。2015年に比べて3,109人ふえていると、こういったふえている傾向については、費用の一部が公費助成をする制度が知れわたってきていると、そういったことでこの不妊治療を受ける人も増加しているというふうに見られるというふうに新聞報道がされておりました。先ほども言ったのですが、県内でも恐らくトップクラスの皆野町の助成金額になっていると思いますし、また午前中の決算の中でも大澤議員のほうから、ぜひ皆野町もそういった子育て支援も含めて広報等で取り上げていただきたいというふうな要望もなされています。恐らく今年度になっての助成制度がこういうふうになりました

と、例えば県の補助10万円を含めてトータルで50万円の補助になりますと、ぜひこれ広報で早急にといいますか、知らしめていただけるかどうか、ぜひそういうふうな形をとっていただきたいと思うのですが、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

それと、8ページなのですが、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19の埼玉県産地パワーアップ事業費補助金です。745万6,000円ということで、総務課長のほうから町内ブドウ農家への補助ということで説明がされているのですが、町内ブドウ農家も何件かあるかと思うのですが、その辺内容をもう少し細かく説明をいただきたいというふうに思います。

それと、12ページなのですが、款10教育費、項5社会教育費、目5文化会館費、節15工事請負費のホール照明操作卓類更新工事費2,471万円、もう少しこの工事の内容について説明をいただきたいというふうに思います。

それと、歳入のところでちょっと落としてしまったのですが、4ページの款15県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節4企画費県補助金ということで、ふるさと創造資金県補助金80万円ということなのですが、この補助金の対象といますか、どういったところに県のほうから補助をいただけるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 11番、内海議員さんからいただきましたご質問にお答えを申し上げます。

みらい創造課の分につきましては、全部で5点ご質問をいただいたかと認識しております。まず、一括してこちらのほうからお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目、歳入の部分でご質問いただきましたふるさと創造資金県補助金の内容でございすけれども、こちらは今回お試し居住、お試しオフィスをすることによる整備の部分についての補助でございす。当初予定しておりましたのが1,100万円の部分に対しての補助率3分の2ということで730万円を予定しておりましたけれども、こちらが補助対象額が1,085万円、それに補助率が3分の2から4分の3に変更となりまして、その差し引きで80万円の増となったものでございす。補助対象の中身といたしましては、お試し居住、お試しオフィスの整備の部分で約1,000万円、次にPRの経費といたしまして85万円、また3点目で空き家、空き店舗情報登録制度の経費につきまして15万円、この1,100万円のものから、うち空き家、空き店舗情報登録制度の15万円を早期執行という観点から対象から外しまして、1,085万円を補助対象経費とさせていただいた変更によるものでございす。

次に、歳出のほうに移りますけれども、7ページ、みなの魅力発掘・創造会議アドバイザー契約の確定に関する補正予算の分でございす。こちらにつきましては、内訳の提出につきましては議長の許可をいただきましたら、内訳書のほうを提出させていただきまして、それに基づいてご説明させていただきたいと考えております。

〔「よろしく申し上げます。説明は、では配付されてからということね」と
言う人あり〕

○みらい創造課長（中島直輝） はい。その他の項目について、まずはご説明をさせていただきたいと思ひます。

続きまして、3点目の項目でございすが、委託料と工事請負費の変更に関する部分でございす。こちらはお試しオフィス、お試し居住の候補地の整備に関するものでございまして、当初委託料の範囲といたしましては、この整備内容の設計費として300万円を見込んでございしました。ただ、この中で本来工事

請負費で年度当初考えていたところにつきましては、工事請負費としてやってしまいますと、設計と実際の工事請負費のところで業者が全く分かれてしまうという部分が発生します。今回改修の後にD I Y講習という形で実際にこのお試し居住の利用する方が実際に自分たちで改修をして、その改修のやり方を楽しみながら移住のお試しをしてもらうというものが1つ大きな事業の大きな中身となっておりまして、その際にどこを、どう改修するか、その改修の設計の部分と実際にその後業者が工事としてやる改修の部分、またその後に利用者が自分たちで行うD I Yでの改修部分、これらが密接に連動する必要がございますので、今回は一括して委託という形で企業の連合体を対象に契約を結ばせていただく予定でございます。

次に、4点目でございます。土地の借上料と、その次のお試しオフィスの契約状況等について一括してお答えを申し上げます。まず、土地の借り上げ料についての場所になりますけれども、住所につきましては、大字皆野でございまして、この役場の道路を挟んだ向かい側にある空き家でございます。こちらのほうで行うということが今決定したところでございます。状況のほうを改めてご説明を申し上げますと、現在建物の所有者と建物については無償の譲渡ということが、契約を事前に今内諾をいただいている状況でございます。土地につきましては、借地となっておりますので、土地の所有者と現在下交渉を進めてございまして、今回はその土地の借り上げに関する費用を計上させていただいているものになります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 議長、担当課長のほうから、議長の承諾を得てから。

○議長（大澤金作議員） はい、資料の提出を許可いたします。

○11番（内海勝男議員） この場でぜひ諮っていただきまして、資料を配付して、それから説明していただきたいと思うのです。

○議長（大澤金作議員） お願いいたします。

みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） ちょっと休憩にさせていただいて、その間に準備をさせていただければと思います。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時28分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 改めまして、ただいまお配りをさせていただきましたアドバイザー業務委託契約の内訳書に基づきまして、内海議員さんからのご質問のほうにお答えを申し上げます。

まず、このアドバイザー業務委託契約につきましては、6月19日に本年度の分につきまして契約をさせていただきました。中身については、アドバイザー契約とはしてございますが、大きく3つ内容としては分かってございます。1つは、みなの魅力発掘・創造会議におけるアドバイザーとしての役割の部分で、これは年額として96万円という内容になっております。続いて、浅草との交流の関係の業務委託とい

たしまして、こちらは大きく5点ございます。1つが隅田川水面の祭典、こちらが5月27日に行われたものでございます。次に、こらしょカーニバルでの人力車の手配の関係でございます。こちらは8月13日のこらしょカーニバルに関するものでございます。3点目が8月25日土曜日に行われました浅草サンバカーニバルでの皆野町からの参加に関する調整経費でございます。4点目が平成31年の2月に予定しております皆野中学校が浅草の職業体験に行く者の調整経費でございます。5点目が9月8日土曜日に行われました浅草盆踊り大会への皆野町の参加に要する調整経費でございます。こちらの交流事業業務委託内容が、合計しますと268万円となります。このほか、3点目といたしまして企画提案の業務委託といたしまして今回皆野町のほうから魅力発掘・創造会議のほうに答申を依頼している3項目につきまして、それぞれ20万円ということで提案書のほうを依頼しているものでございます。合計をしますと、税抜きで424万円、税込みの金額になりますと457万9,200円という契約内容になってございます。このうち、先ほど内海議員さんから関連してご質問がございました教育のほうでの35万円の減額につきましては、この交流事業業務委託のほうの4項目め、皆野中学校浅草職業体験の32万円、こちらのほうへの振りかえという形でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 11番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

8ページ中段、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生費の19節負補交の不妊治療支援事業助成金につきましてご説明申し上げます。当初では、この特定不妊治療につきましては1件を見込んでおりました。今回5件見込んで4件分の増額ということになっております。29年度では3件の特定不妊治療の申請があったのですが、年度末ということもありまして、予算取りのときには1件で予算のほうは計上させていただいております。

それから、広報の件でございますが、30年度の予算の紹介号、4月号になるかと思うのですが、こちらで特定不妊治療の助成金の増額ということで、紹介をさせていただいたのですが、改めて不妊治療の支援事業についての広報の掲載について検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 11番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

8ページ、款6農林水産業費、項1農業費、農業振興費の中の19節埼玉県産地パワーアップ事業補助金745万6,000円、これの内訳について申し上げます。町内には、今8園ほどのブドウ農家さんがあります。そのうちの2園、くりやぜ園さん、秩父観光ぶどう農園さん、この2園のブドウ園さんにおきまして高品質のブドウをつくるために雨よけハウス、ブドウ棚の上にハウスをつくります。この事業でございます。総面積といたしますと、2,222平米でございます。くりやぜ園さんが885平米、秩父観光ぶどう農園さんが1,337平米の雨よけハウスをつくる事業の補助事業でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 内海議員さんのご質問にお答えいたします。

歳出の12ページ、文化会館費、ホール照明設備リース料、それからホール照明操作卓更新工事費になります。こちらについては、内容なのですけれども、文化会館の照明設備は設置から30年が経過しまして、構成部品の劣化も進んでおります。また、修理のための部品の調達も難しくなっております。当初照明操

作卓等の設備を5年間のリースで予算措置しておりましたけれども、検討の結果工事として執行したほうが有利であるということがわかりまして、リース料を減額しまして、工事請負費を補正するものでございます。内容のところなのですけれども、操作卓につきましては、これは館内の照明を明るくしたり暗くしたりする装置ということです。あとこの装置につきましては、文化会館のホールの操作室内に設置してあります。そちらの操作機材の更新と、それから舞台袖のところの電源、配管等の配線工事、それから撤去運搬というものが含まれている総工事になっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） アドバイザリー契約の業務委託契約については、非常によくわかる説明でありがとうございました。ただ、この工事請負費の700万円を整備業務委託料に入れて、これについて委託する委託先、何か説明だということ、ほぼ企業の連合体みたいなところに委託するような説明なのですが、非常に不透明といいますか、こういった形ではこの委託料を契約するのに入札にかけるのかどうか、この点について。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 内海議員さんからいただきましたご質問にお答えを申し上げます。

今回の委託料に節がえをいたしました改修経費につきましては、随意契約を今見込んでございます。これは本来工事請負費として執行する場合ですと、入札を経て契約をするものになると思いますが、今回この全体の事業の構造といたしまして、地域活性化を図るために特定の企業への支出ではなくて、町全体の業者さんとの連携の中で、そういった構想の中でお試し居住の仕組みを考えていくというものでございましたので、今回は企業の連合体さんのほうに委託契約という形で締結をさせていただきまして、相手方の中で適切な業者さんのほうに具体的な各工事のほうを振り分けていただく、そのような形式をとらせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 企業の連合体ということなのですが、具体的に当然町内の業者とかということ想定しているのでしょうか、主には例えばこういった業種、その辺まで言えましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 内海議員さんからのご質問にお答えを申し上げます。

当初想定しておりますのは、皆野町商工会の建設部会を想定してございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） わかりました。ただ、そういった形で随契にするのが妥当かどうかというのは、ちょっと私もうかがななものかという感はあるのですが、とりあえず私のほうからはこの件については以上にしたしたいと思います。

それと、この産地パワーアップ事業費の助成の関係なのですが、町内ブドウ農家8園あるということで、そのうちの2園に補助をするということなのですが、高品質のブドウ栽培といいますか、具体的に例えばちちぶ山ルビーの生産をふやすとか、そういった雨よけのハウスを設置する補助ということなのですが、

具体的に高品質、特定できるようでしたら、その辺も含めてお聞きしたいというふうに思います。

それと、ホールの照明操作卓類の関係なのですが、主にはどの部分にこの工事費一番多い部分、この説明だというと何か操作卓類にこれだけかかってしまうような、これは異常ではないのかなというふうに私は思うのですが、主な工事費、この辺についてご説明いただきたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 11番、内海議員さんの再質問にお答えいたします。

高品質のブドウといいましては、今秩父地域で特産としておりますちちぶ山ルビーがございます。このブドウ農家さんが町内に6園ほどあります。そのうちの2園の方が山ルビーの生産を本気でやっております。この山ルビーを高品質の付加価値をかけて栽培していくという形でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 内海議員さんからの再質問にお答え申し上げます。

文化会館のホール照明卓更新工事につきまして、主に舞台調光装置、こちらが照明操作卓になります。照明操作卓のほうにつきましては、信号の変換器や卓上コネクター、それから舞台袖の操作をする盤等ついておりまして、1つの机のような形のものであります。それから、もう一つは操作卓と別にまた電気工事がありまして、これは二次側電気工事といいまして、電線類の配線を含む工事になります。なので、操作卓の工事及びまた操作卓から舞台のほうに行くまでのケーブル、それから舞台袖のところにも小さなまた操作盤がありますので、そちらも更新になると、操作卓、配線、それから舞台袖のちょっと小型になりますけれども、操作盤、そのような工事になっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原です。今、内海議員のほうから質問のありました件につきまして、創造課長の関係でご質問、ダブらない程度でしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず最初に、この補正予算をつくるに当たって工事請負費700万円、これをそっくりよして、委託料に700万円そっくり上げたという形の、この補正予算のつくり方自体がちょっと問題があるのではないかと、まずは第1点ここを思うところがございます。それで先ほどアドバイザー業務委託契約ですか、これは配付いただきましたが、これによると、まずこの浅草サンバカーニバル、それと皆中の体験ですか、それから浅草の盆踊りと、これは秩父音頭まつりをやぐらを持って行って浅草でやったのと、これはそっくり同じことを言っている意味ですか。

それと、隅田川水面の祭典ですか、これに96万円ですか計上してありますけれども、これの内容についてちょっと説明をしていただきたいと思います。

それと、本町商店街の再生で20万円、業務委託をしたということですが、これはどこに業務委託をして、皆野町の商店街の何を目的とした企画してやるのか、これを説明願います。

それと、忘れてしまうところだったので、水と緑のふれあい館の中で、これは廃止ということで廃止に伴って当然シルバーにも管理費として300万円ですか、そのほかもろもろ出ていたと思いますけれども、

その廃止に伴って、この右の欄を見ますと減額に一つもなっていないのです。その辺のところの説明を願います。

以上です。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 12番、宮原睦夫議員さんからいただきましたご質問にお答えを申し上げます。

まず、今回の補正予算の計上の仕方についてでございますけれども、今回工事請負費から委託費への計上がえをさせていただいた部分につきましては、工事請負費と委託費とそれぞれ設計費とそれに基づく工事費と、それを分けて執行することよりも一体的に委託の中で執行させていただいたほうが効果的、効率的だというふうに考えた結果として、今回このような形で補正のほうに計上させていただいたものでございます。

2点目といたしまして、今回お配りをしました業務委託の中の浅草盆踊り大会の位置づけでございますけれども、議員ご指摘のとおり、9月8日に参加をしました雷門盆踊りと同一の内容でございます。同じものを意味してございます。

3点目、本町商店街の再生の中身でございますけれども、こちらにつきましては、本町商店街、特に旧矢尾百貨店さんの跡地をどうするかというものも含めました通りの商店街の活性化をどうするかという部分を考えていただくことを業務委託しております。業務委託先につきましては、福井正輝アドバイザーと業務委託をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 12番、宮原議員さんのご質問にお答えいたします。

ふれあい館の指定管理料300万円でございますけれども、議員がおっしゃいますように、これで先ほど条例を可決していただきました。廃止になります。閉館中シルバーにおきましての施設の点検の人員費と光熱水道費等の支払いがまだ済んでおりません。これに基づきまして、これが精算できましたら、その後対応したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） みらい創造課長の答弁の中で、音頭まつりを浅草へやぐらを持って行ってやったと、それについては総額ではこのカーニバルの経費ですか24万円、それと中学と、盆踊り100万円ということになっておりますけれども、そうすると約150万円近く音頭まつりを浅草へ行ってやっただのについてかかったということで理解してよろしいですか。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 宮原議員さんからのご質問にお答えを申し上げます。

9月8日に行われました浅草雷門盆踊り大会の経緯につきましては、まずこの開催、そしてそこに皆野町から参加するに当たっての調整経費として今回福井先生のほうにこの100万円を支払ったものでございます。これにプラスして実際に町から参加するに当たっての事務的な経費は別途当初予算のほうで、また6月の補正予算のほうで計上させていただいておりまして、それらの経費が別途かかっている形でございます。総計いたしますと約160万円ほどが今回の全体の経費としてかかっているものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） それと、答弁がなかったもので、隅田川の水面の祭典ですか、これについてまだ答弁がなかったもので、お願いします。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 宮原議員さんからのご質問にお答え申し上げます。答弁が漏れまして大変失礼をいたします。

今回隅田川水面の祭典の参加内容でございますが、こちらは今年度は5月27日日曜日に開催されたイベントでございます。場所は、台東区の隅田川親水テラス特設会場で行われたイベントでございます。イベントといたしましては来賓として台東区長、また墨田区長等がいらっしゃる中で、町長を初めとして来賓として皆野町から呼んでいただくというものでございます。また、当日イベントの中では秩父音頭の披露の時間を特別にいただきまして、ここで皆野民俗芸能奏楽研修会のほうで秩父音頭の披露をさせていただきました。このほか皆野高校の生徒、また教員のほうにも参加をいただき、皆野で今PRをしておりますイノシカバーガーを現地で100個無償提供をいたしました。さらに、町内の業者のほうにご協力をいただきまして、皆野の特産でもございますみそ、おなめといったものを現地で試供品として提供してございました。こうした形でイベントの中で皆野町のPR、そして皆野の中でのそうした芸能部分、また皆野のビジネスの部分、これらのPRをさせていただき、こうしたものが今回のイベントの内容でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） この隅田川の水面の、これに対して96万円の予算計上されているわけですが、実際にこの祭典に行くのに、こんなに費用がかかるのですか。

それと、もう一つ、浅草との交流で隅田川の水面の祭典と浅草の盆踊りにもこちらから参加して、随分幾つも参加しているように見えるのだけれども、トータルでは268万円とかかっているわけです。これだけかけて浅草との交流をして、今後皆野町にとってどういうメリットが見込まれるのか、その辺のところのお考えをお願いします。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 宮原議員さんからのご質問にお答えを申し上げます。

まず、5月27日に行われました隅田川水面の祭典への参加に要する経費でございますが、町として事務的な部分で発生した費用のほうは96万円に満たない状況でございます。これは皆野のほうから現地のほうに向かうに当たりまして、バスを手配いたしましたので、そのバスの経費が中心となっております。

続きまして、今回の皆野町と浅草との交流のメリット、もたらされる効果でございますけれども、まずはこうした形で皆野と浅草の交流が進むことによりまして、特に浅草というのは大観光地でもございまして、日本全国でも名の知れた大きな都市でございますので、そこで皆野が何かやっているということが広まることで、皆野町というものが全国的に名前が広まっていくという効果が期待されるところでございます。特に今回参加をいたしました9月8日の浅草雷門盆踊りの参加につきましては、本日9月14日の埼玉新聞11面に記事が出たほか、インスタグラム、またフェイスブックといったSNSのほうでは、こちらに参加した各参加者が皆野町のやぐらと一緒に写真を載せていたりですとか、またこちらでお配りをしたうちわを持った笑顔の写真を載せていただいたりということで、かなり拡散が広まっているものと思われま

す。こうした形で皆野町、そして秩父音頭というものが全国的にPRできていくということがまずは最大の効果であるというふうに考えております。将来的には、こうした形で皆野町というものが全国的に広まった後に、少しずつ皆野町の中に、では皆野町に行ってみようということで、少しでも来てもらえる方がふえていけば、町の活性化につながっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） では、最後に本町商店街の再生ということについて、またご質問申し上げますけれども、これはどこへコンサルを出して、どういう検討をしてもらうのか、ご説明願います。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 12番、宮原議員さんからの再質問にお答えを申し上げます。

こちらの本町商店街の再生の業務委託につきましては、そもそもこのみなの魅力発掘・創造会議に対して町のほうから答申を依頼しているというのが前提でございます。この魅力発掘・創造会議から町に答申を出していただくに当たりまして、この創造会議のアドバイザーとして契約を結んでいる福井先生のほうから、その答申のたたき台として、今回は提案書を出してもらうという形で業務委託をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） このコンサルの当初の金額は幾らで、今回3点で60万円計上されていますけれども、これの60万円をプラスするとコンサルタントへ年間幾ら払うのですか。お願いします。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 宮原議員さんからのご質問にお答えを申し上げます。

この本町商店街の再生につきましては、福井先生への報酬以外に特段コンサルとしてお支払いをしているものはございません。したがって、答申を出していただく、またそのもととなる提案書を出していただくに当たりまして発生する費用は、ここで計上しております20万円のみでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） そうすると、日野沢小学校あるいは俳句のこの3番目のやつ、これはコンサルタント料は払わないということですか。前の契約料でやっていただくということでしょうか。

〔議長、休憩にさせていただきますか〕という人あり〕

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時56分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） なかなか私も年取って頭の回転が悪くなってきているので、この問題については

まだ半分程度しか理解ができません。今後課長のところへ行って、じっくり協議したいと思います。

以上で終わります。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 今のところはもうそれはそんな感じなのでしょうけれども、違う角度でちょっと聞いておきたいので教えてください。

家つきのものを無償で、上物は譲渡を受けて土地を借りる予定だということでお聞きました。その譲渡を受けた上物は壊していくのでしょうか。それで、先ほど聞いていますと、300万円の設計料というのがそこには存在していたと、その300万円の設計料と工事料は今回700万円移行しますけれども、700万円くっつけて、それでやったほうが流れがスムーズだとかという答弁をお聞きましたけれども、その辺のところなのですけれども、本来の300万円の設計料というのはどういう形のものを考えていたのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 3番、小杉議員さんからのご質問にお答えを申し上げます。

まず、今回のお試し居住、お試しオフィスの建物でございますが、取り壊しはせずに、現存する建物を改修する形を予定してございます。

続きまして、その設計費でございますけれども、現存する建物を改修をいたしますので、内装、外装ともにどのように修繕するのか、その設計を行うこととなります。今回300万円で予定しておりましたのは、その設計費でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 譲渡を受ける建物は壊さないと、その建物は木造2階建て、平家建てで、おおよそ何坪床面積がありますか。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 3番、小杉議員さんからのご質問にお答えを申し上げます。

建物は、木造の平家の建物でございます。敷地面積につきましては、現在ちょっと情報がございませんので、後ほど調べましてお答えを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 調べればすぐわかることで、教えていただければと思いますが、イメージとしてそういう譲渡という時点ですか、相当古いものかなというもの、それで改修を進めていく、その設計料として300万円が計上されていた。その300万円と700万円の工事費を抱き合わせて一方的に相手方に渡すと、要するに町はこれをどういうものに企画していきたいのだという発想の部分が設計の部分に入るから300万円という値段なのです。300万円、その張りかえだ何だやるのに非常に高額だと思います、設計料としてその中古のものをやっていくのだとすれば、だけれども、それはその中にいろんな構想を設計の段階で折り込むのだということがあれば、そういう金額もあり、そうすると期間がかかる。期間イコール金額に何度も何度も打ち合わせがある。設計料が上がる、そういうニュアンスの金額のはずです。700万ぐらいの建物を建てるのに、木造の仮に新しくするにしても、そんな設計料はないわけですから、だからそ

ういう部分の設計料が相手方に抱き合わせで行くと。

これは考えてみれば、だから相手方はその300万円と700万円を一緒に受け取って、設計料の部分はある程度安価でおさめて、建築に一切建築工事として1,000万円を抱き合わせで仕上げるという意図があって、それを了承されるのならそういう考えもあるけれども、本来であれば設計と建築のほうを建築側が仮に言ったからといって、一緒に抱き合わせで出すというのは本来ないわけであります。だから、その辺のところをどうお考えになるのか、町でも建設課でよく工事通常やられている中で、設計は専門的であれば業者委託、それは設計だけ独立させて出していると、それに基づいて入札なりかけてその工事を仕上げていくと、設計部分が自前でできるものなら、建設課内でいろいろご苦勞いただいて、プラン立ててやっていただいたりして、なるべく安価で全体の工事を仕上げていくという流れがあると思うのですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 3番、小杉議員さんからのご質問にお答えを申し上げます。また、あわせて申しわけありません、事前に答弁をした内容の訂正をさせていただきます。

先ほど申しあげました300万円といたしますのは、設計費にプラスをいたしまして、もともと予定をしておりましたD I Y講習に係る講師料ですとかD I Y講習の中での材料費、またその資材の撤去処分費等を含めた総額でございました。設計のみに係る部分といたしましては、約45万円ということで当初見込んでおりました。300万円のうちの45万円が設計ということになります。そのほかの部分はD I Y講習に参加する方が実際に自分で改修をしますので、その現地の講師、またその安全確保、そういったところに約80万円、そのほかD I Y講習として安全な部分でそうした形で利用者の方が改修を行う、これらの材料費等の総額が300万円ということで当初予定をしたものでございます。この部分をちょっと訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そういうことで話ができれば、なるほどなところからまたスタートしますけれども、そうするとD I Yというのはお試し居住で皆野町に興味を持ってくれる人が自前で家を仕上げていくというようなものを体験させるということで、それらの企画、実際の材料調達、指導、それを商工会の建築部会に請け負ってもらう、そんなイメージでいきますか。そうすると、今度はD I Yに興味がある人をまた重点を置いて見つけるという部分の苦勞も多少違ったニュアンスで、皆野町に住んでくれる、興味を持ってくれる人かつD I Yにも興味がある人、当初何か限定される部分もあるのでしょうか、いろいろな企画でその辺のところは、ではそんな感じでいくということですね、ではそのように理解いたしますけれども、わかりました。

○議長（大澤金作議員） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 済みません、今の小杉議員の関連なのですけれども、具体的に土地借地料のお試し居住というふうに答弁があったのですけれども、これはお試し居住なのか、お試しオフィスの整備なのか、どちらか、お願いします。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 常山議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

今回整備をする予定の建物につきましては、お試しオフィスとお試し居住、どちらにも使えるものとして整備をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） わかりました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第11、議案第32号 平成30年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第32号 平成30年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 玉谷泰典登壇〕

○町民生活課長（玉谷泰典） 議案第32号 皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして内容の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、1ページをお開きください。この予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億619万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,919万4,000円とするものでございます。

2 ページから 3 ページにかけては第 1 表、歳入歳出予算の補正でございます。水色の仕切りから次が歳入歳出予算の説明書であります事項別明細書になっておりますので、これに従って主なもののご説明を申し上げます。

3 ページをお開きください。まず、歳入でございますが、款 8 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 1 億 619 万 4,000 円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

続きまして、4 ページ、歳出についてご説明申し上げます。下段、款 7 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 財政調整基金積立金、節 25 積立金 3,000 万円の増額は、財政調整基金へ積み立てるものでございます。

続いて、最下段をごらんください。款 9 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 3 償還金、節 23 償還金、利子及び割引料 2,425 万 4,000 円の増額は、平成 29 年度事業の確定により生じた平成 29 年度療養給付費等交付金、一般被保険者分等を返還するため計上するものでございます。

続いて、5 ページをお開きください。款 10 予備費については 4,990 万 3,000 円の増額となります。平成 30 年度は国保制度改革に伴う新国保制度 1 年目となります。今後県におきまして平成 30 年度分の国民健康保険給付費等交付金の精算作業が行われ、また年が明けまして 1 月には平成 31 年度分の国民健康保険事業納付金額が決定する予定となっております。今回剰余額のうち 3,000 万円を国民健康保険財政調整基金に積み立て、残額については予備費額の増額として補正を行っております。

6 ページからは、給与費明細書となっております。

以上で、簡単ではございますが、議案第 32 号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 32 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。



◎議案第 33 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第 12、議案第 33 号 平成 30 年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第 33 号 平成 30 年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提

案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第33号 平成30年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容のご説明を申し上げます。

1枚おめくりいただいて、1ページをごらんください。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に3,120万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億1,870万7,000円とするものでございます。

3枚目の水色の仕切りの次の予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開き願います。歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料33万9,000円の追加は、平成30年度本算定により保険料が決定したことによる補正でございます。説明欄のとおり、特別徴収保険料は689万8,000円の増、普通徴収保険料は655万9,000円の減額でございます。

次の款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金460万9,000円の増額、節1現年度分28万2,000円の増は、保険給付費の増加によるものでございます。

節2過年度分432万7,000円の増額は、平成29年度の精算により追加交付されるものでございます。

その下、項2国庫補助金、最下段、款4支払基金交付金、次ページに移りまして、款5県支出金につきましても、同様の補正を行うものでございます。

5ページをごらんください。款10繰越金は、平成29年度決算によりまして1,909万7,000円の増額補正でございます。

6ページをお開きください。歳出でございますが、主なものをご説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費193万2,000円の減額は、人事異動に伴うものでございます。

次の款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目3地域密着型介護予防サービス給付費136万8,000円の増額は、利用者の増加によるものでございます。

7ページをごらんください。款3地域支援事業費、項2一般介護予防費、目1一般介護予防事業費201万6,000円の増額は、一般介護予防デイサービス利用者の増加によるものでございます。

その下、項3包括的支援事業・任意事業費、目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費136万5,000円の増額は、地域包括支援センター職員の異動によるものが主な補正でございます。

最下段から次ページにかけて、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金1,463万6,000円の増額は、説明欄にございますように、平成29年度精算によります返還金でございます。介護給付費に係る支払い基金交付金返還金180万4,000円、一般会計返還金1,261万9,000円の計上が主なものでございます。

8ページ、下段、款7予備費でございますが、これらを調整いたしまして1,368万2,000円を増額するものでございます。

9ページからが給与費明細書でございます。

以上、簡単でございますが、議案第33号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（大澤金作議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、議案第34号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。

〔「休憩」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時35分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第1、議案第34号 平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第34号 平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 玉谷泰典登壇〕

○町民生活課長（玉谷泰典） 議案第34号 平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、内容のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、1ページをお開きください。この予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,720万2,000円とするものでございます。

2ページから3ページにかけては、第1表、歳入歳出予算の補正でございます。水色の仕切りから次が歳入歳出予算の事項別明細書となっておりますので、これに従って主なもののご説明を申し上げます。

3ページをお開きください。まず、歳入でございますが、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金73万5,000円の増額は、電算処理委託料の追加に伴う一般会計から事務費繰入金を計上するものでございます。

款5繰越金46万7,000円の増額は、前年度の繰越額が確定したことによるものでございます。

続きまして、4ページ、歳出についてご説明を申し上げます。款1総務費、目1徴収費、節13委託料73万5,000円の増額は、後期高齢者医療制度保険料の軽減特例に伴うシステム改修業務委託料を計上するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第34号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第2、議案第35号 調停の申し立てについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第35号、町営バス運行中の事故に係る調停の申し立てについて、提案理由の説明を申し上げます。

町営バス運行中に発生した事故による相手方への正当な人的損害額の算定を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第35号 調停の申し立てについて、内容のご説明をいたします。

今回の調停の申し立てにつきましては、皆野町が申立人となることから、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるとでございます。

1枚おめくりをいただきまして、1、調停の相手方ですが、住所、_____、氏名、_____さん。

2、申立人は皆野町と町営バスの運転手である住所、_____、氏名、_____になります。

3、申し立ての理由ですが、平成29年3月14日、申立人、_____が運転する町営バスが役場入り口バス停に停車中、相手方から回数券を購入したい旨の申し出があったため、申立人が回数券を取り出そうとした際、ブレーキの踏み込みが甘くなり、車両が少し動いたことが原因で、相手方が車両に体をぶつけてけがをされました。けがの状況は、外傷性腰痛と左手第三指、中指の捻挫と診断されております。

その後申立人の皆野町が加入する損害保険ジャパン日本興亜株式会社を通じ、相手方と損害額について協議を重ねたが、その額について合意できないことから、調停により解決を図るものでございます。

4、申し立て後の方針といたしましては、申立人は、この調停が成立しなかった場合は、裁判所に賠償額の確定に関する訴えを提起するというものでございます。

なお、調停の申し立て先は相手方の管轄となります町田簡易裁判所を予定しております。

以上、議案第35号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 調停の相手方になるのでしょうか、_____さんという方は何歳ぐらいの方で、けがの状況とその後後遺症とか、その辺の状況、損害保険の中での和解というか、そういったところに至らない状況、その内容をお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海さんからのご質問にお答えいたします。

_____さんの年齢ですが、事故当時62歳でございます。それから、けがの状況ですけれども、外傷性腰痛、それから左の中指の捻挫ということで、後遺症等は残るような状況ではないということで保険会社のほう

から確認をとっております。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 任意保険というか、その保険の保障の範疇で納得してもらえないということなの
でしょうか、相手方のほうはどういった請求ですか、出されているのか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 相手方の内容ですけれども、事故の後5日間、当時皆野町内に住んでおりました
ので、秩父の病院に通っております。5日間通院をいたしまして、医者の方からはもうこれで治療のほ
うは終了だということ言い渡されたそうです。ただ、本人はその後まだ治っていないということで、通
院の継続を希望しておったということです。その後、皆野町から現在の住所地のほうに引っ越しをいたし
まして、本人はその後通院をしているということで聞いております。ですから、町といたしますと、そ
の5日間通院をいたしました額をもって損害額ということで話を進めてまいりましたが、相手方はその後
の通院についても町のほうに補償していただきたいということで、交渉が平行線をたどっております。そ
ういったことから、今回調停に申し立てを行うという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） これをちょっと聞いたり読ませたりしていると、車内で起きたのですか、これは。
車内で動き出そうとした直後か何かに回数券買いたいと言われて、車が動いてしまった、この方がよろけ
て車内のどこかにぶついたということなのでしょう。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 小杉議員からの質問にお答えいたします。事故は車内で起きております。——さ
んが乗車をしておりまして、役場入り口バス停に町営バスが停車をしておりまして。その際、停車をして
おった際に回数券を購入したいという申し出が運転手のほうにございました。運転手が、回数券を取り出
す際にブレーキの踏み込みが緩んだと、先ほどの説明のとおりですけれども、それによって車が多少動い
たということです。運転手は動いた自覚はないということなのですが、それによりまして、立ち上がって
いた——さんが多少よろけて、その際に身を守ろうとした際に負傷したという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） わかりました。それで、ちょっと参考的なところなのですが、この申立人
は皆野町だけではぐあい悪いのですか。運転手の方もここに出てこないといけないわけなのですか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 再質問にお答えいたします。

運転手は当事者という形になります。皆野町は、その運転手の使用者という形になりますので、申し立
てに当たりましては町営バスの運行責任者である皆野町、それから事故の当事者である——運転手、この
2名という形になります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） ニュアンス的には、運転手を完全に使用している皆野町だけでもいいような気が
するのですが、違うのですか。再度確認です。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 再質問にお答えいたします。

訴状というのを提出をいたしますが、その委任状というのを担当する保険会社の弁護士のほうに提出をいたします。その際に求められておりますのが使用者の皆野町、それから当事者である——運転手ということで、そちらのほうにも訴状のほうで弁護士に対する委任状というのを出します。そういった意味で、皆野町のみならず、当事者ということで2名必要になってくるという形になります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 了解しました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時11分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質問の中で、みらい創造課長のほうから答弁できなかった部分がありますので、お願いしたいと思います。

みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 先ほど3番、小杉議員さんのほうからいただきましたご質問で、議案第31号平成30年度皆野町一般会計補正予算（第2号）の部分でございますが、7ページの款1総務費、項7企画費、節14の使用料及び賃借料、土地借上料11万3,000円の計上に伴うご質問の中で、お試しオフィス、お試し居住の候補地の敷地面積でございますけれども、敷地面積が約260平米、建坪が約30坪でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） ありがとうございます。



◎同意第5号の説明、質疑、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第3、同意第5号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第5号 教育委員会教育長の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会教育長の豊田尚正氏の任期が平成30年9月21日をもって満了となることから、引き続き豊田尚正氏を任命したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 教育長の退席を求めます。

〔教育長 豊田尚正退席〕

○議長（大澤金作議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

直ちに採決いたします。

お諮りいたします。同意第5号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件の採決は、議会運営委員会の決定事項により、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、無記名投票で行うことに決定いたしました。

これから同意第5号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定による、立会人に3番、小杉修一議員、4番、宮前司議員、5番、常山知子議員、以上3人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に3番、小杉修一議員、4番、宮前司議員、5番、常山知子議員を指名いたします。

念のために申し上げます。同意第5号に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、投票願います。

なお、会議規則第83条の規定により、賛成、反対を表明しない投票及び賛成、反対の明らかでない投票は、反対とみなします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大澤金作議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（大澤金作議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（大澤金作議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大澤金作議員） 開票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成票 11票

反対票 0票

以上のとおり賛成票が多数であります。

したがって、同意第5号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大澤金作議員） 教育長の復席を求めます。

〔教育長 豊田尚正復席〕

○議長（大澤金作議員） 豊田尚正氏に申し上げます。

ただいま投票の結果、教育委員会教育長の選任に同意いたしましたので、告知いたします。

◇

◎教育長挨拶

○議長（大澤金作議員） ここで挨拶をいただきたいと思います。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） ただいま皆様のお力添えをいただきまして、教育委員会教育長を務めることとなりました。ありがとうございました。

引き続き町民の負託に応える教育行政を推進してまいりたいと考えております。今後ともご指導、ご鞭撻、そしてご支援のほどどうぞよろしくお願いいたします。

◇

◎委員会付託の請願審査報告

○議長（大澤金作議員） 追加日程第4、総務教育厚生常任委員会付託の請願審査報告を行います。

委員長から、本定例会に提出された請願審査報告は1件で、お手元にご配付のとおりです。

◇

◎平成30年請願第2号の報告、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 平成30年請願第2号 憲法9条改定に反対する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

請願第2号については、平成30年6月議会定例会において総務教育厚生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査とされております。会議規則第93条の規定により、その報告書が議長に提出されました。

委員長報告を求めます。

4番、宮前司議員。

〔総務教育厚生常任委員長 宮前 司議員登壇〕

○総務教育厚生常任委員長（宮前 司議員） 4番、宮前です。

平成30年6月14日の第2回定例会において付託されました憲法9条改定に反対する意見書の提出を求める請願について、委員会を平成30年8月17日に招集し、全委員並びに紹介議員である内海勝男議員にも出席をいただきました。意見を徴し、協議いたしました結果、不採択すべきものとご報告いたします。

なお、詳細につきましては、報告書のとおりであります。

以上です。

○議長（大澤金作議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 細かいことは余り言いたくはないのですが、ここに書かれている委員会の意見というふうになっていますので、具体的にまた災害対応など自衛隊はなくてはならないものとなっている、こういった具体的な発言があったのかどうか、あったとすれば、どの委員からあったのか、私もこの委員

会に説明者といいますが、そういったことで参加していたのですが、具体的にこういった意見はなかったような気がするのですが。

○総務教育厚生常任委員長（宮前 司議員） 私の記憶では、若林委員が言われたような気がしているのですが。

○議長（大澤金作議員） これ言ってしまっているの。

○11番（内海勝男議員） いいや。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 以上で質疑を終結し、委員長報告を終わりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

以上で総務教育厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

本件は討論を省略して直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議がありますので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。私は、憲法9条改定に反対する意見書の提出を求める請願を不採択とすることに反対の討論を行います。

安倍首相は、この間一連の発言で憲法9条改定に向けて秋の臨時国会を目指して議論を進めてもらいたいと時期まで具体的に示しました。憲法を守って政治を行うべき総理大臣が、憲法改定を進めようとするのは、憲法99条の憲法尊重擁護義務違反です。ことしの8月15日、73回目の終戦の日を迎えました。アジアで2,000万人を超す人たち、日本で310万人と言われる人たちが戦争の犠牲になって亡くなりました。この戦争の反省の上に立ち、二度と戦争はしないと誓い日本国憲法ができました。そして、この73年間、戦争で殺されることもなく、一人の外国人も殺すことはありませんでした。憲法9条があったからです。安倍首相は、憲法9条はそのままにして、自衛隊について書き加えるという憲法改定を目指しています。現に活動している自衛隊について、書き加えるだけならよいのではないかという人もいるかもしれませんが、しかし、法律のルールから、後から書き加えられた自衛隊が優先され、今の9条は効力を失ってしまいます。今、世界は対話の流れです。武力対武力では、平和は生まれません。

どうか議員の皆さん、子供や孫たちに平和な日本を手渡すために、憲法9条改定に反対する意見書を国に提出するようお願いいたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 次に、賛成討論を許します。

6番、若林光雄議員。

〔6番 若林光雄議員登壇〕

○6番（若林光雄議員） 6番、若林光雄です。憲法9条改正に反対する意見書の提出を求める請願に対し、不採択にすべきものという形の中で討論をいたします。

この請願におかれましては、先ほど委員長の報告のとおりでございますけれども、今この世の中で戦争を知らない日本人の人口がもう8割を超えているのではないかと思います。先般の安倍総理大臣の全国戦没者追悼の式辞の中で、戦争の惨禍を繰り返さないとした上で、歴史と謙虚とに向かい合い、どのような世の中にあっても決然たる誓いを貫いてまいりますという発言もされております。

戦争を知らない世代が多くなる中で、ただただ戦争反対ということだけではだめだと思えます。防衛と外交と、しっかりとした形の中で他国との戦争をしかけてこないような形の世の中にしてほしいと考えております。そう言われる人たちも大変多いと思えます。私もその一人として、この憲法第9条改正に反対する意見書の提出を求める請願に対しては不採択するものに賛成するものでございます。

終わります。

○議長（大澤金作議員） 他に反対の討論はございますか。

11番、内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員） 11番、内海ですが、委員会の審査結果、不採択に対する反対討論を行います。

本請願は、再び海外で戦争をする国にしないためにも、憲法9条改定に反対する意見書の提出にあります。現在の日本国憲法は、戦前の日中戦争や太平洋戦争、とりわけ日本の侵略戦争によってアジアで2,000万人が、日本人だけでも310万人のとうとい命が犠牲となりました。そうした悲惨な戦争を再び繰り返さない、そうした誓いのもとに主権在民、平和主義、基本的人権を柱にした現在の憲法が生まれております。特に憲法9条においては戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権は認めない、このことが明記されております。そして、先ほど常山議員からも言われましたが、この平和憲法のもと、七十数年間戦争によって人の命を奪うことも殺すことも、また殺されることもなく今日の平和な日本が築かれてきています。

しかし、この間安倍内閣は集団的自衛権行使を容認し、2015年9月には国民の8割近くが反対していた安保関連法、戦争法ですが、国会の数の力で恒久法として強行成立させました。そして、安倍首相は昨年5月、2020年までに憲法9条に自衛隊の存在を明記する、そうした憲法9条改憲を表明しています。しかし、安倍首相は自衛隊を明記しても9条解釈は変わらない、このように説明しておりますが、何も変わらないのなら憲法を変える必要はありません。改憲の狙いは、軍隊である自衛隊の存在を明記することにより、現在の憲法9条を空文化し、海外で戦争のできる安保関連法、戦争法を合憲化することにほかなりません。

安倍総理は、先月8月30日、名古屋市の自民党の会合で次のように述べております。災害時に昼夜を問わず、命がけで救助、救命に頑張る自衛官たちに対して、憲法違反ではないと言い切る憲法学者はたったの2割にしかならない。憲法に自衛隊を明記して、違憲論争に終止符を打つ、それこそが今を生きている政治家の自民党の使命だ、このようにまたもや国民だましの論法で憲法改正を目指す考えを重ねて示していました。多くの国民が災害救助に当たっている自衛隊の存在は認めるにしても、あえて憲法に明記する必要はありません。ましてや、災害救助に当たる自衛隊に人殺しの兵器や戦力や軍備は要らないし、救助に当たる自衛隊員に迷彩服の着用はふさわしくはなく、もっと目につく作業服にすべきであります。

いずれにしても、自衛隊を憲法に明記することではなく、自衛隊を災害復旧救助隊へと改組すれば済むことであります。しかし、安倍9条改憲を許すことになれば、軍隊の存在を維持するための自衛隊員の確保、自衛隊の強制入隊、徴兵制と連動していくことは明らかであります。その背景として、安倍政権による集団的自衛権行使容認、安保関連法の強行などにより、自衛官の採用計画は2014年度以降連続して計画

割れの現状にあります。2017年度は、採用計画8,624人に対し、入隊内定者は6,852人、計画の8割にも満たない現状にあります。そこで、防衛省は人材の安定確保を狙い、自衛官の採用年齢上限を現行26歳から32歳へ引き上げる方針をことし8月決定しています。こうした背景からも、自衛隊の憲法明記を許すならば、軍隊の維持確保のために、これからの子供たちや孫たちが強制入隊や徴兵に駆り出される身近な問題として捉えておく必要があります。

また、軍備や戦力への増強が優先され、今でさえ5兆2,000億円を超える防衛費のさらなる増大につながることも明らかです。既に防衛省の来年度概算要求でも、例年の米軍再編関連経費約2,200億円を含めた自主的な概算要求額は5兆5,000億円、今年度当初予算比で6%を上回る概算要求にあります。また、今日韓国、北朝鮮、米国によって朝鮮半島の非核化や緊張緩和が推進されているにもかかわらず、導入が契約後6年後である陸上配備型迎撃ミサイルシステムイージスアショアの導入費、2機で総額3,000億円とも言われていますが、その関連費なども含まれております。自衛隊の憲法明記を許せば、その軍事費の財源確保のためにさらなる消費税増税や社会保障費の削減など、国民生活の犠牲が一段と強いられることとなります。いずれにしても、安倍自民党総裁は今年20日の総裁選挙で3選を果たし、安倍一強政治をバネに秋の臨時国会に自民党憲法改定案を提出しようとしています。そして、来年の通常国会で改憲発議を行い、その後の参議委員選前の国民投票を狙っております。

先月21日、毎日新聞に75歳の僧侶の方が次のような投書をしていました。私たち日本人は、戦争という悲惨な体験をして、再び戦争はしないという悟りを得たのです。時過ぎて、戦争体験が風化する一方の今、私たちに課せられているのは再び戦争はしないというとうとい悟りを守る抜いていくことではないでしょうか。絶対平和の見地に立てば、集団的自衛権も個別的自衛権もありません。私たちの子孫のために、そして世界平和のために、丸腰の平和を希求していかなければなりません。日本が世界に先駆けて武力に頼らない平和の実現に邁進すべきです。こういう内容でありました。まさに現在の戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権は認めないとした世界に誇れる憲法9条を守り、平和外交を通じ世界平和に貢献すべき、こうしたことにあると思います。

請願趣旨にありますように、再び海外で戦争する国にしないために、憲法9条改定に反対する意見書の提出であります。皆野町議会としても請願趣旨を理解し、賛同し、請願を採択し、国に意見書を提出していくべきと考えます。そのことが議員として、また議会として、これからの子供たち、孫たち、そして町民に対する責任ある態度である、このように強く思っております。どうか議員各位の真摯な考えのもと、賛同をお願いし、委員会の審査結果、不採択に反対する討論といたします。

○議長（大澤金作議員） 他に討論はございませんか。

12番、宮原睦夫議員。

〔12番 宮原睦夫議員登壇〕

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原睦夫でございます。大変長い反対討論をお聞きしまして感動したところでございますが、私はこの請願第2号につきましては不採択すべきものということに賛成の討論を申し上げます。

ご承知のように、憲法9条に自衛隊を明記するということで、今の自民党政権は進んでいるところでございます。ご承知のように、今自民党でも総裁選挙が行われているところでございますが、間違いなく安倍総理が当選して、再度また政権を担うというようになるとおられるところでございます。その中におきまして、安倍政権も今期中に、ことしじゅうにこの憲法9条改定を提案したいという意見を出していると

ころでございませう。

ご承知のように、自衛隊につきましては専守防衛と昔からよく言われておりますが、攻められたら、攻められた後でなければ攻めないというような自衛隊の今の現状でございませう。多少の安保改正によりまして変わってはきておりますが、まだまだ今の段階では、今の自衛隊は軍隊と違ひましてどうにもならないという法律的な束縛があるわけでございませう。そんな中において、憲法9条に自衛隊を明記して日本の自衛隊イコール軍隊であろうと私は思っております。やはり国家、国民、町民を守るためには自衛隊あるいは軍隊なくして誰が守るのですか。自分で守らなければ誰も守ってはくれませう。そういう意味から、やはり憲法9条を改定して新しい日本のこれからの歩む道を進んでいかなければならないと思っております。

ご承知のように、北朝鮮の問題にしても拉致問題、これもやはり何が一番原因かといへば、日本の自衛隊、専守防衛、これが一番のネックで、やはり言葉は悪いですがけれども、日本はなめられているというふうに解釈するしかないわけでございませう。そういう意味からも憲法改正をどうしてもやらなければならないと思っております。前の一般質問の中で私もこの憲法改正に触れたことがございませう。その中で町長の答弁におきまして、憲法改正に自衛隊明記することについて、町長の考えも聞いたこともございませう。その答弁の中では、質問者の意向のとおり私も考えておりますという答弁をいただきました。町長も憲法改定に、自衛隊明記には賛成だという意見をいただいております。

今後私もやはり町民を守る意味からも、この自衛隊を明記しなければならないと思っておりますので、この請願審査に賛成をいたします。

○議長（大澤金作議員） 他に討論はございませうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって討論を終結いたします。

これより平成30年請願第2号を採決いたします。

採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。この請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大澤金作議員） 起立多数です。

よって、平成30年請願第2号 憲法9条改定に反対する意見書の提出を求める請願は不採択することに決定いたしました。



◎請願の審査

○議長（大澤金作議員） 追加日程第5、請願の審査を行います。

本定例会に提出された請願は1件で、お手元にご配付いたしました請願文書表のとおりであります。



◎請願第3号の上程、質疑、討論、委員会付託

○議長（大澤金作議員） 追加日程第6、請願第3号 東海第二原子力発電所の運転延長を行わないことを求める意見書に関する請願を議題といたします。

請願第3号については、産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第3号は委員会に付託することに賛成の方は……

〔「質問があるのですから」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 失礼しました。

〔「質問、討論もあるので、そういうふうに諮ってください」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） はい。

〔「では、いいですか、議長、異議がありますので」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） まず最初に、こうした決定をしました議会運営委員長に質問をさせていただきたいと思います。

議会における請願の審査、これにつきましては慎重を期するために所管する常任委員会に付託するのを原則とする、このように議員必携でも書かれております。しかし、請願の内容が急を要するものであるとか、その内容から見て結論が明白で、議会全体に異論がないとみられる場合には、委員会の付託を省略して本会議で審議できる、このようになっていますし、今日までも当皆野町議会においてそうした前例は多々あったかと思えます。今回の請願内容からして、なぜ委員会付託を省略して本会議の審議にしなかったのか、この点について議会運営委員長にお聞きしたいと思えます。

○議長（大澤金作議員） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大澤径子議員） 9番。議会運営委員長からお話を申し上げます。

ただいま内海議員のほうから、なぜ委員会付託になったかということに対してのご質問がございました。議会運営委員会では、この請願につきまして協議をいたしました。基本的には請願は委員会付託ということにしております。その中で、緊急性があるもの、そして内海議員も申されたように、全員の賛同が得られるようなもの、そのほかの意見もありますけれども、そのようなことの場合にはそのまま議会に諮るということは今までにもございました。この中で、今回この請願を審査するに当たり、委員の中から全員からそのような今回しっかりと内容を精査し、請願の審査をすべきだという意見が多く、委員長としてこのような結論にいたしました。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 慎重に審議するためというようなことで言われているのですが、この請願理由にも書かれているのですが、東海第二原発はことし11月で40年を迎える老朽化した原発です。その運転延長を行わないことを求める意見書の提出であり、急を要する請願であります。なおかつこの請願の中にも書かれておりますが、皆野町議会は平成23年、2011年、これは東日本大震災のあった年の6月議会において、原発の見直しと自然エネルギーの推進を求める意見書、これを全会一致で決議して、関係する大臣宛

てに送付してきています。こうした内容がかかれてある請願で、この状況、皆野町議会として2011年6月議会で全会で一致して原発の見直しを求める意見書を提出していると、こうしたことが加味されて議会運営委員会の中で議論されたのか。

○議長（大澤金作議員） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大澤径子議員） 請願の趣旨については、全員で協議をいたしましたので、内容は全員承知しておりました。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） では、2011年の6月議会で皆野町議会として決議し、意見書を出してきた内容について、議会運営委員会の中で資料なり、またそれを検討するなりした経過があるのですか。

○議長（大澤金作議員） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大澤径子議員） そのとき議会運営委員会時に、前回の意見書に対しての内容について審査ということはしておりません。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 反対討論をさせていただきたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 異議がありますので、反対討論を許します。

11番、内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員） 私は、委員会付託を省略し、本会議にて採決するように求め、委員会に付託することに反対討論を行います。

東海第二原発は、7年前の東日本大震災で外部電源を喪失し、非常用ディーゼル発電機の一部が使えなくなり、辛うじて始動した発電機で原子炉を冷却し、メルトダウンを免れた原発であります。そして、この被災の上に、ことし11月で40年を迎える老朽化している原発でもあります。にもかかわらず、あと20年の運転延長を原子力規制委員会に申請しています。この請願は、東海第二原発の運転延長を認めず、廃炉を求める意見書の提出であります。急を要する請願であります。

また、本請願理由の中でも触れられておりますが、皆野町議会が平成23年、2011年6月議会で全会一致で決議してきている原発の見直しと自然エネルギーの推進を求める意見書の要点を述べさせていただき、ご理解をいただきたいというふうに思います。

去る3月11日に発生したマグニチュード9.0、震度7という巨大地震、その後の大津波は、東北、関東地方の太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらし、死者、行方不明者の犠牲者は2万数千人、市や町など多くの自治体が壊滅的な被害を受けました。それに追い打ちをかけるように、東京電力福島第一原子力発電所において爆発事故が発生しました。地震、大津波によって原子炉や使用済み核燃料プールの冷却機能が稼働せず、水素爆発等により大量の放射性物質が排出されている。秩父地域においても東秩父村の牧草から基準値を超える放射性物質が検出されるなど、放射性物質に関する不安は高まっている。今後において、第2、第3の福島をつくらないためにも、そして何よりも国民の命と健康、生活や自然を守るためにも、エネルギー政策の大転換を図ることが国の責務である。よって、国は福島第一原子力発電所事故の一刻も早い収束に全力を挙げると同時に、原発による電力供給やエネルギー政策を早急に見直し、風力、水力、太陽光、地熱、バイオマスなど自然エネルギー活用によるエネルギー政策の推進を強く要望する。

こうした内容の意見書であります。当時は民主党政権でありましたが、関係する大臣宛てに意見書を提

出してきております。今回の請願は、既に皆野町議会として提出してきている原発の見直しと自然エネルギーの推進を求める意見書と同趣旨の請願であります。こうした経過からしても、皆野町議会として委員会の審議を省略し、本会議にて審議し、採決すべきと考えます。どうか議員各位の真摯な判断のもとに賛同をお願いし、反対討論といたします。

○議長（大澤金作議員） 続いて、賛成討論の方。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議がありましたので、起立によって採決いたします。

請願第3号は委員会に付託することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大澤金作議員） 起立多数です。

よって、請願第3号は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。



◎陳情の審査

○議長（大澤金作議員） 追加日程第7、陳情の審査を行います。

本定例会に提出された意見書は2件で、お手元にご配付いたしました陳情文書表のとおりであります。



◎陳情第1号の上程、報告

○議長（大澤金作議員） 追加日程第8、陳情第1号 皆野町における受動喫煙防止対策に関する陳情を議題といたします。

陳情第1号については、議会運営委員会に諮り、意見を聞いた後、議長権限において議長預かりといたしましたので、ご報告いたします。



◎陳情第2号の上程、報告

○議長（大澤金作議員） 追加日程第9、陳情第2号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

陳情第2号については、議会運営委員会に諮り、意見を聞いた後、議長権限において議長預かりといたしましたので、ご報告いたします。



◎要望の審査

○議長（大澤金作議員） 追加日程第10、要望の審査を行います。

本定例会に提出された要望は、お手元にご配付いたしました要望文書表のとおり1件を上程いたします。



◎要望第1号の上程、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第11、要望第1号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の採択についてを議題といたします。

お諮りいたします。要望第1号については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、要望第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより要望第1号を採決いたします。

この要望は採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、要望第1号は採択することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時05分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

ただいま休憩中に、議長の手元に議員提出議案1件が提出されました。

内容は、先ほどの要望第1号の採択により意見書の提出を求めるもので、発議第2号を提出いたしたいというものであります。

この際、これを日程に追加して議題といたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

議案を配付いたします。

〔議案配付〕

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時06分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第12、発議第2号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ご配付いたしました発議第2号を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大澤金作議員） 提出者に提案理由の説明を求めます。

3番、小杉修一議員。

〔3番 小杉修一議員登壇〕

○3番（小杉修一議員） 小杉修一です。この皆野町においても過疎化で議会と執行部一緒になっていつも悩んでおりますが、やはりここに書きましたように、何としてもいろんなところからの財源が欲しいという中であって、この皆野町にもなかなかいいゴルフ場が存在いたします。今、割と高齢の方がゴルフを非常に楽しんでおられる現状のもと、我が皆野町もそのゴルフ場で働く人もおりますが、その財源を1,874万円もいただけるとあって、これが存続していただきたいのは当然なことなので、私はこのところに大いに熱意を持って提出させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◇

◎総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑

○議長（大澤金作議員） 追加日程第13、総務教育厚生常任委員会委員長報告を行います。

総務教育厚生常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。委員長に補足説明がありましたらお願いいたします。

4番、総務教育厚生常任委員長、宮前司議員。

〔総務教育厚生常任委員長 宮前 司議員登壇〕

○総務教育厚生常任委員長（宮前 司議員） 4番、宮前です。総務教育厚生常任委員会調査報告を行います。

平成30年6月25日午前10時より全委員で学校訪問を行いました。まず、皆野小学校の概要並びに特色ある教育の概要説明後、施設、授業風景を視察し、学校給食センターに移動し、試食を行いました。午後、学童保育所に移動し、運営状況の説明後、ビデオでふだんの様子、その後施設等を見学し、終了いたしました。

詳細につきましては、調査報告書のとおりです。

以上です。

○議長（大澤金作議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 以上で質疑を終結し、総務教育厚生常任委員会委員長報告を終わりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

以上で総務教育厚生常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。

◇

◎産業建設常任委員会委員長報告、質疑

○議長（大澤金作議員） 追加日程第14、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

産業建設常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。委員長に補足説明がありましたらお願いいたします。

産業建設常任委員長、3番、小杉修一議員。

〔産業建設常任委員長 小杉修一議員登壇〕

○産業建設常任委員長（小杉修一議員） 3番、小杉修一です。お手元にご配付させていただいておりますが、平成30年6月29日におきまして、我が産業建設常任委員会は昨年度の建設課所管36事業のうちの14事業、産業観光課所管の2事業の現場視察をいたしました。当日、大変梅雨明けが早く、大変な酷暑の中でありましたが、委員全員で、各課長立ち会いをいただき、町内を回りました。

特に町道128号線、写真もついておりますが、これがなかなか大工事でありましたが、当日も業者が大

変暑い中やっております、現状において立派な擁壁ができていき、多くの委員が早くこれが完成するといい道ができるなという期待を持ったところであります。また、大洲地区における里山事業で木が伐採され、明るさが取り戻されているのも目の当たりにいたしました。

そのほか写真をつけてありますが、このようなところを全員で視察し、皆野町がだんだん、またよくなっていくなというのを目の当たりにいたしました。

以上、報告といたします。

○議長（大澤金作議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 以上で質疑を終結し、産業建設常任委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

以上で産業建設常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。



◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第15、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元にご配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第16、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。

◇

◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

- 議長（大澤金作議員） 追加日程第17、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。
お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会の閉会中の継続調査については、広報常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

- 議長（大澤金作議員） 追加日程第18、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。
お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。

◇

◎議決事件の字句及び数字等の整理

- 議長（大澤金作議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。

◇

◎閉会について

- 議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤金作議員） これで本日の会議を閉じます。

平成30年第3回皆野町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 月 日

議 長 大 澤 金 作

署 名 議 員 宮 原 睦 夫

署 名 議 員 大 塚 鉄 也